

令和 3 年第 1 回定例会

河津町議会会議録

令和 3 年 3 月 9 日 開会

令和 3 年 3 月 19 日 閉会

河津町議会

令和三年第一回〔三月〕定例会

河津町議会会議録

令和三年第一回〔三月〕定例会

河津町議会会議録

令和3年河津町議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月9日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の施政方針及び行政報告	6
○一般質問	15
大川良樹君	15
仲里司君	34
遠藤嘉規君	53
渡邊弘君	67
○散会の宣告	83
○署名議員	85

第2号（3月10日）

○議事日程	87
○出席議員	88
○欠席議員	89
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	89
○事務局職員出席者	89
○開議の宣告	90

○議事日程の報告	90
○一般質問	90
渡邊昌昭君	91
桑原猛君	105
○報告第1号の上程、説明、質疑	117
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○議案第3号及び議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
○議案第14号～議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
○散会の宣告	178
○署名議員	181

第 3 号 (3月11日)

○議事日程	183
○出席議員	183
○欠席議員	183

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	183
○事務局職員出席者	184
○開議の宣告	185
○発言の訂正	185
○議事日程の報告	185
○議案第37号～議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託	186
○散会の宣告	204
○署名議員	205

第 4 号 (3月19日)

○議事日程	207
○出席議員	207
○欠席議員	207
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	207
○事務局職員出席者	208
○開議の宣告	209
○議事日程の報告	209
○議案第37号～議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決	209
○議員派遣の件	214
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	214
○日程の追加	215
○議案第45号及び議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	215
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	220
○閉会の宣告	230
○署名議員	231
○議案等審議結果一覧	233

第 1 日

3 月 9 日（火曜日）

令和3年河津町議会第1回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年3月9日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の施政方針及び行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|-----------------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 土屋晴弥君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 後藤幹樹君 |
| 企画調整課長 | 木村吉弘君 | 町民生活課長 | 土屋典子君 |
| 健康福祉課長 | 稲葉吉一君 | 産業振興課長 | 村串信二君 |
| 建設課長 | 山本博雄君 | 水道温泉課長 | 中村邦彦君 |
| 教育委員会
事務局 局長 | 川尻一仁君 | 会計管理者
兼会計室長 | 渡辺音哉君 |

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 大川知寛

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（上村和正君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は、11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） これより令和3年河津町議会第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上村和正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

1番、大川良樹議員、2番、桑原猛議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（上村和正君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、3月4日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より3月22日までの14日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の施政方針及び行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

10日は、一般質問2名、報告事項、人事案件、条例案件、指定管理者の指定、事務の委託案件及び補正予算をお願いしたいと思います。

11日は、令和3年度予算8議案の提案理由の説明と、それに対する総括質問並びに予算審査特別委員会への委員会付託をお願いしたいと思います。

11日午前11時から19日午後4時30分までは休会とし、その間に予算審査特別委員会による予算審査を願い、19日午後4時30分から本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の報告と議員派遣の件などの審議をお願いしたいと思います。

なお、22日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より22日までの14日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（上村和正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第1回定例会諸般の報告。

令和3年3月9日。

第1回定例会が開催されるに当たり、令和2年第4回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

1月22日、賀茂郡町議会議長会総会及び議長会議が当町で開催され、出席しました。

2月16日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、出席しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

1月26日、議員月例会を開催し、来年度の予算概要見込み、河津桜まつり等の事業報告、新型コロナ対策専決について町担当部局から説明を受けました。

2月18日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

同日、令和3年第1回町議会臨時会が開催され、議員全員が出席しました。

3月2日、議会全員協議会を開催し、第1回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

12月24日、令和2年11月分の出納検査結果報告書を受領しました。

1月27日、令和2年12月分の出納検査結果報告書を受領しました。

2月26日、令和3年1月分の出納検査結果報告書を受領しました。

議会運営委員会。

1月15日、議会運営委員会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項及び河津桜まつりについて協議を行いました。

2月15日、議会運営委員会が開催され、議場会議システムの運用及び定例会の動画配信等について協議を行いました。

3月4日、議会運営委員会が開催され、令和3年第1回町議会定例会の日程等協議を行いました。

議会広報編集委員会。

1月6日、15日、26日、第4回町議会定例会の広報紙作成作業を行いました。

3月4日、第1回町議会定例会の内容につき、広報紙作成の打合せを行いました。

常任委員会関係議員活動。

12月24日、第2回河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

2月3日、河津町都市計画審議会が開催され、第1・第2常任委員長が出席しました。

2月4日、国民健康保険運営協議会が開催され、国保委員が出席しました。

同日、第1常任委員会を開催し、今後の方針について協議しました。

2月24日、河津駅前広場管理運営委員会議事が書面決議に付され、第2常任委員長が表決しました。

3月8日、河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。
同日、社会福祉法人河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

3、一部事務組合について。

2月16日、東河環境センター議会第1回定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月22日、伊豆斎場組合議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

同日、一部事務組合下田メディカルセンター議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月24日、下田地区消防組合議会定例会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

12月15日、「年末の交通安全県民運動街頭広報」が河津駅周辺で行われ、議員とともに出席しました。

1月29日、地方議会議長連絡協議会政策研修会が開催され、副議長とともにオンライン出席しました。

2月24日、河津駅前広場管理運営委員会議事が書面決議に付され、表決しました。

3月8日、交通安全対策委員会が開催され、出席しました。

5、町の行事について。

1月10日、河津町成人式が開催され、議員とともに出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の施政方針及び行政報告

○議長（上村和正君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、施政方針と行政報告をいたします。

本日ここに令和3年第1回河津町議会定例会を招集し、令和3年度当初予算をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と、令和3年度の主な施策の概要並びに、昨年12月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

最初に、第31回河津桜まつりは、当初、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期して開催する方針でいましたが、全国的に感染が拡大している状況下では、町民の「命と暮らし」を守ることを第一と考え、1月18日の河津桜まつり実行委員会において中止が決定されました。今年は河津桜を見に来ることをご遠慮してもらうことを基本姿勢にしつつ、新型コロナウイルス感染症から町民を守るという観点から、中止を知らずに来訪した観光客への感染症拡大防止策を講じました。

一方、町が平成31年に調査・測定した河津桜まつりの経済波及効果は、町内で約27億円、伊豆半島で約212億円とされ、中止による経済的影響は非常に大きく、疲弊した町内経済への対策として、国の第3次補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、県からの地域振興臨時交付金と合わせた1億5,009万円を活用し、町民の命と暮らしを守るための経済対策と感染防止対策を、即効性と持続性をもって、新年度予算を前倒しして推進していきます。

国においては、菅政権下での初めての予算編成となる令和3年度予算では、「感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、経済・財政一体改革を推進する」としており、地方財政運営に及ぼす今後の影響には、十分に注視する必要があります。

本町においても経済動向はいまだに不透明であり、基幹産業である観光業や第一次産業の不振、雇用環境の悪化等により、住民税をはじめとする町税は減収が見込まれ、引き続き厳しい情勢にあります。歳出面においても、社会保障関係経費などの義務的経費の増加、建設コストの上昇などにより、投資的経費においても増加が見込まれています。

このような状況下、令和3年度予算編成に当たっては、健全な財政運営を堅持しつつ、次世代に引き継ぐ新たな河津町の創設を目指し、町民本位の各種施策を推進していくため、3つのテーマへの施策の重点化を図りながら、第5次総合計画の実現に向けた施策遂行に取り組んでいくこととしました。

1つ目の重点テーマは、「子育てしやすい環境、心豊かな人を育てるまちづくり」では、子育て支援施設の建設、小学校統合の推進、小中学校におけるGIGAスクール構想の実現に取り組んでいきます。子育て支援施設につきましては、町民に親しまれ、活用される施設として年度内の完成を目指して取り組んでいきます。

2つ目の重点テーマ「安心安全に暮らせるまちづくり」では、新型コロナウイルス感染症対策の推進、防災公園の整備促進、各種災害対策及び避難所対策、国土強靱化地域計画策定、公共施設の延命化・長寿命化、伊豆縦貫自動車道建設促進に取り組んでいきます。新型コロ

ナウイルス感染症対策につきましては、早期の対応と継続的な対策が必要であると考え、実施を前倒しするために、令和2年度補正予算として予算の組替えを行いました。また、防災減災対策につきましては、関係事業の充実強化を図るため、総務課から防災係を独立させて防災課を新設し、地域防災計画の見直しや災害対策本部運営体制の強化などに取り組んでいきます。

3つ目の重点テーマ「活力と魅力あふれるまちづくり」では、河津桜まちづくり計画の推進、移住定住・ワーケーションの推進、河津バガテル公園の活用、ふるさと納税の推進に取り組めます。新規事業でありますワーケーション推進事業では、移住定住につながるよう、都市住民の受入れ体制の仕組みづくりに着手し、河津バガテル公園旧レストラン棟2階をワークスペースとして利活用を図ります。

以上が令和3年度の主要施策であります。

令和3年度の予算の概要について申し上げます。

令和3年度河津町予算案は、一般会計、特別会計及び企業会計の歳出予算の総額は、66億3,010万5,000円となりました。

そのうち、一般会計当初予算は42億8,500万円で、前年度比2億3,000万円、5.7%の大幅な増となりました。

歳入においては、自主財源である町税は、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の下落を見込み、個人町民税、法人町民税ともに減収、固定資産税につきましても、新型コロナウイルス感染症による減免制度により減収を見込んでおり、町税全体で、9億1,557万9,000円で、前年度比3,952万6,000円、4.1%の減としました。このほか分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入につきましては減となりましたが、寄附金はふるさと納税の増を見込み、1億3,510万2,000円で、前年比3,294万円、32.2%の増としました。不足財源を確保するため財政調整基金繰入金を増額し、自主財源全体では17億3,310万8,000円で、前年度比5,826万3,000円、3.5%の増とし、構成比は40.5%となりました。

一方、依存財源ですが、自動車販売の低迷により、自動車環境性能割交付金を前年度比523万円、48.4%の減とし、地方交付税は前年度比2,234万円、1.5%の増、国庫支出金は子育て支援施設整備事業費及び道路・橋梁補修事業費の増により、前年度比4,383万3,000円、18.5%の増、県支出金は、主に地震・津波対策等減災交付金やワーケーション推進事業費に係る補助金の増により、前年度比1,193万円、4.4%の増、町債は子育て支援施設建設に係る社会福祉施設整備債、学校施設大規模改造事業に係る学校教育施設等整備事業債などにより、

前年度比9,460万円、52.6%の増となり、依存財源全体では25億5,189万2,000円で、前年度比1億7,173万7,000円、7.2%の増、構成比は59.5%となりました。

歳出においては、経常的経費の義務的経費では、職員数増による人件費、障害者自立支援事業費と児童保育事業費の増などによる扶助費がそれぞれ増額となり、前年度比3,831万9,000円、2.7%の増となりました。

物件費ではワーケーション推進事業、各種計画策定業務委託事業の増などにより、前年度比6,715万8,000円、7.2%の増となり、補助費等では東河環境センター負担金、下田地区消防組合負担金の増などにより、前年度比6,500万4,000円、7.5%の増となり、経常的経費全体では、34億4,495万1,000円で、前年度比1億6,544万7,000円、5.0%の増となりました。

投資的経費は、子ども子育て支援施設整備事業と学校施設大規模改造事業などにより、5億5,382万4,000円で、前年度比4,708万6,000円、9.3%の増となりました。

町民の生命と暮らしを守り、子供を育てやすいまちづくりを目指した積極的な予算編成としました。本町のさらなる発展と振興を図るべく、本予算を提案いたします。

総務課関係事業について申し上げます。

防災関係につきましては、静岡県第4次地震被害想定を基に、地域防災計画の見直しを行います。また、近年多発する豪雨災害や、勢力を維持したまま接近上陸する台風などの災害対応や、新型コロナウイルス感染症等、感染症への危機管理、継続して防災公園整備事業も推進していきます。

職員研修関係につきましては、令和3年度より静岡県と職員人事交流事業を実施します。1年間、交流研修として1名を県へ派遣し、県から1名の派遣を受け入れることにより、幅広い知識を習得し、広い視野と新たな視点を持つことを通して、中堅職員の育成を図り、県と町の相互理解を深めることを目的としています。そのほかにも、各種研修や自己啓発研修費補助金により、職員の資質向上と研さんを図ります。

企画調整課関係事務について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい働き方が注目される中、河津バガテル公園施設と駅前プラザ空き店舗を利用して、ワーケーション拠点施設整備を行います。今定例会においてその条例案を上程しましたので、ご審議をお願いします。

また、河津バガテル公園は開園20周年を迎え、新たな顧客獲得を目指し、イベントの充実とクラウドファンディングによるドッグラン施設整備を計画しております。これらにより町内外より気軽に訪れることのできる施設、町民が集える施設を目指していきたいと考えてい

ます。

町民生活課関係について申し上げます。

窓口関係につきましては、令和6年度から戸籍情報との連携により、本籍地以外においても戸籍の証明発行が可能になる等の、全国規模の新システムの稼働が予定されております。拡充されるマイナンバーカード利用方法に対応できるシステムの導入や、体制づくりを進めます。

環境関係につきましては、東河環境センターし尿処理施設の長寿命化のため、業務委託により計画策定をしているところですが、令和3年度には静岡県から河津町へ技術職員の派遣を受け、令和4年度からの基幹改良工事に向け、設計に取り組む予定です。このため、東河環境センターの事務の一部を受託する規約について今定例会に上程しましたので、ご審議をお願いします。

ごみ処理手数料の見直しにつきましては、東河環境センター事業検討委員会において、ごみの排出量や近隣市町との手数料の比較等を踏まえ慎重に検討いただき、排出量に応じた費用負担の公平化や分別の徹底を推進し、さらなるごみの減量と資源化に取り組みますので、町民の皆様のご協力をお願いします。

健康福祉課関係事業について申し上げます。

子ども・子育て支援事業につきましては、子育て支援施設建設工事に着手し、令和4年度開設を目指して準備を進めていきます。また、11歳以上で接種する定期接種の二種混合予防接種を、三種混合予防接種で受けた場合の、二種混合予防接種相当額分の助成制度を新設いたします。

健康事業については、健康増進計画を基に各事業を進めていきます。がん検診では、賀茂医師会の胃がん肺がん検診車両が更新される予定で、画像が電子化されるなど検診の効率化が図られております。受診率を向上し、がんの早期発見、早期治療につなげていきます。

介護保険事業につきましては、新たな高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のもと、各事業を進めていきます。地域ケア会議、生活支援体制整備事業協議体を開催し、生活支援コーディネーターを中心にサービス資源の発掘や新しいサービスの構築をします。

産業振興課関係事業について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、1市5町広域連携により共同実施しており、令和3年度は津波浸水想定区域である笹原地区の一部0.06平方キロメートルを実施予定です。また、谷津地区の一部0.08平方キロメートルについて、調査用図面を作成していきます。

津波対策事業につきましては、国・県の海岸保全施設整備事業を活用し、見高地区においてレベル1津波対策とともに、レベル2津波の浸水時間を遅らせることを目的として、ベロバ海岸の護岸かさ上げ工事に着手します。

建設課関係事業について申し上げます。

橋梁事業につきましては、道路法に基づく38橋の定期点検を実施します。また、点検で早期措置段階に該当となった町道荻ノ入1号線初景橋の調査設計業務と町道縄地線水神橋の補修工事を行い、橋梁の安全性維持と長寿命化を図っていきます。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、仮称河津インター地区及び仮称逆川インター地区では順調に工事が進められており、天城峠道路区間においても、国・県と連携しながら事業化に向け、都市計画の手続を進めていきます。広報かわづ3月号でもお知らせしたとおり、都市計画原案に関する説明会を、今月3回実施する予定です。

水道温泉課関係事業について申し上げます。

水道事業につきましては、水道ビジョン・経営戦略の内容に沿って、老朽化した施設・整備の更新を行っていきます。持続可能な水道事業のため、40年ほど据え置かれている水道料金は、新型コロナ感染症による経済状況も踏まえて令和3年度は据え置き、今後の改定を考えております。

工事・計画関係では、筏場地区水道管新設工事、効率的な施設管理を行うための縄地地区水質管理システムの設置、見高入谷・長野・見高浜地区の配水池更新のための計画策定を行います。

温泉事業につきましては、安定した給湯を維持するため、日常点検及び主要管路における計画的なバルブ及びメーターの交換など、必要な設備の修繕・更新を行っていきます。

教育委員会関係事業について申し上げます。

河津町立3小学校の統合につきましては、令和5年4月の開校に向け、河津町立小学校統合準備委員会で協議を進めます。河津町立小学校統合準備委員会により答申書受領後は、各学校・幼稚園で説明や意見交換を行い、町の方針を決定していきます。

各学校のICT活用につきましては、令和2年度中にGIGAスクール構想による1人1台パソコン購入及び無線LAN設置工事が完了しますので、本格的なICT教育を稼働させるため、ICT支援員を充実させて行きます。

令和3年度の主な事業については以上です。

続いて、12月定例会以降の行政報告について申し上げます。

監査研修動画視聴会について申し上げます。

令和2年度から監査について新たな基準が設けられ、監査委員からご提案いただいた「町村監査委員全国研修会講演」の動画視聴研修が2月17日に開催され、係長級を中心に16名の職員が参加し、監査に求められる役割について学びました。

第5次総合計画策定について申し上げます。

令和3年度から10年間の河津町の進むべき方向を示す河津町第5次総合計画について、12月にパブリックコメントを実施し、河津町総合開発審議会を経て策定いたしました。町民の皆様には概要版を4月に配布いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。

第2期河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。

急速な少子高齢化による人口減少が進行する中、地域で住みやすい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、第2期「河津町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しました。策定に当たっては、河津町総合戦略推進委員会にて第1期事業実績に伴うKPI（重要業績評価指標）による評価を行い、第5次河津町総合計画と整合性を図りまとめました。

ふるさと納税について申し上げます。

今年度のふるさと納税の状況は、ポータルサイトの増加により2月末現在で1億2,587万円余と、対前年度同月比で28.2%の増額となっております。返礼品対応にご協力いただいております関係者の皆様には、さらなるご協力をお願いいたします。

まちづくり町民説明会について申し上げます。

2月1日、令和2年度町政懇談会・まちづくり事業説明会を開催しました。今年度は、コロナにより開催時期が大幅にずれ込みましたが、来年度予算の主な事業である子育て支援施設と小学校統合の経過と今後のスケジュール、また、河津桜まつり中止に伴う新型コロナ感染拡大防止対策、消防団改革、防災公園計画、旧南中跡地活用の4事業について説明を行いました。説明会には40人の町民の皆さんにご出席いただきました。また、説明会の内容は、町のホームページや広報かわづで公表させていただいております。

新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保について申し上げます。

現在、国の指示の下、ワクチン接種体制の確保に努めています。町内医療従事者等の優先接種は、町内2医療機関での接種体制が了承され、県と町が協力し、接種日時等の調整を行っています。高齢者等の優先接種については、施設入所者は施設の主治医により施設内で、集団接種は保健福祉センターで5月上旬頃から実施する計画で、賀茂医師会、町内医療機関、

高齢者施設等関係機関との協議調整を行っております。高齢者等の優先接種終了後、順次その他一般の方の接種を予定しております。完全予約制となるため、4月中旬頃から接種無料クーポン券、接種日程予約方法等の案内、予診票などを、高齢者の方から順次発送予定です。ワクチンの入手状況により日程等は流動的ですが、関係機関と協力し、早期の接種体制確保に努めてまいります。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について申し上げます。

令和3年度から令和5年度までの第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定するため、令和2年12月3日に河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会で計画素案の協議を行い、パブリックコメントを実施、令和3年2月25日、同委員会より計画案は適当との承認をいただき、最終的な計画案を作成しています。

本町の介護保険料については、令和5年度までの3年間のサービス料を見込み算出した、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料の標準額を、現行の月額6,500円と同額の計画としました。安定的な介護保険財政維持のため、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に、関係条例の改正について上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

宿泊施設支援事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の観光振興事業として、9月19日から1月31日までの期間、町内に宿泊してアンケートにご回答いただいた2,801名の方に、河津町の特産品である農産物や魚介類等を送付いたしました。

商工・観光振興事業について申し上げます。

2月18日開催の第1回臨時会において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う商工観光振興対策事業補正予算として、小規模商工事業者持続化補助金事業、プレミアム商品券事業や観光誘客促進対策として特産品送付事業、それぞれご承認をいただき、地域経済対策として事業を推進していきます。

水道台帳電子化について申し上げます。

水道法改正により定められた上水道施設台帳整備を、令和2年度から3年度にかけて、市町フレンドシップ助成金を活用して松崎町と共同で実施しています。令和4年4月1日から電子化した水道台帳の運用を開始する予定で、2月26日に水道台帳電子化（共同調達）業務委託契約を、フジ地中情報株式会社静岡営業所と締結し、水道配管図等をデータ化してシス

テムに取り込む作業等を実施しています。

小学校統合関係について申し上げます。

小学校統合準備委員会から12月24日に後発的諮問事項の学校運営協議会、教育課程、校名についての答申を受け、町はこれに沿った内容とすることを決定しました。これを受け、学校運営協議会研究会・教育課程研究会を小中学校の先生方にお願ひし、2月19日には、静岡県より講師を招き、学校運営協議会の説明を受けております。また、校名については、2月1日から3月1日まで公募を行い、326通の応募をいただきました。集計、分析、協議を行い、総合教育会議で校名候補の選定を行います。校名決定後は、皆様にお知らせいたします。

社会教育事業について申し上げます。

1月1日に予定していた元旦マラソン大会は、新型コロナウイルス感染症対策により中止に、1月26日に開催を予定していた第49回下田・河津間駅伝競走大会は、天候不良により選手・関係者の健康を考え、考慮して中止となりました。

河津町成人式は、1月10日に新型コロナウイルス感染症対策を行い、来賓の方々も例年より減らさせていただき、開催しました。該当新成人62人のうち、45人が出席し、新成人を祝うことができました。

入札結果について申し上げます。

12月23日に新型コロナウイルス感染症対策事業として実施した河津町立南小学校空調設備設置工事は、伊豆冷暖房工業株式会社が落札し2,288万円で、河津町立河津中学校空調設備設置工事は、株式会社サエツ冷機工業が落札し、2,112万円で、河津町立河津中学校・南小学校体育館換気設備工事は、東海建設株式会社が落札し、1,298万円で、河津町立東小学校体育館換気設備工事は、東海建設株式会社が落札し539万円で、河津町立西小学校体育館換気設備工事は、株式会社大塩組が落札し、495万円で、それぞれ契約しました。

特定健康診査受診勧奨等業務委託は、株式会社現代けんこう出版と、96万8,000円で随意契約を締結しました。

1月28日に実施した、林道橋（開拓橋）点検業務委託は、伸東測量設計株式会社が落札し、74万8,000円で、峰橋撤去に伴う予備検討調査業務委託は、静岡コンサルタント株式会社が落札し、495万円で、それぞれ契約しました。

2月9日に実施した、（仮称）河津町子育て支援施設建設に伴う職員駐車場整備工事は、株式会社大塩組が落札し、4,180万円で契約しました。

以上、令和3年度の施政方針と12月以降の行政報告を申し上げます。

令和3年度は、河津町第5次総合計画による今後10年間の新たなまちづくりのスタートの年であります。新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、これまでどおり、町民と行政が協力し合い、共に歩むことができる「オール河津のまちづくり」を目指して進めてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（上村和正君） これで、町長の行政報告を終わります。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

1番、大川良樹議員、7番、仲里司議員、4番、遠藤嘉規議員、9番、渡邊弘議員、3番、渡邊昌昭議員、2番、桑原猛議員。

◇ 大川良樹君

○議長（上村和正君） それでは、1番、大川良樹議員の一般質問を許します。

1 番、大川議員。

〔1 番 大川良樹君登壇〕

○1 番（大川良樹君） 1 番、大川良樹でございます。

令和 3 年河津町議会第 1 回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

1 件目、ふるさと納税収入状況について、2 件目、ふるさと納税用途（使い道）について、3 件目、ワーケーションの拠点づくりについて、以上 3 件お伺いいたします。町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

早速ですが、1 件目、2 件目は、大きく言いますと、ふるさと納税についてお伺いいたします。1 件目のほうは以前から何回か伺っておりますが、ふるさと納税の拡充、寄附金の集め方、今年度の収入状況について、2 件目はその用途（使い道）についてそれぞれお伺いしたいと思います。

まず 1 件目、ふるさと納税収入状況についてお伺いしたいと思います。

さきの 9 月議会でも一般質問をさせていただいておりますが、当初のプラットフォーム、ふるさとチョイス、さとふるに加え、レッドフォース社と令和 2 年 7 月より業務委託契約により、町が直接行っていたふるさとチョイス、さとふるに加え、楽天、ふるなび、Q o o 10、a u P A Y など、4 つのポータルサイトを増やし、今年度当初予算 1 億円に対し、6 月補正で 5,000 万円積み増し 1 億 5,000 万円と、ふるさと納税の予算額が増額され、ふるさと納税の強化策を打ちました。

そこで、お伺いします。

①令和 2 年度ふるさと納税収入見込額は。

内訳として、②単独で行っているさとふるの取扱い見込みは。

③ 5 つのプラットフォームを業務委託したレッドフォース社の、取扱い見込みで結構ですので、それぞれの前年度収入額、対増減額をお聞かせください。

以上 3 点と、4 月 20 日の議員説明会、河津バガテル公園事業再生について説明を受けた後に、ふるさと納税を活用し、河津バガテル公園の再生を図るということで業務委託されたレッドフォース社、マックスフィールドズ社ですが、レッドフォース社はプラットフォームを拡充し、寄附金の増収を図る、集めるほう。片やマックスフィールドズ社は、河津バガテル公園の再生にふるさと納税を活用していくという使い道ということで理解をしているのですが、大枠、そんな形でよろしいでしょうか。

業務委託をした2社、レッドフォース社、マックスフィールド社の貢献度、実績をどのように町当局は捉えているのか。

以上4点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま大川議員から質問ありました、ふるさと納税収入状況について、納税見込み、あるいは取扱い見込み、あるいはレッドフォース社に変更しての取扱いの状況、もう一つは、業務委託した2社の実績を町はどのように捉えているか、この4点についてお答えします。

まず、最初の3点でございます。

今年度からふるさと納税の事務委託を行いまして、議員お尋ねのように、ポータルサイトを、これまでの2事業者から4事業者に増やして6事業者となりまして、これまで町を通して行っていた事務を、新たにレッドフォース社に5社分を委託しました。当初の移行事務については、返礼品取扱いの事業者の皆さんには戸惑いもあったようでございますが、その後は特に問題なく移行していると考えているところであります。

納税見込みについてのお尋ねでございますが、去年は過去最高の9,816万円、前年度比の46%増、寄附件数は2,063件で、前年度比77%の増でございました。これは、ポータルサイトのふるさとチョイスに加え、新たにさとふるを加えた影響であると思っております。今年度は、委託とともにポータルサイトの増加により、さらに増額が見込めたことから、当初予算に加えて、総額で1億5,000万円のふるさと納税を見込み、予算化をしたところでございます。これは先ほど議員がお尋ねのとおりでございます。

しかし、先ほどの行政報告でもお話をしましたが、今年度はコロナウイルスの影響もあいまして、寄附環境が厳しいことも予想されまして、昨年より増額は見込めるものの、3月末までに予算額まで達するかどうか、厳しい状況であります。

お尋ねの現在の寄附額、あるいは見込額、あるいはさとふるの取扱いについて、あるいは業務委託したレッドフォース社の取扱い見込みについては、担当課長に後ほど答弁させます。

それから、4つ目の業務委託をした2社の実績は、町はどのように考えているかという点でございます。2社の貢献度についてお答えします。

まず、レッドフォース社についてお答えします。

サイトを委託し、増やしたことによりまして、多くの媒体から河津町へのふるさと納税への周知と町の宣伝効果ができたものと考えております。今年度はコロナの関係で取扱い金額

が小さくなっているものの、取扱い件数は大きく伸びていることから分かります。

マックスフィールズ社につきましては、特に販路拡大について町内の返礼品事業者に直接交渉を行うなど、交渉や対応状況について毎月報告を受けておりまして、新規開拓を積極的に行っていただきました。寄附額は、先ほど私が申したように予定額の達成は厳しい状況ですが、コロナ禍での寄附状況を考えたときに、十分貢献してくれているものと考えております。

それぞれ質問につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、ふるさと納税の全体の見込み、それからさとふるの取扱い、それから5社を委託しましたレッドフォース社の取扱いということで答弁させていただきます。

ふるさと納税の全体の見込みですが、本年度のふるさと納税の寄附額の多分見込みですが、町長の答弁にもありましたように、6月定例会において補正予算を組ませていただきまして、本年度のふるさと納税の寄附額を1億5,000万ということにさせていただきました。

しかし、コロナ禍の影響を受けて、昨年伸びた宿泊補助券などの伸びがなかったことや、寄附者は増えましたが、1件当たりの寄附額が減ったことなどによりまして、目標額には届かないものと見込んでおります。2月末現在の寄附額は約1億2,588万円でございます。3月末見込額は1億3,000万円前後ということで推測をしている状況でございます。

それから、さとふるの取扱い見込みでございます。

さとふるを利用した2月末の寄附額は約2,085万円です。3月末では約2,150万円を見込んでおります。昨年、さとふるは1,600万ほどでありましたので、500万円ぐらいの増額になるというふうな状況でございます。

続きまして、レッドフォース社の取扱い見込みでございます。

レッドフォース社に委託をしておりますプラットフォームについては、ふるさとチョイス、楽天、ふるなび、au PAY、Qoo10、これは議員のおっしゃったとおりの5つでございます。2月末の寄附額が約1億503万円、3月末では1億850万円となることを見込んでおります。

それから、業務委託をした2社の実績関係でございますが、レッドフォース社につきましては、ポータルサイトの5つを一元化したということでございますので、ふるさと納税のホ

ームページには、一度登録すれば同様のものが5つのサイトに掲載されるということになりますので、これまでそれぞれで対応していたものが1つでできることになりますので、その登録の手間を省くことができたということが、効果的には上がっているということで、新規登録時には事業者の皆様には手間を取らせましたけれども、納税額の数字にも出ているように、かなりの効果があったものというふうに認識をしているところでございます。

マックスフィールドズにつきましては、再生計画及びふるさと納税の返礼品の開発、開拓等を中心に行ってもらいました。再生計画については、提案をいただいているものの、再生には難しい内容であるというふうに感じているところです。返礼品については、今現在、5つの新規開拓を行っており、それ以外にも交渉中のものもありますが、徐々に効果が表れていると思われまます。その他についても、毎月、報告が上がっているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） ふるさと納税、昨年の実績9,800万円ということで、それぞれ大分、ポータルサイトを増やしたことによる増収が今年度は見込めそうだということで、さとふるもやっぱり定着してきたのか、前年は1,600万円だったところが2,000万円を若干ですけれども超えてきた。レッドフォース社のほうは約1億円ということで、やっぱり5つのポータルサイトを持ったということが、結果的にふるさと納税を増額できたということでお答えをいただきました。

レッドフォース社の貢献度というのは、9月議会で私の一般質問で、レッドフォース社の実績はどうなのかということで町長に質問をさせてもらって、町長のほうからの答弁で、レッドフォース社が取り扱っている実績、自治体の実績として1.4倍から4倍の増額実績があったということをおっしゃっておられました。大体数字的には、今回見込みとして1億3,000万円を見込めるかなというところで、前年の9,800万円を約1.4倍ぐらいにはなるのかなということで、レッドフォースに関しては、最低限のラインをクリアできているのかなという認識は、私も持っております。

ただ、4月の議員説明会において、それぞれの委託金として、レッドフォース社は取扱いの11%、マックスフィールドズ社は委託金として180万円と説明を受けたかと思えます。また、4月時点での、特にマックスフィールドズ社の今後の事業説明としては、河津バガテル公園の再生コーディネート、ふるさと納税増強のコーディネート、ふるさと納税事業へのサポートとして魅力発信、返礼品の商品開発と増強、企業版ふるさと納税、河津バガテル公園再生の

サポートとして次年度以降の企画立案、公園再生の諸準備と、説明を受けております。

マックスフィールズ社に関しては、委託金180万円の費用対効果が本当に得られたのか。先ほど企画調整課長の答弁にもありましたけれども、バガテル公園の再生計画については、ちょっとかけ離れているようなご答弁ありました。

そこら辺、町長、ご認識というか、マックスフィールズ社に関してはどのように捉えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの2社の委託している件につきましてのご質問だと思います。

まず、1点目のレッドフォース社の関係は、議員がおっしゃる1.4倍ぐらいということなんですけれども、実情を見てみますと、問合せといいますか寄附の件数自体は倍ぐらいに増えているという、当然、先ほど課長の答弁あったように、金額は確かに小っちゃいんですけれども、件数自体はすごい増えているな、それはポータルサイトを増やした結果が大きいのかなと思います。

それと、本当はもっと伸びる予定でいたわけですが、それについては、やっぱり大きい旅館さんといいますか単価のいい旅館さんが、今年はコロナの関係で営業できなかったということがあって、それが大きく響いたのかな。それでもこれだけ伸びたということなものですから、本当はコロナの影響がなければもっと伸びたということで、1億5,000万円は軽くいったんじゃないかなという思いもあるわけですが、そういう意味で、現状としてはどうにか増やすことができたのかなと。ほかの市町の状況分かりませんが、河津としてはそういうことで、サイトを増やして、この会社に委託をして効果があったのかなと思っております。

それから、マックスフィールズの関係でございますけれども、これは委託をしてあるわけですが、主に今年度、開発の関係では、大変、毎月報告を見てみますと、いろいろ取扱い事業者当たってくれまして、新たな事務が大分増えているということがございます。特に、内容的には、例えば第一次産業の方がちょっと増えてきたりとか、今まで町内でやっているんだが、なかなか返礼品に参加しなかった方たちを掘り起こしながら、1軒1軒、回って、そういう面では大変、マックスフィールズが毎月活動しているとよく分かったわけですが、

問題のバガテル再生の件でございますけれども、それについては、提案もいただいております。

ますけれども、状況を見てみますと、ほかの議員等の質問もあるものですから詳しくは申し上げられないところもあるんですけれども、やはりお金が、どうしても民間事業者さんだと、例えばある一定のお金を払ってこういう事業をやるということが、お金が大きいものですから、なかなかその提案を受けても町として一步進めないということで、現状では、今やっていることを町としては一生懸命やっているということで、それも先を見据えて、町としてもいろいろと試みやっているということで、現実的にはその提案を受けてはおりますけれども、なかなかその中では今の段階では取り組んでいけないのかな。マックスフィールズそのものも、いろんな関連の事業者といいますか、例えば建設だとか設計事業者さん等、巻き込んでいろんな提案をいただいているわけですが、現状はそういうことで、ちょっともう少し先になるのかな、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） ふるさと納税に関しては、新規事業者なんかの開拓ということでは、マックスフィールズも実績を取っているよということで、ただその再生事業について、はっきりと僕らの説明会の中でも、次年度以降の企画立案、公園再生の諸準備ということで説明を受けております。

また、ちょっとこの後、使い方のほうで改めて質問をしていきたいと思っておりますので、そのまま拡充のほうの、通告に従った説明をさせていただきたいと思っております。

今回、地域おこし協力隊の和田さんが、ワーケーションの拠点づくりでも活用されたクラウドファンディングですが、用途、目的を明確化し、寄附者に応援を求め、最近では、このコロナ禍での市場流出できない余った特産品や、災害復旧などにおいて利用されているふるさと納税の手法として、ガバメントクラウドファンディングというふるさと納税があります。その活用についてお伺いします。

①業務委託の中で、レッドフォース社による新しい手法、ガバメントクラウドファンディングなどの活用はできるのか。また、今回のワーケーションの拠点づくりのような形の中で、例えばガバメントクラウドファンディングを活用すれば、寄附金受領証明書の発行ができるのか。

②ふるさと納税全体として、令和3年度、今後の課題・展開・目標はということで予算額をクリアできなかった要因、レッドフォース社との課題研究はされないのか。新たなふるさと納税の手法を取り入れていかないのか。なぜ、令和3年度予算額が1億5,000万円でない

のか。

以上お伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのご質問のクラウドファンディングの関係についてお答えしたいと思います。

まず、ガバメントクラウドファンディングの関係ですけれども、これについては、ガバメント、自治体ということで、自治体の目標といいますか、計画に沿ったクラウドファンディングは、ふるさと納税の一つとして認められるということで、そういう制度だと思います。

後ほど詳しくは担当課長より説明いたします。

それから、今後のふるさと納税の目標といいますか、その関係でございますけれども、ふるさと納税はやっぱり町にとって欠かせない財源だと私は思っております。特にその中で、ふるさと納税そのものもそうなんですけれども、寄附もそうなんですけれども、例えば特産品のPRとか、あるいは地場製品の開発など、大きな効果を生む可能性があると思っております。そういう意味で、ふるさと納税というのは、今後、取り組むことによって大きな収入の基にもなれますし、地域の魅力を発信する重要なツールであると思っております。そういうことで、今後もふるさと納税については推進をしていきたいなと、そういうふうに思っております。

クラウドファンディングについては、今回、新たに始めたわけですが、また後ほど課長のほうから答弁あると思っておりますけれども、ワーケーションの関係でバガテル公園の使っていないところをうまく使って、ワーケーションの基地として使っていこうということを来年予定しているわけですが、それに向けて地域おこし協力隊の和田さんが、準備の段階でクラウドファンディングを計画をして資金を集めて、椅子等の修繕を行ったり、その準備をしているというのが現状でございます。これ、サイトを見てみますと、目標70万より増えて、クリアして80万近くいったと思っておりますけれども、そんなことで、新たなクラウドファンディングの取組も、これから大事ではないのかなと思っております。

また、先ほどの新たなクラウドファンディングについても、また、担当課長から答弁させます。

そして、もう一つ、今後のマックスフィールドズの関係ですけれども、先ほども答弁をちょっとしましたけれども、それと同じような答弁になるかもしれませんけれども、特に民間事業者の参画というのが一つの最終的な目標を、今持っております。そういうことで、民間事

業者をどうやってバガテル公園に取り入れていくかというのが大きな問題かと思えます。そんな中で提案もいただいているわけですが、民間事業者はいろいろ考え方もあったりとか、あるいは、民間事業者は民間事業者なりの景気の動向なんかの影響もあると思えます。そういう中で、現状では、先ほど申したように、今の段階では、提案いただいているものがなかなか町の現状と合っていないのかなと思っております。ただ、年度末でまだ最終的な報告、受けておりませんが、それを見て、今後のまた対応を考えていきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、業務委託でもガバメントクラウドファンディングの運用ができるのか。それから、課題・展開・目標について、もう少し詳しく説明をさせていただきたいと思えます。

まず、ガバメントクラウドファンディングについて少し説明をさせていただきたいと思えます。

町長のほうからも話がありましたが、自治体が資金調達のために行うクラウドファンディングのことを言います。出資金額に対して返礼品をお返しすること、それから税金の控除などが行える点が、ふるさと納税と相性の良い仕組みとなっているというふうに認識しております。

ふるさと納税の場合は、地域の福祉のために使う、そういった目的が若干漠然としています。河津町の場合は、産業振興、環境保全、そういった6つの区分に分かれて納税をいただいておりますが、そちらのほうに当たります。ガバメントクラウドファンディングの場合は、もっと具体的に、これこれ、〇〇のイベントを開催するために資金が必要なんだと、そういったプロジェクト単位で資金調達が行えるということでございます。

違いとしましては、クラウドファンディングの場合は、資金の使途、目標金額、それから募集期間、そういったものがしっかり表示されているのに対しまして、ふるさと納税の場合は、納税期間の区切りという意味では、年度ごとという締切りはありますけれども、いつまでに幾ら必要といった目標金額の提示がないものが多いというふうに認識しております。

質問の業務委託の中でも活用ができるかということでございますが、レッドフォースに委託しておりますふるさとチョイスのほうが、ふるさと納税制度を活用して行うガバメントクラウドファンディングに対応をしておりますので、レッドフォース社に業務委託している中

にふるさとチョイスが入っておりますので、運用ができるということになります。ふるさとチョイスでは、西伊豆町でもその利用をした実績があるというふう聞いております。

それから、今後の課題、目標額に達しなかったということで、その対策等についてでございますが、現時点で寄附を多く集める方法としては、ポータルサイト及び返礼品の充実強化、これが課題であるというふうに考えております。本年度、ポータルサイトの増加、それから返礼品の開発、充実に努力いたしましたことによりまして、昨年の9,800万余りよりも三千数百万多く集まる、今現在では見込みでございます。

来年度は、ANAのふるさと納税を追加すること、それからさとふる担当者によります返礼品の掲載説明、そういったものを開催し、納税しやすいポータルサイトの充実を図っていく予定でおります。

また、レッドフォース社に一元化を委託する際に、当初は2億円を集めるというふうに言っていたということもありまして、それが結果的には7割弱に、コロナということもありましたけれども、終わっているということもありますので、その結果を踏まえて、原因と対策を担当者等と協議検討して、対策を行っていききたいというふうに考えております。

令和3年度の目標としては、令和2年度の実績を基本としまして1億3,000万円を、この後、予算審査ありますけれども、当初予算には計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 今、課長の答弁いただきまして、僕もふるさと納税が今回1億5,000万円に達しなかったことにこだわっているわけではないんですけれども、やっぱりいろいろな中で、例えば予算にはもう少しだったねとか、今まで最高額だったからよかったねとか、頑張ったねで終わるのではなく、やっぱりレッドフォース社とも業務委託をされているのですから、達成できなかった問題点の洗い出し、課題追求、その課題の解決策の検討を、例えばふるさと納税の他市町の成功事例や現在のトレンドなどを、先方ともしっかり話し合ってもらい、来年度予算は1億3,000万ですけれども、ぜひとも目標を高い位置に置いてもらって、1億5,000万でなく、初めて2億円に到達しましたと、来年度途中で補正を組み直しますと言っただけのようにお願いをしまして、2件目の質問に移りたいと思います。

続いて、2件目、ふるさと納税用途（使い道）についてお伺いします。

ふるさと納税を利用されたことのある方はご存じかと思いますが、申込みの際、寄附者は、

各自治体が定めた用途（使い道）の中から選択をし、それぞれの自治体で、寄附者の意向を基に寄附金が各自治体で活用されております。先ほど企画調整課長もおっしゃっていましたが、当町の寄附用途について、現在6つの用途があります。産業振興、環境保全、健康福祉、教育文化スポーツ、河津桜保護育成、その他と、6項目ありますが、その中で河津バガテル公園の再生計画が現在の寄附用途の中に記載されていないのはなぜか。

また、河津バガテル公園の再生はどれに入るのか。

来年度、使途、用途の見直しはされないのかということで、河津バガテル公園再生は追加しないのか。

目的を細分化したほうが、寄附者は用途を選びやすいのではないかと。言葉の言い回しではありますが、その他でなく、寄附金の用途なので、他市町のように、町に一任や町長にお任せなどにされたらどうか。

使用用途について、寄附者の意向、使途指定区分は現状どのようになっているのか。

以上、お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのふるさと納税の用途（使い道）についての件についてお答えします。

前問でもお答えしておりますが、ふるさと納税による資金確保とバガテル公園の事業再生化は関連をしていると考えております。現状では、資金確保と計画の検討が必要なこと、また、コロナによる経済状況も考慮しなければならないと考えております。

寄附の用途につきましては、バガテル公園再生計画の記載がないとお尋ねですが、現状の6つの使い道のうちで産業振興などの事業として取り組むことも考えられると思っておりますので、現状では、見直しは考えておりません。

現在、他の河津桜まちづくり事業などと併せまして、河津バガテル公園再生に向けて資金確保を目指しまして、企業版ふるさと納税の申請を総務省に申請中でありまして、こちらの今後の計画の資金確保に取り組んでいると、そんな状況でございます。

また、寄附者の意向について、現状について、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、寄附者の意向は現状どのようになっているのかということで、答弁させていただきます。

寄附者の用途についてですが、本年度の2月末時点でのデータで回答させていただきたいと思えます。寄附件数、寄附額をそれぞれの取得分ごとに報告させていただきます。

まず、先ほども言った6つ区分がありますので、それぞれ答えさせていただきます。

まず、産業振興目的でございますが、1,154件、3,494万4,000円、環境保全447件、1,521万2,000円、健康福祉567件、1,344万9,000円、教育文化スポーツ444件、1,556万5,000円、河津桜保護育成508件、1,601万8,000円、その他1,164件、3,068万9,000円、合計4,284件で、1億2,587万7,000円というふうになっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 用途については、変更は考えていないとおっしゃっておられました。

全般として産業振興で大枠をくくって、そちらと、あと寄附者の意向が定まっていないというか、その他の部分を合わせると大きなお金を確かに使えるのかなというのも、もちろん感じるんですけども、今回、私は質問を考える中で、今回のふるさと納税の増額とかいろいろ考えたときに、今回、バガテル公園の再生が一番の重要なポイントだったのかなと思ったものですから、やっぱりそれに重きに置くに当たるのに対して用途に載っていないというのが、ちょっと僕、すごく違和感を感じたものですから、今回こういう質問をさせていただいたんですけども、町長、今いろいろと答えていただいたんですけども、では、来年以降のバガテルの、僕らの説明の中では、ふるさと納税を活用してバガテルを再生していくよという説明を受けていたものですから、今後その再生は、誰がどのように進めていくんでしょうか。

また、その資金のバガテルに対する活用の仕方は、どういうふうにしていくんでしょうか。来年度、先ほどドッグランをみたいな話もありましたけれども、ちょっとそこら辺も踏まえて、もし方向性のお考えがあるんならば、そこら辺をお聞かせいただけると助かります。

あと、昨年9月議会で先輩議員が質問した中で、グランピングとかのお話も出ていました。そういったものを、実際、やっぱり先ほどの民間の考え方だと、ちょっとお金がかかり過ぎて、かなり厳しいよということ、もうちょっと時間を置きたいよということ、今後、そういう検討がどういうふうな形になされるのか。ちょっと関連としてお伺いできますでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後のバガテル公園の再生の考え方になるかと思えます。

今年度、一歩進める形でふるさと納税、あるいは、民間事業者との関連等を考えたわけですが、大きく2つの原因があったかと思えます。一つは、やはりふるさと納税が思ったより集まらなかったということがあるかと思えます。あと、もう一つは、民間のそういう事業者さんが今の状況だとなかなか見つからないということがあります。特にさきのレッドフォース社の提案なんかによりますと、大変大きなお金が準備できないとやっぱり次に進めないということがあるものですから、ある程度、そういうお金の面と計画がマッチングしないと、なかなか計画が打ち出せないというのが、今の状況です。

ただ、前々から言っているように、だからといって手をこまねいているのではなくて、町としてはできるだけいろんな可能性を含めた中で、いろいろ去年の秋ぐらいからイベントをやったりとか、いろんな試みをやっております。そういうのも加味しながら、民間事業者さんがその辺に関心を持ってくれるということもあるものですから、そういうのも含めて、もう一度、今年度についてはその民間事業者さんを中心として、そういう取組があればいいなと。

もう一つは、その2つの課題のうちの1つのふるさと納税を、いかにしてやっぱり資金を集めるかという、そういう中で、企業版ふるさと納税も含めて資金を集めた中で、両方が一致した中で、できれば一つの計画として成り立つのではないのかなと思っておりますけれども、これについてはそういうことでうまくまとまらなかったというのが、今の現状だと思えます。

ただ、まだ今後、マックスフィールドズ社とお付き合いもしていきたいと思えますし、そういう会社とのつながり等もあって、いろんな会社を知っているみたいですので、そういうことも含めて、民間事業者さんをうまく取り込めたり、あるいは、町は町としていろんなことを提案しながら、町民にも親しまれる公園としていろんな提案をしながら取り組んでいきたいと。そういう中で総合的に考えていきたいと。そういうことでクラウドファンディングも含めて、今後対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 町長、今、答弁でおっしゃったんですけれども、じゃ、今後も一応マックスフィールドズは委託をしていくという格好でよろしいのでしょうか。これ、質問になってしまうんで聞けませんけれども、ちょっとそこら辺がどうなのかなと、すごく思うところはあります。後ほど、もし回答いただければありがたいんですけれども、そういったこと

も含めて、やっぱり結果が見いだせないものをいつまでも引きずってもいいのかなという部分が、すごく僕もちよっと疑問に思うものですから、そこら辺、もし回答いただけるのであれば、後ほどお願いしたいと思います。

あと2点ほどちよっと伺いたいですけれども、近隣市町でふるさと納税基金設立しまして、毎年度、一旦基金積立てをし、そこから目的に合わせた使途、用途に充当している近隣の自治体もあるようです。今後、金額が増加した場合、当町においてもそのような必要があるのではないのでしょうか。

また、②として、そのような基金のある程度の一定額を社債などで運用して、財源につなげている近隣の自治体もあるようです。今後、そのような方法も考えていかれないのか。

以上、今後の活用、使い道として2点ほどお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今の基金の設立の関係、あるいは運用の関係、それと、先ほどのマックスフィールド社の関係ですけれども、一応、来年度予算では委託は今のところは当初予算には載ってございません。ただ、お付き合いとしては、今後もふるさと納税の関係もあるものですから、お付き合いは少ししていきたいと思っております。そういうことで、関係は続けておきますが、委託は今のところは考えておりません。場合によっては補正予算等で対応することも考えなきゃならないかもしれませんが、まだ、年度末で正式なあれが来ていないものですから、そういうことでお答えします。

それから、ふるさと納税の基金のあれですけれども、近隣の市町なんかで、基金として大分持っている、例えば西伊豆町なんかも具体的にあるかと思えますけれども、今の河津町の現状ですと、やっぱり大きく金額が伸びればそういうこともあるんですが、今のところ、使途が使えるものですから、その中で活用していくことが今の段階では大事じゃないかなと思っております。これが大きく伸びることによって、そういう使途が、ある程度基金によって活用できるということになれば、基金をつかって、その時点で今後の対策として基金を活用していきたいなど、現状ではそういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） やっぱり新しい手法というか、この低金利の中で、定期預金の積立ての利子とか、銀行が一応破綻された際はペイオフのリスクを避けたり、そういう意味で、今はそこまでのふるさと納税の額もまだ準備段階というか、まだ成熟されていませんので、そ

ういう部分が今後伸びた場合は、ぜひ、やっぱり今のうちから勉強していくことも、私たちもそうですし、皆さんと共にそういう勉強ができればなと思いますので、また、今後の課題としていただければと思います。

続いて、3件目、ワーケーションの拠点づくりについてお伺いしたいと思います。

同じくさきの6月議会、9月議会で、私の一般質問でも質問させていただいたのですが、先ほども申しあげましたワーケーションについて。

ここに来て地域おこし協力隊の和田さんがクラウドファンディングを活用し、一気に動き始めたこと。私の質問に対し、9月議会の町長、企画調整課長の答弁では、当町においてはマンパワーがない、拠点づくりの整備には当然お金がかかるなど、かなり後ろ向きとも思える答弁をされた中で、今回、本当にスピード感を持ち、また町のお金もかけずにクラウドファンディングを活用し、拠点づくりを進める。本当に素晴らしいことであるし、町長が答弁でもおっしゃったように、遅れたからには、また一歩進んで違う見方もできる。今後そういった取組をしていきたいという、今回、他市町とは違うコンセプトで観光施設内での拠点づくりをし、まさにスピーディーに実行へ移されたように感じます。河津らしさ、後出しでも相手を追い抜くようなわくわくするチャレンジで、2月25日の期限には目標金額を成し遂げられたということも聞いております。本当にすごく評価できるチャレンジだったと思います。

そこで、お伺いします。

クラウドファンディングの結果と今後の状況は。

②河津バガテル公園レストラン棟の具体的な活用、また、拠点の運用方法は。

③昨年12月に賀茂地域1市5町での伊豆ライフスタイル協議会が発足されたようですが、その組織内容、今後どのような連携を図っていくのか。

④今後、利用者の獲得、宣伝、企業回りなど、運営はどのように考えておられるのか。

以上4点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのご質問のワーケーションの拠点づくりについて。クラウドファンディングの状況については、後ほど担当課長より報告させます。

それから、バガテル公園のレストラン棟の活用等、拠点としての活用方法は、ということでございます。

これは、令和3年度から本格的な活用を図るために、当初予算に計上しております。活用の趣旨としては、コロナ禍で注目の新しい働き方、ワーケーションで地域に人を呼び込もう

と。その中でも河津町は、公共施設で空き店舗になっている旧レストラン棟を活用したテレワークだとか、ワーケーションの拠点として再生するものであります。特に、バガテル公園のすばらしい環境下での仕事の合間に、例えばバラの観賞だとか散歩ができるなど、すばらしい環境があるものですから、そういう意味で、バガテル公園のレストラン棟の2階をその基地として活用したいと考えております。

それから、議員お尋ねの伊豆ライフスタイル協議会の関係でございますが、これは賀茂地区全体をワーケーションの先進基地として整備しようと、昨年12月に伊豆ライフスタイルを立ち上げ、協議をしております。最終的には、各市町の施設を巡りながら、仕事と休暇を充実できる南伊豆スタイルを目指しております。また、県の補助事業として採択されれば資金的な助成も確保できることから、今後の移住・定住を含めた部分で、この事業を進めていきたいと考えております。

詳しい内容については担当課長より答弁させます。

それから、宣伝とか運営方法でございますが、まだまだ未知数のところがありますが、運営者との協議や、協議会の活動に力を入れていきまして、まず可能性を含めていろいろな取組に挑戦をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、クラウドファンディングの状況ということで説明をさせていただきたいと思っております。

町長の答弁のとおり、クラウドファンディングということで、河津バガテル公園にくつろぎと集中の場を演出したいということで、地域おこし協力隊員が活動の一環として70万円を目標金額として設定し、寄附を募りました。期間は1月21日から2月25日までということでございます。

使い道としては、バガテルのレストラン棟の机と椅子のリフォーム代、それからホームページの作成費、それから販促グッズの製作費、それからその他経費というようなことでございます。

一応2月25日を過ぎまして、目標金額の70万円を超えて寄附が集まっているということで、先ほども町長から金額的には話があったとおりでございます。

現在は、精力的に机、椅子等のリフォームを行って、4月28日に一応その施設のオープンを予定しておりますが、そちらのほうに向けて準備をしているというような状況でございます。

す。

それから、続いて、伊豆ライフスタイルのほうの組織の内容、それから連携についてでございます。

名称は、賀茂地域伊豆ライフスタイル創造エリア推進協議会というふうなことで、1市5町、賀茂地域で組織をしているものでございます。静岡県が実施しておりますふじのくにのフロンティアを拓く取組で、防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住空間の整備を促進するとともに、新東名と高規格幹線道路、インターチェンジ等の周辺地域においては、地域資源を活用した新しい産業の創出、集積、自然と調和したゆとりある暮らし空間の整備を促進、さらに沿岸と内陸、隣接県や海外に至る様々なレベルで活発な対流が発生する活力ある都市圏の形成を目指すとともに、誰もが望むライフスタイルを選択できる環境を創出することにより、安全・安心で魅力ある県土の充実を図ることを目的として実施しているものでございます。

こちらの伊豆ライフスタイルは、賀茂地域が共同で実施するもので、令和2年度に当該事業のエリア認定申請を、世界レベルの地域資源の中で豊かに働き、暮らし、遊ぶ、伊豆ライフスタイル創造エリアということで申請を上げまして、2月に認定を受けております。それに基づきまして、令和3年度以降、各市町がそれぞれの事業を展開するというような形になってございます。

協議会は、伊豆ライフスタイル創造エリアに係るエリア計画の策定や、同計画の推進管理、関係市町や関係機関との相互調整等を所掌事務としまして、1市5町の担当課長で組織されております。下部組織としては、担当課の係長、また担当職員で組織する幹事会、それから所掌事項を実践する3つの部会等があります。事務局は、今、下田市の担当課、産業振興課になりますが、そちらのほう担っていただいております。

賀茂地域でエリア計画を策定し、認定を受けているため、複数市町連携型エリアとして1市町当たり補助率3分の2、3か年度以内で補助上限2,000万円、要は、3年で事業総額として3,000万円の事業を実施することができることとなります。

今後は、1市5町が相互に連携協力して、共同宣伝等の事業を進めることで、様々な取組ができるものと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 先ほど申し上げたとおり、9月議会の状態ではちょっとうちの町はこ

の協議会にも参加できないんじゃないかなと思うような状況だったものですから、それがかなり拠点づくりによって進められたということで、本当によかったなと思います。

広域でワーケーションの先進地として取り組みますよということで、本当にこの南伊豆地域が協力体制を持って、やっぱりリゾートとうまく絡めてもらって、このワーケーションに取り組んでもらえたらと思うんですけども。

最後にですけども、また本当にしつこいと言われるかもしれませんが、観光協会の昨年10月理事会において理事の皆様にご承認をいただき、本来であれば、今回、第31回河津桜まつりのスポンサー獲得に向けて、これからの河津の観光に外から目線を入れるためにも、観光アドバイザー設置のご承認をいただきました。自分の中では、ぜひとも昨年の第30回河津桜まつりのスポンサー企業とのご縁を切らせてはいけない、彼らの持っている人脈、企業連携を利用させてもらわなければいけない、それには昨年中に何らかの形で彼らと連携しなければいけないと、自分の中ではタイムリミットがあると感じていたので、まず、観光協会理事会に提案をし、観光アドバイザー設置のご承認をいただきました。

そこで、お伺いします。

ワーケーション拠点活用のため、受入れには、今、携わっている和田さんが、首都圏への情報発信などの情報共有をし、観光アドバイザーを首都圏での宣伝、情報活動をしてもらって、新しいそういうお客様の獲得に連携を図るのはいかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、観光アドバイザーの関係です。

前々からも質問もあったわけですけども、観光協会との連携ですとか、各事業者や町民の協力も必要であると考えております。特に、都市の移住の関係では、都市とやっぱり河津を結ぶ役割を持つ人が大変重要ではないかなと思っております。そういう意味で、観光アドバイザーなんかも一つの手段として使えるのかなと。

現在、町では、このワーケーション事業を立ち上げるに当たって、地域おこし協力隊を1名募集しております。そうすると、総合的にワーケーション事業、移住・定住についても進むのかなと思います。

そういうことで、今後、お尋ねの観光アドバイザーについても、観光協会と協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） ありがとうございます。

ぜひ、いろんなツールを使って、やっぱりこの田舎にいますと情報というのは、どんどん首都圏と比べると遅れていきますので、そういう方々をぜひ活用してもらって、今後の展開を推進していただければと思います。

最後にまとめとしてですけれども、町の令和3年度当初予算の概要を見ますと、このコロナ禍で緊縮財政を組むのではなく、対前年比5.7%増、自主財源のほとんどが対前マイナスの中で、町は経済活動を少しでも活発にすることを考え、財源が厳しい中でも42億8,000万円の予算を組んだことと感じます。

私は、今回、ふるさと納税の質問をさせていただいたのは、ふるさと納税を活用し、町が少しでも自分の独自で使え、自由になる財源を確保していくことが、今後、必要だと考えます。しかしながら、この制度もいつまで続くか分かりませんが、あるうちは大いに活用し、また、今後、その財源を運用するなど、今までの発想を変えていくことも必要であるし、また、先ほど町長が、今年度当初予算には載っけなかったよというマックスフィールド社のように、結果を求め、ある意味、早い決断をされていくことも、これからは重要であると考えます。来年度予算を見ますと、ふるさと納税の企業版、新規事業としてもワーケーションの拠点づくり、チャレンジショップなど、新たな試みもあるようです。

ぜひとも令和3年度は、このコロナで沈んでいる空気を明るく吹っ飛ばし、わくわくするようなまちづくりと町長のスピード感を持った決断、実行、リーダーシップを発揮してもらうことをお願いしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

1時まで休憩とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 仲 里 司 君

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員の一般質問を許します。

7番 仲議員。

〔7番 仲 里司君登壇〕

○7番（仲 里司君） こんにちは。

7番、仲里司です。

令和3年河津町議会第1回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問いたします。

私の今回の質問は、4件でございます。

まず、第1件目といたしまして、新年度予算案について。

第2問目、機構改革について。

3問目、水道事業について。

4問目、橋梁長寿命化修繕計画について。

以上の4問であります。

町長、副町長、教育長、担当課長の答弁を求めるものであります。

まずは、第1問目としまして、新年度予算案について伺います。

新年度予算案については、さきの定例会において、新年度当初案編成に当たり、方針を伺ったところであります。町としては、この方針にのっとり編成されたことと思います。一般会計当初予算案につきましては、令和3年2月22日に発表されました42億8,500万、対前年比5.7%、2億3,000万円増の予算と見受けます。今定例会において審査されるわけですが、町民の皆様にご理解をいただけるように、重点施策を伺っておきたいと思っております。

2点目には、予算の歳入の骨格となる町税の収入見込みについて伺います。財源の確保は安定した財政運営の要であると考えます。ご承知のとおり、当町は地方交付税等の依存財源が6割近くを占めているわけで、大変厳しい歳入予算であります。そのような中で、自主財源、町税をしっかりと収納することが求められますが、長引くコロナ禍の中で町民の収入減等の影響が町税にかなりの影響があると思われまます。そこで、町税の収入予算は前年比どれだけ見込まれているのか、伺います。

併せて町税等の滞納額と収入見込みについても伺います。納税は、国民の義務であります。正当な理由なしに滞納額が相当額あると思われまます。未収金の滞納金を予算にどれぐらい計上されているのかも伺いたしたいと思います。また、税負担の公平性と財源の確保を図る上

で、滞納に対して町長はどのように考えておられるのか伺いたしたいと思います。

また、3点目の財政計画につきまして、町では財政の健全化を推進する上で、財政運営上の課題を明確にし、財政の比較分析を行っていると思います。指標については財政力指数や経常収支比率、起債制限比率等を公表されていますが、町民にはこの数字がなかなか理解できづらいと考えます。

そこで、町の貯金となる基金はどれぐらいあるのか、逆に借金となる町債はどれぐらいあるのか伺っておきたいと思います。また、基金についてはその運用をどのように考えており、新年度予算案に財源としてどれだけ見込んだのか、町債についても、同じく伺いたしたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、仲議員の新年度予算について、3項目ありましたので、順を追って答弁いたします。

まずは、重点施策でございますけれども、これは先ほど施政方針の中でも申しておりますので、重なる部分があると思いますけれども、ご容赦願いたいと思います。

令和3年度予算につきましては、コロナ禍の影響で厳しい財政状況ですが、新しい総合計画による今後10年間の新たなまちづくりのスタートの年でありまして、これまでどおり、私としては進め方として、町民と行政が協力し合い、共に歩むことができる「オール河津の町づくり」を目指すところでございます。

これからは、行政と町民が責任と役割を果たす中で、目標として「心豊かな暮らしやすい町」、主要施策として「子育てしやすい、子供を産みやすい、安心して安全な活力のある町」を継続することで、町民が暮らしやすい生き生きとした町を目指して、一つ一つの課題に取り組んでまいります。

予算については、議員がお尋ねのように、一般会計で42億8,500万円、昨年の当初予算に比べ2億3,000万円の増で、5.7%の伸びでありまして、主要事業であります子育て支援施設などの建設により、普通建設事業が5億5,381万8,000円、前年度比4,708万6,000円増で9.3%の伸びであり、歳出全体の12.9%を占めております。

財政が厳しい中ですが、町として経済活動を少しでも活発にすることが大事であると考えまして、これまで計画的に進めてきた事業を縮小することなく、積極的に取り組んでいくことに心掛けました。

お尋ねの令和3年度の主要事業でございますが、懸案事業であります子育て支援施設の建設事業費、約3億9,000万円を計上し、年度内の完成を目指して取り組んでいきたいと思っております。また、運営につきましては、子ども子育て会議で検討していただいております。町民に親しまれ、活用される施設として、完成後を見据えて今後も取り組んでいきたいと思っております。

防災・減災対策については、特に心配される防災・減災関係事業の充実強化を図るために、総務課にあります防災係から独立させて、防災課を新設して、地域防災計画の見直しや、本部運営体制の改革などに取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、リモートによる仕事が推奨される中で、地方での、町での生活が重要視されて、首都圏に隣接する県では、移住者が増加している現象も見られます。町として、人口減少対策としての移住・定住を進めるための活動拠点や、起業するためのチャレンジショップの設置、空き家バンクの活用を図る補助制度の創設など、約870万円を計上し、新たな取組を行いたいと思っております。

令和3年度は、コロナが終息状況に向かうことを期待して、町としても職員増員を図り、マンパワーを生かした積極的な行政運営に心がけたいと思っております。

お尋ねの2つ目でございますけれども、町税の収入見込みと滞納額の収納状況です。特に議員が滞納についてどのように考えるかとお尋ねですので、お答えします。

議員がお尋ねのとおり、納税は国民の義務でありまして、納められた税金は公共の福祉のために使われなければなりません。滞納については、それぞれ個々の事情があるにせよ、公共の福祉のための財源となるわけですので、滞納を減らすように努めなければなりません。そういうふうと考えております。

町でも町民生活課に係を置き、対応しておりますし、広域連携の中で、賀茂地区の他の市町よりお互いに1名の人員を派遣して、その業務に当たっております。

現在、河津町には松崎町から徴収員が来ておまして、河津町からは南伊豆町へ1名派遣をしております。また、滞納状況が著しく改善がない場合には、県と共同設置しております静岡県地方税滞納整理機構に毎年10件を依頼し、法的な解決も含めて徴収を依頼しております。町にとって滞納者を少しでもなくすことが税の公平を保つこととなりますので、少しでも減らすべく取り組むことが大事であると思っております。

町税の収入見込みと滞納額の収入状況は、後ほど担当課長より答弁させます。

お尋ねの3つ目でございます。

基金の残高と運用、町債残高の今後の見通しの件についてお答えします。

今後の主要事業につきましては、毎年予算編成前に総合計画ローリング調査を行い、今後予想される主要事業の確認や事業費などの調書を作成し、予算編成の資料としております。

お尋ねの基金残高と今後の見通し、町債の残額と今後の見通し、新年度予算における基金財源の見込み、起債の見込みについては担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、町税の収入見込みと滞納額の収入状況についてお答えします。

令和3年度町税の収入見込みですが、予算計上に見込んだ額と前年との比較は、予算対比でお答えします。

令和3年度の町税全体の予算額は9億1,557万9,000円です。令和2年度当初予算は9億5,510万5,000円ですので、差引き3,952万6,000円、4.1%のマイナスと見込んでいます。前年度からマイナスとなる要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済状況が悪化したことによるものが大きいです。主なものとして、令和3年度限りの固定資産税の事業用家屋と償却資産の減免がありますけれども、この減免分については、令和3年度から複数年かけて全額国費で補填される予定でございます。町民税についても、個人所得や事業収入の下落によりまして、同じく減少するものと見込んでいます。現段階では、今後の経済状況の回復の見通しが立てにくいいため、入湯税も減少の見込みとしております。増額となるものは町たばこ税で、税率改正により増額を見込んでおります。

続きまして、町税の滞納額についてお答えします。

令和3年度の滞納額は町税全体で5,809万7,000円となる見込みで、うち約34.2%、1,989万8,000円を徴収できるとして予算立てしてしております。

令和2年度の予算は1,518万7,000円ですので、差引き471万1,000円、31.0%の増で見込んでおります。

滞納分の予算額については、前年度中の徴収状況によって、その年ごとに違いが出るところでございます。令和3年度分につきましては、通常の滞納繰越金額は前年度よりも減っているんですけれども、令和2年度中に徴収猶予とした分が滞納繰越しとなりまして、そのことにより滞納繰越しの全体額が増えて、そのうちの一部を回収できることを見込んでの増額となっております。

令和2年度の滞納分については、新型コロナの影響により経済状況が思わしくない中、収納率が1月末現在で前年同時期と比較して3.2%のプラスとなっています。町による徴収のほか、静岡地方税滞納整理機構へ移管した10件、1,023万7,000円のうち、807万3,000円を収納していることがプラスとなった主な要因です。

滞納金の徴収については、国から、新型コロナの影響を考慮して柔軟かつ適切に対応するようにと通知されております。町としましては、個別具体的な実情を把握するため、財産調査等を積極的に行い、できるだけ収納につなげるよう努めているところです。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 仲議員からお尋ねの、基金残額と今後の見通し、町債の残高と今後の見通し、新年度予算におけます基金財源の見通し、起債の見込み等について答弁をさせていただきます。

まず、基金残額とその運用についてでございます。町全体の基金の総額になりますが、財政調整基金をはじめといたしまして、目的基金となります公共施設整備基金など19の基金がございます。今年の2月末現在で17億9,187万7,712円となっております。その中で、財政調整基金積立金の令和元年度末残高は、7億7,379万224円となっております。今年度当初予算では1億1,600万円の取崩しを予算計上しておりましたが、現時点では取り崩さずに済む見込みということで考えているところでございます。また、今年度の基金利子分を積み立てますと、今年度末残高は7億7,383万円を見込んでいるところでございます。

令和3年度当初予算案では、2億800万円を予算として計上しております。これを予算どおり執行しますと、5億6,500万円ほどの財政調整基金の残額ということになります。

次に、町債の償還に必要な財源となる減債基金の積立金につきましてですが、令和元年度末残高が1億1,242万3,451円でございます。基金利子分の積立てで、今年度末残高は約1億1,242万6,000円を見込んでいるところでございます。

公共施設整備基金の積立金につきましてですが、令和元年度末残高が5億9,334万418円でございます。今年度当初予算では、2億4,121万9,000円を取崩しを計上している予算となっております。子育て支援施設建設事業で1億199万8,000円、防災公園整備事業で1億4,328万9,000円、小・中学校空調設備設置事業で690万3,000円の取崩しを見込んで、当初予算から1,097万1,000円増の2億5,219万円の取崩しとなり、今年度末残高は基金利子分の積立てを含めまして約3億4,117万円ぐらいになるのかなというふうに見込んでおります。令

和3年度当初予算では2億3,118万2,000円を計上しておりまして、予算どおりに執行しますと、令和3年度末で1億990万円ほどの基金残額というふうになると見込んでおります。

そのほかの目的基金につきましては、対象事業への繰入れと積立てによりまして運用を図っているところでございますので、省略をさせていただきます。

次に、町債残高と今後の見通しについてでございます。

令和元年度末の町債の残高につきましては、29億196万5,000円となっております。今年度末の見込額については27億4,996万4,000円となっております、1億5,200万1,000円の減少を見込んでいるというところでございます。また、令和3年度末には26億8,513万1,000円と減少を見込んでおりまして、着実な償還を行っていくこととしております。

新年度の起債の予定につきましては、2億7,460万円でございます。起債の目的としましては、子育て支援施設建設事業、見高地区護岸かさ上げ事業、橋梁の長寿命化事業等、6件についての起債を予定をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲里司君） 聞いた数字が全部出てきましたけれども、あまり多過ぎて、どこがどうなのかよく確認できていないんですけれども、実際に数字的に何億、何億と言われても。

じゃ、もう一点確認したいんですけれども、今、取崩しに6件と言っていましたよね、最後のところで。26億ですか、6件のこれに使うということでしたけれども、誠に申し訳ありませんけれども、そのところをもう一度説明してもらってよろしいですか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸重宏君） 大きなものは2億7,460万を起債するわけでございますけれども、主には子育て支援事業が大きいかと思います。これが1億ちょっとだと思っておりますけれども、あと詳しいことについては、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） それでは、6件の令和3年度の起債の見込みについてご説明申し上げます。

先ほどの6件ということでございます。社会福祉施設整備事業債ということで1億2,500万円、この中には子育て支援施設の分も含まれております。

次に、道路橋梁施設等補修事業で2,610万円、これは先ほど申し上げました橋梁の長寿命

化等々の関係でございます。

次に、漁港海岸施設整備事業で430万円、これは見高の海岸護岸のかさ上げの工事に係るものでございます。

次に、緊急防災・減災事業で1,400万円ということでございます。これは、名前のとおりのものでございまして、防災関係に関する部分として活用しております。一部は子育てのほうにも係ってきます。

次に、学校教育施設等整備事業で920万円、これは学校の施設整備に係る分の起債ということでございます。

次に、最後に臨時財政対策債ということでは9,600万円を計上しておりますが、これはいわゆる財源として入ってくるものですから、どれに充てるということではなく、一般会計の中で充てておりますので、これについては個別の用途は申し上げられないというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲里司君） 勝手に追加の質問をお願いして申し訳なかったですね。

実際に重点施策について伺いましたし、子育て関連施設や、先ほど出ました防災など、昨年度より計画が進められている事業であると考えますので、計画にのっとって進めていただきたいと思っております。

さきの臨時会において、国や県の地方創生臨時交付金を活用してから、新型コロナウイルス感染症対応に関する予算が出され、事業が計画されております。経済対策も計上されておりますが、大変厳しい状況に変わりはありません。補正予算以降も町民の求めに応じて、新年度も特に経済対策を行う考えはありますでしょうか。伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸重宏君） 新年度につきましては、新型コロナウイルスの関係は前々から申しておるように、新年度予算の中で新型コロナウイルスの関係については、令和2年度の補正予算として前倒しをして計上してございます。

そういう中で、一日でも早く経済対策をしようということで、令和2年度の補正予算として、例えばプレミアム商品券ですとか、小規模事業者の継続的な部分の交付金ですとか、そんなことで令和2年度で基本的には対応しております。

令和3年度の当初予算には少ないわけではございますけれども、今後の国の交付金等の状

況がまた出てくれば、その時点で考えたいと思いますし、現状では、さきにお示しをしました令和2年度の補正予算の部分で経済対策を令和3年度にかけて実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲 里司君） 先ほど町長が既に答えてくれたんですけれども、滞納額について不納欠損処分の話まであったんですけれども、収納率を引き上げるために様々な対策を講じていく中で、県のほうに10件ほど預けたとありましたけれども。

では、質問した部分の中で話が前後していますけれども、1問目のまとめとしまして、財政状況が厳しい中、町として経済活動を少しでも活発にすることを考えて、これまで計画的に進めてきた事業をできるだけ縮小することなく取り組んでいくことが必要と考えております。

では、1問目は何かうまくしゃべっていないんですけれども、2問目に移りたいと思います。

第2問目は、機構改革について。

防災関係課の新設と防災関係課の任務等それぞれについて伺いますけれども、「防災対策は日頃の備えから」と、我が町の防災ガイドブックにうたっております。

地震や風水害などの自然災害は私たち人間の力では食い止めることができませんが、災害による被害は日頃の備えによって減らすことができます。町や県による防災の取組、公助はもちろんですが、自分のことは自らで守ること、自助や地域の人たちで助け合うこと、共助こそ災害による被害を少なくするために不可欠であります。

町長がよく述べている自助・公助・共助と、このような状況下の中で、防災への取組強化が求められる中、町の現状では、防災関係担当課は総務課の一係として置かれているにすぎません。防災関係事業について、今の消防係をはじめ幅広い業務が考えられますが、災害時における対応やそれ以前の予防事業等、どのような係を置いて任務に当たるのか。新しく防災課をつくることに当たりまして、町長の考えを伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、防災課の新設について、主に仕事の件についてのお尋ねですので、お答えをします。

令和3年度に総務課にあります防災係を防災課という形で新たに立ち上げるということで、

新設を考えております。特に、防災課の新設につきましては、昨今の日本各地における自然災害の多さもありまして、今後予想される地震、津波などについてももしっかり対応することが、私の目指すところの防災・減災対策による災害から町民の命を守るという基本施策を行うために、従来から対策が重要であると考えて、これまでも各種事業を行ってまいりました。

これまでも、係からではなくて専任課というのを考えておりましたが、来年度は継続した職員派遣と県との交流事業を行いまして、また、新たな事業も増えていることから、必要人員について人員を確保することができましたので、防災の専任課としての事業などの実施や計画検討などを重点的に、課長を中心として専門的に取り組むものと、大いに期待をしております。

課の任務については、事務分掌より具体的に仕事となりますが、何よりも先ほどお答えしたように、町民の命を守るという重大な施策をさらに進めるとともに、単独課として課長以下の下、専念して取り組むことができると思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲里司君） 実際に自治体の防災担当職員として、災害時には対策本部を運営し、避難指示の発令判断や、被害情報の収集、関係部署との調整などを担う。普通るとき、平時の仕事は、防災計画、マニュアルの見直しや防災知識の普及・啓発、備蓄の管理など、実際に防災担当職員として防災のことだけでも大変だろうかと思いますけれども、町長はこの防災課担当について何名程度で、先ほど答えてくれましたか、何名使うと言っていないでしたよね、どのくらい必要だと考えていますか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸重宏君） 現状では、職員が3名、課長が総務課長ですので、担当係は3名で防災係を運営しております。

今考えているのは、課長を1人増やして4名体制で考えております。ただ、今まで総務課で大きな人数の中でやっていたものですから、昨年も行っておりますが、兼務辞令を出して、例えばほかの課の職員も兼務辞令を出して、防災担当の任務を行わせるというような形で、総合的な体制を組んで、防災課を立てて、つくり上げていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲 里司君） では、実際に課長1名と職員が3名の中で、4名で新しい防災課は運営していくということですが、実際に、私は、この機構改革について課が新しく増えたわけですが、防災関係課の新設の中で、防災関係課の任務はといえば、それぞれこの字のとおり、まさしくそのとおりなんですけれども、町長は、防災に関しては減災が大事だよということをよく言われる言葉なんですけれども、ここには載せていない中でも、町長が防災と減災の中で、減災に重きを置く、減災についてはどのような考えを持っているのか、再度教えてもらっていいですか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） お尋ねの点の質問にあったかどうかは分かりませんが、今、即答で答えますので、回答になるか分かりませんが、お答えします。

私は、防災・減災対策を重視というのは、やはり構築物を造ることによって、当然津波とかいろんな災害を防ぐことはできるわけですが、ただやっぱり想定外というのは常に起こります。

今、たまたま東北の地震から10年たったわけですが、それでもやっぱり想定外というのは相当起きていると思います。そういう中で、まず逃げるのがやっぱり第一だと思っております。そういう中で、これまでも道路上に避難の方向性を示したりとか、例えば自分の命を守るということで、家庭内の身近な家具の固定なんかによって自分の命を守る、基本的なことですが、あるいは避難路の整備について補助を出すとか、そういうことで、基本的には逃げるということが私は主な減災対策であると思っております。

それには、やはりどうしても町民の意識改革が必要なものですから、まず作ったのがガイドブックであります。あのブックを活用することによって、身近なことを知ってもらう、そのことがまず第一であって、それから減災対策のいろいろなことが始まると思っております。そういう意味で、防災・減災対策がまず自分の身を守る、そして、逃げる、あるいはふだんの日常の知識として、自分のいろんなことを考えた中で、できれば地域の人たちと一緒にいろいろなことをやっていくことが、私の減災対策の根本だと思っておりますので、今後ともそういう形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲 里司君） 町長、ありがとうございました。失礼しました。びっくりしたと思いますけれども、でも、このことだけ、減災のこと、もう一度聞きたいなとずっと思っております。

ましたので。

では、防災課新設云々の中でも、今度は具体的に、防災の中で、このようなことはどうなっているのかということ、2点ほど確認したいと思います。

災害弱者の避難について、近年多発する自然災害で、自力避難が困難な高齢者らが犠牲になる例が後を絶ちません。支援が必要な人ごとに事前に避難方法を決めておく個別計画の重要性が高まっております。個別計画は、要支援者の状況に合わせて、避難の経路や場所、手助けする人、それぞれ定めておきます。「私の町の防災ガイドブック」では、このことが災害時要配慮者となっておりますが、この方々はどのような人かといいますと、危険を察知できない、しにくい人、危険であることを理解、判断できない、また、しにくい人、危険に対して適切な行動が取れない、時間のかかる人、災害時に要配慮者の安否確認や避難誘導をするためには、日頃から地域の人たちと要配慮者が交流し、協力して支援体制をつくる必要があります。

そこで、伺いますが、避難行動要支援者名簿は作成されているのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 仲議員に申し上げます。

4回目になります。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、関連ということでお答えします。

災害弱者の避難について、要支援者ということでお尋ねですので、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 災害時の要支援者についてでございます。その中で、災害時の要支援者名簿というものがございます。既に、手挙げ方式により整備をされておりまして、各地区自主防災会へ提供済みであります。

毎年、各地区の民生児童委員の方をお願いをしまして、追加、削除、連絡先等の変更等の調査を行っておりまして、その調査データが反映された名簿につきまして、各地区の自主防災会へ提供済みでございます。

名簿の更新作業も年2回行っているということで、整備をしているところでございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲 里司君） 失礼しました。4問目、勘定していなかったです。申し訳ありません。

では、2問目、そこで終了しなければなりませんので、本当ならまだ聞きたいことがあったんですけども、3問目にいきます。

3問目は水道事業について、これも力を入れていきたいと思っておりますけれども、水道事業について3点ほど伺わせてもらいます。

公営企業によって運営される水道事業は、企業会計ベースに予算決算が行われており、いわゆる複式簿記の採用、固定資産台帳の整備など、資産管理もされております。

その事業経営は、必要な収入源として、水道料金を充てることで成り立っております。一般企業と同様であり、安定した運営を求められる一方で、独占的に利潤追求が目的ではないこと、憲法が定める生存権を保障すべく役割を持っていることなど、ライフラインとして特殊性を有し、永続的な運営を前提に、水道法において、原則として、地方公共団体がその運営が担うとされております。また、国からは、簡易水道、下水道についても公営企業化が推進されるなど、実際における事業の経営状況を明瞭にする施策も取られているところであります。

そこで、河津町における水道事業の今として、現在の経営状況について伺いたいと思っております。

新年度の予算説明において、水道事業の経営強化ということを伺いました。これは具体的には何を目的としているのでしょうか。こうした一般会計からの繰入金が必要なほど経営が切迫しているのでしょうか。平成29年度よりアセットマネジメント、平成30年度に水道ビジョン、経営戦略を立てているわけですが、計画に基づいて、水道事業が運営されていると説明を受け、そのように運営されていると思っておりますが、現在のコロナ禍において変更が必要になったということであれば、その説明をお願いいたします。併せて、現在の経営状況については、どのように判断しているのか伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、仲議員のお尋ねの水道事業について、現在の経営状況についてお答えします。

水道事業は、昭和46年に3つの簡易水道を統合して始まりました。これまで管路や配管、配水池など多くの施設整備を行いまして、水道水の安定供給に努めてきました。

しかし、施設や設備も老朽化が進み、更新時期を迎えております。そのためには、多額の費用が必要になります。このような状況の中、財政面では、人口減少による需要の減少など、収益が減少傾向にあります。今後の町の人口想定を考えますと、国の国立社会保障人口問題

研究所の試算によりますと、河津町の2045年の人口は3,828人と推計されております。今後も水道事業を維持していくためには、人口推計を踏まえた給水人口を想定し、持続可能となるような計画を立てて、改善計画を進めなければなりません。

町では、このようなことを踏まえて、先ほど議員がお尋ねの長期的な工事費用試算、アセットマネジメントや水道ビジョン経営戦略を策定し、水道委員会で協議していただき、また、町民の皆様にも広報「かわづ」で3回にわたり特集などでお知らせをしてきました。

これらの手順を踏まえまして、昭和58年から約40年近く据え置かれている水道料金についても改定して、財源の確保を図る必要があります。

現状の経営状況につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、水道事業の経営状況についてご説明いたします。

まず、令和元年度におけます水道事業の決算状況についてですが、損益計算上ではマイナス352万3,613円であり、損失となっております。

令和2年度、今年度の決算見込みですけれども、予定では損益計算上では1,900万円の損失を見込んでおります。

これら損失につきましては、経営戦略の中で、予定内の損益推移でございます。内部留保資金であります現金、更新工事など投資バランスを取った中での損失となっております。

収益についてです。今年度はコロナ禍における収益減少の影響も全くなくはありませんが、大きな影響はなく、給水収益はおおむね予定どおりの収益になると見込まれております。

しかしながら、近年、大堰浄水場へなどの積極的な投資によって、現金残も減っております。現金残では、令和元年度末で8,142万9,582円、今年度の末の見込みでは6,000万程度になると予定をしております。

水道温泉課の経営強化の補助金である今回の繰入金につきましては、将来に向けての人材、人員配置の強化をしつつ、安定した運営強化のための資金調達と考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲里司君） 経営状況について今、伺ったわけですが、そこで最後に言った言葉の中で、人員の配置ということでしたけれども、そのまま引き続いて、水道事業の料金改定について伺いたいと思います。

策定された新水道ビジョンと経営戦略では、料金改定についての記載があります。また、

私たち議会でも、水道料金改定については説明を受けました。予定では令和3年度ということでした。コロナの影響により、見込んでいた料金改定を町の中の景気を落ち込むことを防ぐために、料金改定を予定どおりに行うのは躊躇するところだと思いますが、その一方では、水道事業の運営はもう待ったなしなのではないでしょうか。

アセットマネジメントによれば、40年間での水道施設の更新総額は77億円、果てしない金額であります。当然この費用を賄うのは水道料金です。老朽化している設備、資金が厳しい水道事業、双方共に待ったなしです。やはりこうしたことの解決は、料金改定となると思います。現状の水道事業の経営状況を踏まえまして、料金改定を実施することは避けられないのではないのでしょうか。先送った料金改定ですが、実施が延期されればされるほど、更新計画の見直しや改定額の増にもつながってくると思います。

コロナ禍にあってもできるだけ早期に行うべきではないのでしょうか。水道料金は安ければよい、もうそういう時代ではありません。橋梁、道路などの公共のインフラの老朽化は今大きな問題となっているのは承知するところであります。町長になり、水道温泉課を置かれ、水道事業の見直しや老朽化への対応、昭和58年以来38年間据え置かれた料金改定に取り組みられてきたところですが、水道料は電気とともに身近な公共料金ですので、延期された料金改定について、今後のスケジュールや考えを具体的に伺いたいと思います。

続けて、その水道事業の将来について伺いたいと思います。

水道事業の将来についてお願いします。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

○7番（仲 里司君） はい。4問目じゃありませんよね。

○議長（上村和正君） 大丈夫です。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、水道事業、料金の改定あるいは将来について、お答えします。

先ほど担当課長が行っておりますが、来年度の繰入れの関係も、ただ、先ほど担当課長が経営強化のための補助金だというような返答をしておりますが、若干ダブるところがありますが、お答えします。

将来的に水道の維持、安定供給のためには、水道施設の改修が避けられない状況であります。これは先ほども言ったとおりです。

お尋ねのとおり、水道事業は公営企業会計ですので、基本的には受益者の負担で事業を行

わなければなりません。計画に沿って進めるためには、令和3年度から料金の約35%を値上げしなければならず、水道委員会でも了解をしておりましたが、昨年からのコロナの感染状況により町民の経済状況が厳しくなっている中で、値上げは難しく、先ほど担当課長が申したように、値上げの実施を1年延期をして経営強化を図るという決断をいたしました。

このような結果を受けまして、予定していた値上げがコロナの関係の経済状況を加味して見送り、実施されないことにより、資金計画が変更となりますので、町としても令和3年度予算において、水道会計に繰り出し予算を計上したところでございます。

今後のスケジュールについては、担当課長より答弁させます。

次に、お尋ねの将来についてでございます。

水道事業の効率化や経費削減のために、水道台帳の整備のデジタル化について広域で松崎町と共同で取り組んでおります。これは先ほどの行政報告でもお知らせしてありますけれども、松崎町と共同で水道台帳の整備を進めております。共同で取り組むことによりまして、補助金の活用もできまして、共通の課題に取り組むことができるなど、積極的に取り組んでいるところでございます。

お尋ねの点につきましても数々の課題を持ちながらも、安定供給に向けて取り組んでいかなければなりません。これまでも構想や計画策定、町民や議会への説明などに努めてきております。

議員が心配されていることも十分承知をして取り組んでいるところですので、今後とも皆様のご支援、ご協力をいただけたら、ありがたいと思っております。

お尋ねの更新計画、あるいは将来について、これから取り組む課題などについては、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、まず料金改定についてでございます。先ほど町長のほうからも答弁ありましたように、料金改定は1年延期といたしまして、今後も料金改定に向けまして、公営企業として着実に取り組みたいと考えております。また、新たな更新計画と合わせまして、今回据え置いた料金改定については、水道委員会でも検討していただくこととなります。

併せて、水道事業の将来ということでお尋ねだったと思います。水道事業の将来についてですが、新年度において、将来に向けた水道事業の更新計画の見直しを考えております。昨

年度、新たな水源確保がかなわなかったこと、料金改定の据え置きもでございます。先ほどの質問にあったような様々な要素を踏まえまして、主要配水池、設備の見直しなどを検討することといたしております。計画の内容につきましても、水道委員会の中で検討してもらう予定でございます。

また、将来に向けた新たな取組といたしましては、令和2年度、今年度、東京電力、日本フィールドエンジニアリングとの官民連携によりまして、水道、温泉の各動力施設の停電検出装置の開発、取付けを実施いたしました。これによりまして、悪天候や施設点検の効率化等職員の軽減を図ったものでございます。

また、町長の答弁にありましたけれども、来年度と今年度、2か年にかけてまして、水道台帳の電子化を松崎町との共同調達で実施しているところでございます。広域化への対応としまして、クラウド技術の導入、また、両町にとって調達費用や管理費用の削減などを目指しております。また、共同化への取組ということで、県のフレンドシップ事業の補助対象ともしております。

将来へ向けまして、あと人材面の育成ですけれども、職員のほうも若年化が進んでいる中、水道温泉事業といった特異性は、公営企業であることも含めまして、専門的研修や、安全面の講習なども行ってはきております。しかしながら、実際に施設や工事的な管理となると難しく、知識や判断力などの経験などを引き継ぐことも大切となっております。

今後も技術的知識や経験を養いつつ、町における水道管理体制の空洞化をさせないように、職員の資格取得、増員、職員配置などについても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲里司君） 実際に将来について、それぞれ町長と担当課長に述べていただきましたけれども、人材の確保や育成についてもビジョンに記載されていますけれども、私はここで声を大きくして言いたいのは、水道課大変な作業であります。知識や技術の継承ができているのでしょうか。施設の更新などは着実に進めているように見えますけれども、更新の計画等は考えておられますか。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） 先ほども述べましたけれども、新たな更新計画を来年度、令和3年度の予算化をしてございます。その中で、配水施設とか、入谷からの配水施設、見高系統等検討する予定であります。

また、その詳細につきましては、また判明次第、皆さんにはお知らせしようかと思っておりますけれども。あと、人材面につきましては、先ほど申したとおり、やはり技術の継承とかそういったもの、人員配置等も考えながら、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲議員。

○7番（仲里司君） まだあと1問残っていますので、急いでいかないと間に合いませんが、ここで水道課をおしまいにします。

自分たちで守っていく上で視点が……、ちょっと待ってくださいよ。

失礼しました。

私たちは恵まれた水道システムを使っているのです。これを持続できるように、自分たちの水道という意識を持ち、持続可能な水道システムを運営していく、そのためには何が必要か、自分たちの水道は自分たちで守っていく、そういう視点が大切ではないでしょうか。水道ビジョン経営戦略2028年までの計画となっています。見直しもされるかと思われませんが、自分たちの水道と町民に認識されることを目指して、これからも力いっぱい努めていただきたいと思います。

3問目は以上にしまして、4問目、あと残り5分しかありません。

第4問目、橋梁長寿命化修繕計画について伺います。

近年、国内外において橋の崩落ニュースが報じられております。急速に進む地球温暖化により気象状況も大きく変化しており、豪雨災害による崩落が目立っております。

当町においても、川津筏場地内にありました峰橋、大樞から峰にかけての峰橋が、主たる理由は分かりませんが、豪雨により崩落しております。未明でありましたので、幸いにして人身事故や交通事故には至りませんでした。これが昼間であったならば、大きな事故につながったのではないのでしょうか。

この峰の橋の話は、これも前に何回も出ていますけれども、豪雨などの自然災害も要因の一つですが、その原因については、単に長年放置し老朽化したというだけではなく、予想しなかった損傷で崩落したというのものもあるようです。

住民の安全な通行を確保するには、橋の安全点検を実施し、予防に修繕を行うことが必要であると考えます。そこでお伺いいたしますが、現在町が管理している橋の設置状況と耐震診断等の点検はなされているのか伺います。

また、先ほど予防的に修繕を行うことが必要であると申しましたが、このことは地味では

ありますが、橋梁の寿命を伸ばし、大規模な修繕や架け替えの費用を減らし、結局は効率的な行政の執行につながると思います。

そこで、耐震診断に併せて、今現在も順次行われていると思いますが、耐震等の修繕計画を伺いたいと思います。さきに述べました峰橋の跡地の処理、併せて、今現在通行止めになっています天川橋、そして、川横のつり橋の工事計画について伺いたいと思います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの橋梁の長寿命化修繕計画についてお答えします。

耐震診断の関係でございますけれども、道路や橋、学校などの建物など公共物につきまして、将来的に維持修繕が課題になることが予想されることから、国では、国土強靱化計画も踏まえて、壊れてから直すということではなくて、予防修繕による負担軽減の予防修繕を進めております。令和3年度の河津町も国土強靱化計画の町の計画も予定しております。当然、このことを含めまして、耐震化についても修繕の要素は重要な点でございます。

後ほど耐震診断等の締結については、担当課長より答弁させます。

それから、具体的な橋等の工事計画でございますが、天川橋、川横つり橋の見通しは、でございますが、これまでの調査事業により、調査によるランクづけなどもされて、修繕計画の優先順位などの参考にすることができます。これらのことを踏まえて、町の財政状況や補助金などの活用などを踏まえて、検討していきたいと思っております。

具体的な3つの橋の後処理や見直しについてお尋ねですが、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、町が管理する橋の設置状況と耐震診断はなされているかということでお答えさせていただきます。

初めに、河津町の管理している橋梁についてですが、全部で171橋となっております。

続きまして、橋梁の定期点検と耐震診断について説明させていただきます。

毎年実施している橋梁の定期点検につきましては、質問や町長の答弁の中にもありましたけれども、予防的に修繕を行い、橋梁の長寿命化を図るものとなっております。

長寿命化の定期点検につきましては、5年に一度の定期点検が義務づけられており、全橋梁が一巡目の点検は終了して、昨年度から2巡目の点検に入っております。橋梁につきましては、仮設時に道路橋示方書という技術基準に基づいて、耐荷重や地震、風、水圧、土圧な

ど様々な影響を考慮して設計されているものですから、長寿命化の点検と修繕というのは、その性能を維持して計画的に修繕することにより、費用負担の軽減と平準化を図るものとなっております。

現時点で、町管理橋梁において、耐震に特化した診断というのは実施されておられませんけれども、長寿命化の定期点検や修繕を実施することによって、設計時の耐震性というのは維持されているものと考えております。

架設当時と現在では基準に差があって、そちらの性能を維持するだけでは、修繕するだけでは不安があるというのも事実ですので、耐震の必要性は感じているところなんですけれども、今後は、国の制度変更によりまして、耐震改修についても補助対象となってきたところがありますので、緊急輸送路とか孤立集落が発生原因となるような橋梁などという重要橋梁を選定しまして、順次、耐震対策のほうを取っていきたいと考えております。

2つ目に、具体的な橋の対応ということで、峰橋、あと川久保橋、つり橋、あと天川橋についてご質問があったかと思えます。峰橋につきましては、ご存じのとおり、台風で被災して消失している状態なんですけれども、去年の12月の定例会で、撤去に伴う予備検討調査業務委託の補正予算のほう承認いただきましたので、入札手続を経まして、静岡コンサルタント株式会社と契約して、現在調査業務を進めております。今後は、成果を基に河川管理者である静岡県と協議をしながら、上部口の除去や護岸の改修というのを進めていく予定となっております。

川久保橋、つり橋なんですけれども、こちらにつきましては、今年度点検しまして、破損部分の指摘が木材部分だったために、来年の令和3年度に、通常修繕の中で、修繕のほうをやって行って対応していきたいと考えております。

天川橋です。下佐ヶ野天川間のかかる人道橋なんですけれども、令和元年度の台風で右岸と左岸の橋台部、橋脚部に著しい損傷を受けて、今通行止めの措置を取っております。河津川本線にかかる長大な人道橋で、修繕には多大な費用がかかる見込みとなっておりますので、修繕後も5年に1回の法定点検や、それに伴う維持修繕というのが必要なことを考えますと、今後の周りの付近の道路状況、あと利用者なども考慮して、令和3年度中には撤去も含めた今後の方向性というのを、今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員に申し上げます。

発言時間の制限を超えていますので、簡潔に願います。

○7番（仲 里司君） はい。

今の橋の関係なんですけれども、天川橋は、じゃ、撤去するかもしれないということですよ。実際に地元の声は、天川渡るのに橋が2つしかないから、実際はかなり高齢の方ばかりなので、あそこは、でも遊歩道になっていません。峰山トンネルのほうへ抜ける道の中の橋が1つですけれども、これは余分なこと言えませんが。でも、川久保橋はじゃ、修理をしてから、あそこの通行止めもなくなるわけですよ。

時間過ぎてしまいまして、申し訳ありません。失礼しました。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員の一般質問は終わりました。

2時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

4番、遠藤議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

令和3年第1回定例会開催に当たりまして、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は、次のとおりです。1件目は、ドクターヘリのバガテル公園大型バス駐車場の利用について。2件目は、新年度の防災・減災対策について。以上2件でございます。町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。

質問に先立ちまして、本日の議会冒頭に議長よりアナウンスがありましたが、本日より河津町の河津町議会のホームページが新たに公開されるということで、町のホームページから

リンクが貼られて見られるようになりました。内容としては、議会の日程であったり、議会だより、議会の会議録、議員の今後の活動予定、河津町議会議員の名簿、最後に町の議会とはどういったものなんだというようなところの説明も含めて、整備が完了をいたしました。中央のほうでもデジタル庁の発足だとか、また全国的に見ても、ICTを積極的に活用しろというような話がある中で、ホームページが新たに公開されたというのは、大事な一歩なのかなというふうに感じております。

それでは、質問に入らせていただきます。

1問目、ドクターヘリのバガテル公園大型バス駐車場の利用についてということで、質問をいたします。

ドクターヘリの臨時ヘリポートについては、1年半前の9月の議会でも、私質問をさせていただいております。町中から離れた赤川津山に臨時ヘリポートが設置されたと。従来であれば、観光交流館の横にあったヘリポートがそちらへ移動したんですけれども、中心市街地の近郊に改めて設置ができないかというようなことをお伺いいたしました。そのときに、回答として、バガテル公園の大型バスの駐車場の利用の検討と、また防災公園完成後には大きくなった県の防災ヘリにも対応したヘリポートを設置するというような回答をいただきました。

前回の質問から1年半経過したわけですけれども、改めてバガテル公園の大型バス臨時駐車場を常設の臨時ヘリポート化してはいかがかということを考えております。最近では、下河津ではバガテル公園、上河津では吉丸さんの駐車場というところで、ドクターヘリが離発着を行っているということを伺いますが、町内のドクターヘリの離発着の状況について、当局の回答を伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員のドクターヘリのバガテル公園の大型バスの駐車場の利用について、ドクターヘリの離発着の状況についてお答えします。

ドクターヘリの発着場は、現在、お尋ねのとおり、浜地区の赤川津山の財産区有地を借りて使用している状況でございます。以前の質問でもあったと思いますが、万が一の津波到来時には、町の中心部より現地まで行けない可能性もありまして、中心部に近いところが望ましいのではないのかというお尋ねであったような記憶をしております。現状では、常設の発着場が適地が見つからず、バガテル公園や学校のグラウンドなど臨時駐車場として対応できますが、万が一のときにはそちらでの対応を考えております。

お尋ねのバガテル公園の大型駐車場のヘリポート化につきましては、今後バガテル公園の再生計画との関連もありまして、方向性が定まっていない点と、今後予定されている防災公園計画との関連もありますので、現状の考えでは万が一の臨時ヘリポートとして考えております。

お尋ねの町内のドクターヘリの離発着の状況については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、町内のドクターヘリの離発着の状況についてご回答させていただきます。

令和元年度の使用回数につきましては、年間で42件となっております。現在、常設のヘリポートとしては、先ほど町長が述べたとおり、浜地区赤川津山ヘリポートを年間通して使用しておりますが、緊急性と発生位置などの理由により、下田地区消防組合の判断によりまして、地権者等への調整を行った上で、臨時的にほかの土地を使用した事案が数件ございます。内訳でございますが、赤川津山ヘリポートを使用したのが35件、河津バガテル公園大型駐車場を使用したものが2件、梨本地区民間店舗の駐車場を使用したものが4件、鉢ノ山町有地を使用したものが1件でございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 赤川津山が町内唯一の常設ということで、42件中の35件で、バガテルが2件、吉丸さんが4件、鉢ノ山が1件ということで説明をいただいたんですけども、バガテル公園のほうの駐車場にということで、バガテルの再生計画と合わせて検討していかざるを得ないというところは、重々理解はできます。バガテル公園がオープンして、当初の頃、観光施設として多くの観光バスが入っていたというような話は伺うんですけども、現在の町営の公園という形で運営している中で、どちらかというと、観光地と観光施設というよりは、地元の方の憩いの場という色合いが強くなりつつあるのかなというふうに感じたりもするんですけども、バガテル公園のバス駐車場の臨時ヘリポート化というものを考えたときに、やっぱり外部からお客さんが入ってくる施設ですので、もしそれをやって結果的にバスがとめられなくなってしまって、バガテル公園の経営に問題が出てくるというようなことになると、それはそれで問題もあるのかなというふうに思うので、あえてお伺いするんですけども、バガテル公園の大型バスの駐車場の利用状況というのは、近年どのようになっ

るのか、回答いただけたらと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） バガテル公園のバスの駐車場の利用状況でございます。現状での考え方は、先ほど述べたとおりでございますが、当面、ヘリポートとしての活用については、現状や必要性などを検討した上で考えなければならないと思っております。現状においては、今の赤川津山での対応で特に問題はないと思っております。今後は、防災公園の中にヘリポートを計画し、ドクターヘリ、防災ヘリの対応も考えております。

お尋ねの大型バスの駐車場の利用状況については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） バガテル公園の大型バス駐車場の利用状況についてということでございますが、現在バガテル公園の大型バスのほうについては、通常営業の中では特にバスの利用がほとんどないというような状況でございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

バガテル公園のバスの駐車場は、最近では利用がないというようなことで、実は個人的に桜まつり期間中やなんかでも、もしそこにバスが入ったりとかというのであれば、影響があるのかなと思って、ちょっと観光協会なんかにもお伺いしたりしたんですけども、やっぱり桜まつり期間中でも、あそこの大型バス駐車場に関しては、利用はされていないというような話を聞きました。

現状では、バガテル公園は、常設の臨時ヘリポートに指定はされていないというところで、バガテル公園の駐車場をドクターヘリが利用するということは、駐車場の利用状況というのを、その都度消防のほうを確認をして、問題がないということであれば、そこに必要に応じて離発着をするというような形を取っているようです。

年間42件ドクターヘリが河津町に来ている中で、うち35件が赤川津山で、バガテル2件ということなんですけれども、勘違いがないようにお話をさせてもらおうと、ドクターヘリというのは、単に患者さんを救急車のように搬送するというものではなくて、その患者さんがいる現場に高度な医療技術を持った専門のドクターを直接投入する、ヘリコプターに乗ってお医者さんがその現場に来てもらう、そこで病院に行かなくてもすぐに救助活動と並行して治

療行為を行うと。治療をしながらヘリコプターで病院に搬送するというようなことを行いますんで、ドクターヘリが必要な状況というのは、事故であったり何なりで重度の外傷を負っているという状況であったり、心疾患ですとか脳疾患だとかというような重篤な状況にある患者さんに対応をする、そこに一刻も早くお医者さんを投入するというようなところが、ある一つ重きがあるのかなというふうに思います。

文字どおり一刻を、一秒を争う患者さんのところに、ドクターが直接やって来るというところに大きな意味があるのかなと思うんですけども、そうなりますと、市街地に近いバガテル公園の大型バス駐車場を常設化するというのは、とても意義があるのかなと。どうしても、赤川津山まで行くというと、B&Gの先のほうまで行かなくてはならないということになりますので、時間もかかりますし、特に夏なんかであれば渋滞もするかもしれないというところを考えると、市街地に近いほうがいいというふうに考えます。

防災公園ができれば、そこに設置をするということでお話があるんですけども、この防災公園が完成するまでの間の期間限定というようなことでも構いませんので、設定指定をしてはいかがなものかと思えます。

また、135号線の河津から縄地を通っての下田までの区間というのは、この国道沿いの中でも比較的事故が多いエリアだということを知っています。河津下田間のこの国道で事故が起きた場合は、この赤川津山の臨時ヘリポートというのはとても有効で、そこで助かった命もあるよというような話を救命士の方に伺いました。そう考えますと、赤川津山の臨時ヘリポートと併せて、防災公園ができるまでという期間限定で、バガテル公園のヘリポートの常設化という2か所の体制を検討されてはいかがかというふうに提案いたしますが、当局の回答をお願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 2か所の臨時ヘリポート化ということでございます。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、先ほどの質問の答弁のとおり、万が一のときの臨時ヘリポートとして考えております。理由は、先ほどもお答えしましたが、防災公園ができるまでの間の使用期間、使用限定については、進捗状況によりますが、整地ができ次第、防災公園ではできるだけ早い時期にヘリポートとグラウンド供用は考えております。

現状では、バガテル公園の再生計画とも関連もありまして、方向性が定まっていない点と、今後予定されている防災公園計画との関連もありますので、万が一のときの臨時ヘリポートとして考えております。そういうことでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

バガテル公園に関しては、現在再生のためということで、町のほうであらゆる手段を講じて対応している最中というところもありますので、まずそちらを優先していただくというところも理解できるんですけども、ぜひ、もしあそこがヘリポートとしてということが、再生計画の中で使っても構わないというような状況が発生したときには、前向きに検討をしていただけたらありがたいなというふうに思います。町有地を活用して一刻一秒を争うといったときに、バガテルに着陸して助かる命が一つでもあったのであれば、ものすごい有効な活用になるかとも思いますので、検討いただけたらと思います。

それでは、1問目を閉じさせていただいて、2問目へ移らせていただきます。

新年度の防災・減災対策についてということで質問をいたします。

今年は、東日本大震災が発生してから丸10年がたった年ということになります。よく十年一昔なんていう言葉があるんですけども、被災地東北のほうでは10年たっても、いまだに復興途中であるというところもあったり、逆に10年たって各種検証をした結果、こういった取組が新たに必要だというようなことを政府が言っていたりということで、一昔ではなく、今現在にも、これから先にも継続的に対応が必要になる案件だというふうに感じております。

この10年、河津町のことをちょっと振り返って、最近のところ直近で振り返りますと、先ほど町長の話にもあったんですけども、自助、共助、公助とある中で、僕は自助が一番重要だというふうに感じている中で、河津町においては、ガイドブックを各世帯に配布をして、その後ガイドブック配布しただけで終わらずに、町の広報誌の中にガイドブックに追加で挟むようなものもどんどん追加することで、情報を更新していくというような取組を行っています。ガイドブック出して終わりというのが多い中で、そういった随時新規の対応が折り込めるというのは、ものすごく革新的な取組ですばらしいなというふうに思うんですけども、そのほかにも、町内の道路に避難誘導のためのシールとか、表記を出したりとか、そういった自助のためのお手伝いをするための取組を行っているというのは、すごく重要な取組だなというふうに感じております。

町の防災・減災対策は、東日本大震災もあるんですけども、昨今だと、毎年のように豪雨であったり、台風であったりという自然災害が常態化していると。また、去年からではあ

りますけれども、新型コロナウイルスによって避難所が機能を失くなってしまったりとかというような新たな状況の変化というものも含めて、毎年のように何か複雑化しているなどというふうに感じています。

河津町でも、この多様化している防災対策について、いろいろな対策を行っているわけですが、今現在、まだ令和2年度中というところではあるんですが、昨年の令和2年というところで、町の防災対策の成果、また新年度に向かって継続をしていく部分、そういったところも含めて、新年度予算の中の重点政策として防災・減災対策取り組まれているということなんですけれども、新たに盛り込む事業なども含めて、説明をいただけたらと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員がお尋ねの新年度の防災・減災対策について答弁します。

令和2年度における防災・減災対策の成果と継続事業や新年度の新規事業についてお尋ねですので、お答えします。

まず、令和2年度の成果ですが、現状としては、コロナ対策に追われた年度と言ってもいいかと思います。特に、資機材の調達ですとか総合的な取りまとめなど、多岐にわたる対応をしなければならない、そういった状況でもありますし、現在でもそのような状況であると思います。

そのような中でも、継続しているコミュニティセンターの耐震化事業への対応、あるいは防災公園計画や子育て支援施設の乳幼児避難施設としての対応など、また県と一緒に、想定される南海トラフ地震の、いわゆる半割れと言われる時間差による発生が予想される地震に対する臨時情報への対応など、新たな事業に向けて取り組んでおります。

また、例年行っている地域防災訓練などは、新型コロナウイルスの関係で中止することが多くありましたけれども、その中でも、12月の防災訓練では、町職員や自衛隊、消防署を交えた本部を立ち上げ訓練を実施をしまして、県との電文の交信訓練ですとか、情報のパソコンを使った一括管理、情報に対する対応手順など、実際の場面に即した充実した訓練ができたものと思っております。

以上でございます。

すみません、続けて、新年度の重点項目と新事業についてお答えします。

新年度事業としましては、現状における地震、津波、風水害、感染症対策など、防災、防

衛、防疫など、これまで大きく対策が変化をしてくれておりまして、民間との協定による対策ですとか、受援体制なども含めた地震防災計画の見直しが必要となりますので、来年度は地域防災計画改定業務委託を予定しております。

詳細については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 新年度の予算の重点施策と新規に取り組む事業というふうなことで、概要として答弁をさせていただきます。

町長の施政方針でも一部触れているわけですが、河津町では南海トラフ巨大地震を想定した静岡県第4次地震被害想定を基に対策を進めることが、喫緊となっているものがございます。これまでの本県の地震津波対策は、東海地震は予知できるということを前提として対策を進めてきたわけですが、地震予知は困難という方針から、早急に既存の対策の見直しと新たな対策を、実践的視点に立って取り組む必要があります。

また、近年多発します豪雨災害や勢力を維持したまま接近、上陸をします台風など、余り経験しないような災害に対しましても、対策をしていく必要が出てきたということがございます。

現在、国では、避難情報と気象情報との一本化を目指し、準備が進められております。早急な対策を進めるために、引き続き地域防災計画の見直しを行うものがございます。関係法令の改正、国の防災基本計画修正等に伴うもの、また防災課を設けるというような方針の下で、機構改革に伴います防災課設置によります体制の見直し、このようなものを計画の中で修正、更新を行っていくというようなことになるものと考えているところでございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答の中で、令和2年の成果に関しては、コロナに追われてしまったというお話がございました。本当に今までの常識がことごとく覆されていて、避難所が機能しないであったり、避難所には消毒のためのとか、個室が必要だとかということで、いろいろ長い年月かけて組み立ててきた計画というのが、役に立たなくなってしまった、とんでもない1年だったなというふうに私も感じているところですけども、そのような中で、新年度に向けて行政と民間の協力であったり、地域防災計画の見直しであったりということで、新たに取り組んでいくというようなお話でありました。

新年度は、先ほど来、町長の行政報告の中でもありましたけれども、防災課が、専属の課が立ち上がるということがございます。個人的なあれなんですけれども、私、議員の1期目

の頃から、防災課の設置であったり、危機管理のための職員の増員をしてはいかかかということを経験して提案をしてまいりました。そういったところの思い入れもありますので、今般の防災課の設置というのは、とても思い切ったすばらしい取組をしていただいているなというふうに感じております。

防災に関して積極的に取り組んでいる自治体というものを、方々ホームページや何かを見てもみますと、大体もうそういうところは専門の課を置いて、防災の専属の職員がもう365日専属で対応をしているというのがあるわけですね。1期目の以前私が調べた頃の記憶ですと、賀茂郡の管内周辺市町含めて、河津の場合、総務課内の防災係というようなことだったんですけども、その防災担当の職員というのが2名という体制でやっていたのは、河津町だけだったんですね。最近になって、防災係の職員が3名体制に増えたというふうになってきております。

防災のための勉強会なんか参加しますと、もう大体どこへ行っても、町民の生命と財産を守るためには、平時の取組が重要だということに尽きるなというふうに思っております。そんな中において、河津町においては2名しか当時いなかったと。そこについては、ものすごく残念だったなというのが、私の中の記憶としてはございます。この数年で防災係が増員されて、ついに総務課から離れて防災課が新たに設置されるということで、岸町長の再三言ってらっしゃる、町民の生命と財産を守るぞという気持ちが、本気度が伝わるなという気が正直いたします。

なぜ防災課は必要だというふうに判断をされたのか。防災課の設置の目的、そういったところをお伺いできたらありがたいなと。課を新たに設けるって大変なことだというふうに感じますので、そのあたりの町長のお考えをお伺いしたいなと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 防災課の設置の目的についてお答えします。

これについて、先ほど他の議員の質問にも答弁しておりますので、繰り返しになりますが、お答えします。

防災課の新設については、これまで議員お尋ねのとおり、特に昨今の日本各地における自然災害の多さもありまして、また今後予想される地震、津波対策についてももしっかり対応することが、私の目指すところの防災・減災対策による町民を災害から町民の命を守るという基本施策ということになりますので、従来から私は、この対策が重要であると考えて、各種事業を行ってきたところでございます。

これまでも、やはり防災の専任課をと考えておりましたが、職員数が限られた中でなかなか思うように人員配置ができませんでしたが、何とか来年度は人数を増やすことができましたので、これからは防災の専任課として、事業など、実施や計画検討などを重点的に、特に今までは総務課長という幅広い仕事を持っていたわけですので、これからは特に専任課長を中心として、防災に特化して専門的に取り組めるものと、大いに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 従来は総務課長が防災監を務めつつ、防災の責任を持ちつつということで、僕も正直、総務課長が平時も有事も総務も防災もって抱え込まざるを得なくなる状況というのは、やっぱり危機管理の平時の在り方としては、すごく問題があるなというふうに常々感じていましたので、新しく課長が設置されて、その課長のリーダーシップの下に防災対策を河津町が取り組んでいけるというのは、すばらしいなというふうに感じております。

新たに課ができるということですので、他の課との連携というものがものすごく重要になるかと思えます。今まで総務課がやっていたというのは、やっぱり総務というだけあって、全てを総括的に見ることができるポジションだったのかなと思うんですけども、そこから出たことによって、どうしても幾つもある課の中の一つということで、埋もれてしまっただけで話にならないのかなというところで、町の防災・減災対策、ここ数年来ハードもソフトも含めて積極的に取り組んでいるという中で、それらを総括して対応していくのが防災課ということで、新たな責任を担うわけですけども、従来の役場の、役場に限らず役所の仕組みはどうしても縦割りというところがあるんでしょうけれども、その縦割り行政の壁を越えて各課を横断的に対応する一番その必要があるのが、この防災課になるんじゃないのかなというふうに考えます。

せんだって、正副議長の政策勉強会というのがありまして、リモートで議長と一緒に参加させていただいたんですけども、その中のテーマが防災対策ということでお話を伺いました。その中で言われていたのが、やはり町民自らの防災意識の向上というのが重要だと。その中でも特に、子供たちへの防災教育というものの重要性を、再三にわたってその講師の先生が指摘をしておりました。そういった視点から考えますと、防災計画というのを策定をとかといろいろあるんでしょうけれども、例えば教育委員会と学校と防災課というような連携もあってもいいのかなと。町の防災政策として考えたときに、長期的な視野から考えると、

やはり防災教育というものをある程度長期的なビジョンの基に考えて取り組んでいくということは、10年たてば大人になって、大人がそれを当たり前のようにやっていけるという町になると思いますので、重要なんじゃないのかなというふうに思います。そのあたりも含めての回答をいただきたいなど。

あと、もう一点なんですけれども、新年度の取組の中で、国土強靱化計画を策定するということが、重点テーマの中にも記載がございました。国土強靱化計画というのが、どんなものかというのをちょっと詳しく読み込むことができなかったのですが、ざっと触ったんですけれども、町で次年度から第5次総合計画が始まるわけなんですけれども、その総合計画の上に来るポジションの計画だというようなことが書かれてありました。その国土強靱化計画を河津町新年度で策定するということなんですけれども、そちらのスケジュールというのはどういった感じで検討されているのか。

この国土強靱化計画に関しては、せんだっての伊豆新聞でも、下田市の国土強靱化計画が取り扱われていたんですけれども、その中で、下田市では大規模災害に備えて、地域防災計画と事前復興と観光客の避難というのが、3本の柱として国土強靱化計画をやるよというようなお話が記事としてあったんですけれども、昨日ひょんなことから、総務課長にお話を聞いたら、企画調整課でこの国土強靱化計画つくられるというような話を少し伺ったんですけれども、これ、なぜ企画調整課なんでしょう。防災課ができるのであれば、防災課じゃないのかなというふうに思いますし、そうじゃないんだったら総務課かなというふうに思うんですけれども、下田市ですら地域防災計画というのが国土強靱化に盛り込まれているという中で、河津でも防災計画、地域防災計画を防災課の中でつくっていくという話があって、併せて強靱化もやるという中で、それが防災課から離れてしまった理由なんかが、ちょっとお伺いできたらいいなと思うんですけれども。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、何点かあったと思いますので、他課の連携ですとか、子供の教育の関係あるいは国土強靱化計画についてお答えします。

まず、他課との連携ということでございますが、ご存じのように、今まで総務課という中で、課員が多い中で防災係を中心として対応してきまして、万が一の場合には、多くの人数があつて、人員確保がしやすかったということがありますが、専任課となると、以前より少ない人数で対応しなきゃならないということになるかと思ひます。これ先ほどの議員の質問にも答弁しておきましたけれども、災害等の人員支援を考えまして、一応今年度行いました

けれども、他課の職員の兼務辞令を出して、支援体制を構築します。これは、担当課だけではなくて、職員災害時の対応一丸となって取り組むような組織体制を図るという意味で、兼務辞令を出します。

これについては、先ほども答弁しましたけれども、昨年、町で本部の立ち上げ訓練を行いました。これは全職員を対象として、それぞれ役目を持って立ち上げたわけですがけれども、実際の場面となると、やっぱり立ち上げ訓練の大変思いを持ったわけですがけれども、やっぱりその連携というのが大変大事で、担当課だけの問題ではないということで、それをいかに職員が意識を持って取り組むかというのが、防災・減災対策の根本であるような、本部側としては気がします。そういう意味で、兼務辞令を出して、新たな防災課を中心として、その辺がうまく構築できればなと思っております。今後も、去年やった本部立ち上げ訓練というのはやっぱり重要な訓練だと思いますので、やっぱり役場側としてもそれをこれからも重点を置いて対応していきたいなと思っております。

それから、学校の防災教育の関係、これは当然大事なことで、東日本大震災でも避難によって救われたという例もあるものですから、子供たちの意識というのは大変大事だと思います。これについては、県の振興局なんかと一緒にあって、防災教育なんかも、出前じゃないですがけれども、学校等でやってもらっておりますので、今後も教育委員会と連携を取って、町の防災課と連携を取って進めていきたいなと思っております。

それから、国土強靱化計画でございますけれども、これは前々から国のほうがつくった後で県の計画あるいは町の計画をつくらなくてはならないということは、分かっておりました。国のほうの方針としても、継続をされてさらに強化していくというふうなことで、今強靱化が叫ばれているということも承知をしております。そういう中で、町としても令和3年度につくっていかうということでございます。

これは、私のイメージでまだはっきりしておりませんが、総合計画の下にアンブレラ計画って下につくるようなイメージを持っておりまして、当然総合計画が一番上位で、その下にそれぞれの強靱化計画をつくるという、そんなイメージを持っております。これについては、強靱化といっても建設であったり、いろんな部分がかかり防災も絡むものですから、総合的な観点からこれ強靱化計画をつくらなくてはならないということでもありますので、そういうことで実際担当課がはっきりしておりませんが、今後の来年の事業をすることによって決めなくてはならないと思っておりますけれども、今のところはまだはっきりはしていませんけれども、ただ、強靱化計画に取り組むということの予算は計上させていただきま

した。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 計画策定のほうを企画調整課が今のところやるということになっておりますので、スケジュールについては、私のほうから答弁させていただきます。

スケジュールといっても一応来年予算のほうに上げてありますのは、その計画をコンサルの委託業務に出しますので、そちらのほうの手続を経た後、最終的には令和4年の3月、来年度いっぱいには策定して公表するというような予定でおります。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 先ほどの企画調整課で国土強靱化計画やるんですかというふうなご質問があったわけでございます。まず予算編成の段階では、先ほど町長も企画調整課長も言ったように、総合的な計画の中でいろんなこの国土強靱化計画をつくるという内容のものでございます。ですから、名前イコール防災ということではありませんので、そういうことで企画調整課が行うほうが望ましいのではないかと。国のほうの考え方もどちらかというところ、そういう傾向がございまして、そういうような中で調整をした中で、予算は今の段階では企画調整課のほうの予算で上がっているわけでございます。

その後、防災課の設置ということの話が本格的になって、この議会の中でもいろいろご審議いただいているところですが、防災課の役割ということの中で、今後まだ、役場の事務をどこがやるかという処務規則というのがあるんですが、その中で再度検討して、最終的にどこでやるかということについては3月中に決めて、防災課がやるのか、企画調整課がやるのかというふうなことになるかと思いますが、はっきりさせて、しっかりした防災国土強靱化計画をつくっていかうということで考えておりますので、現状の中ではそういうような状況であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答いただきました。ありがとうございます。

どうしても国土強靱化に関して考えると、下田の例しかり、よその自治体の例しかり、見ても、すごい防災色が強かったんで、防災課ができるのであればそうなのかなというふうに見つつ、ずっと質問を組んでいたんで、あれなんですけれども、確かに時系列で考えれば、防災課ができる、できないというのが前から、去年の段階から準備はして、必要だという話

があったというところだというのは理解はできます。

国土強靱化計画が、どういう、町長がおっしゃっていたそのアンブレラ計画という形の中で、どの課が直接ではなく全体に係るといえるものがある中でというのが、分かるんですけども、どうしても方々の自治体の例を見てみますと、防災色がすごい強いなという気が、私は個人的にしたもので、もしその河津の計画が防災色が強いものなのであれば、専属の課がやってもいいのかなと。ただ、そうではないというものなのであれば、ほかの担当課がということはあるのかなというふうに思いますので、どちらにせよ、すばらしい計画ができて、実効性が高いものであってもらえればありがたいのかなというふうに思います。

他課との連携に関しては、先ほど町長がおっしゃった、今まで総務課だったから大人数だったけれども、専属課になった分少人数、だけれども一丸でやっていくよというふうなお話がありました。ぜひ立ち上げ訓練のお話もありましたけれども、やっぱり訓練でもタイムラインにのっとってやっていくと、すごい困ることが出てきたりというのがありますので、そのあたりも含めて、また継続的に訓練等々やっていただいて、できること、できないことを洗い出していただいてということも、できれば災害のときにこの役場の仕組みが壊れてしまうのが一番多分町民にはダメージが大きい出来事の一つだというふうに思いますので、ぜひ役場の庁内の防災力向上、しいては河津の町民の安全につながる場所があると思いますので、ぜひその辺も加味して、積極的に取り組んでいただけたらありがたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

15時10分まで休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

9番、渡邊弘議員。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。

令和3年第1回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

質問は次のとおりです。

1件目、コロナウイルス感染症対策と対応について。

2件目、河津桜まつり中止について。

3件目、まちづくり事業説明会について。

町長及び担当課長の答弁を求めます。

早速質問に入ります。

コロナウイルス感染症対策と対応についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染症の影響で、町民の生活は不安の中にいると思います。感染症の不安、収入の不安、子育ての不安など、終わりの見えない中での生活を強いられていると思います。

質問です。

1、感染症の影響により、収入が減少している町内事業者、個人に対して、事業の継続のために支援の給付を考えているか。対象者といたしましては、旅館業、民宿、飲食、卸業、理容・美容、医療、また個人生産者、一次産業の方も含めてです。国の政策としても用意をされていると思いますが、町として特別な支援は何かお考えになっているのでしょうか。お伺いをいたします。

2、生活支援として、仕事の減少により収入の減った個人、パートの方でありますとかアルバイトの方でありますとか、雇用が止まって収入がなくなった方たち、こういう方たちに対する支援はお考えになっているのでしょうか。

3、PCR検査対応について、体調が不安になった場合、風邪かな、分からないような状況になった場合、検査を受けたい人はどうしたらいいのか。そこら辺もお教えいただきたいと思います。また、そんなときの相談窓口はどうしたらいいのか、それもあえてお伺いしたいと思います。

なお、学校の教師、教育関係者、保育関係者、介護関係者、医療従事者などの検査の支援は考えているでしょうか。ここら辺が一番、今コロナウイルスの状況では感染防止のために必要なことではないでしょうか。

4つ目、ワクチンの接種の準備はできているでしょうか。

5つ目、同報無線の放送が2月4日から中止となりました。町民への注意喚起にも必要と思いますが、中止とした理由をお伺いいたしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員のコロナウイルス感染症対策と対応についてお答えします。

まず、1点目の収入減に対する支援でございます。これまで経済対策として国の制度や県の制度などを使って支援や町独自の支援も行ってきました。それぞれの事業者や個人で収入が減少したりして支援を受けたり、制度を利用したりしているかと思えます。

町として支援金の給付は考えているかとお尋ねで、対象者は旅館業、民宿、飲食、卸売業、理美容、医療、一次産業、個人生産者の支援、そして生活支援としての仕事の減少により収入の減った人などについてということでお尋ねですので、お答えします。

この件につきましては、それぞれの状況も違いまして、既に国や県の支援を受けていたり、町としては業績や制度利用の有無も確認できませんので、支援金や融資制度は国や県の制度を基本として考えておりまして、町が行う支援は町民の経済状況を幅広く手助けすることを中心に行ってまいりました。

これまでも商工会を通して、小規模事業者で一定の減収があった人を対象に、事業継続のための緊急支援を昨年6月に行ってきました。約400事業者が対象であったわけですが、減少幅の率や月10万円以上の減少という制度にはまらない事業者もあり、そのうち約260件に10万円給付を行いました。その後も商工会を通して需要喚起のためのプレミアム商品券や工事券発行やおもてなし補助制度などの事業を行ってまいりました。

また、観光面では、昨年9月より観光客の宿泊について、抽せんで1人3,000円相当の地場産品を送り、リピーター獲得の事業なども行い、併せて地場産品の活用により、一次産業の需要も兼ねて推進をしております。

今回、国の第3次補正に合わせて、地方創生臨時交付金活用によるコロナ対策事業が行えることになりましたので、県の経済対策交付金事業と併せて補正予算で対応しました。補正

予算対応としたのは、少しでも早く経済対策を行うために繰越して考えて事業展開を行います。今回は河津桜まつりの中止などもありまして、大きく影響を受けた方もいると考慮して、経済対策に重点を置いた事業展開を行います。

主な事業は、先ほどの小規模事業者を対象にした事業継続のための緊急支援を行います。これは第2弾となりますが、国の持続化給付金や昨年商工会が実施をした新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金を受給した小規模事業者を対象にした小規模商工事業者事業継続補助金を支給します。

また、先ほど答弁をしましたが、一月の売上げが5万円以上あり、15%以上減少や開業して1年に満たない事業者も対象としたので、昨年支援金を受給できなかった事業者など、幅広く支援ができるように配慮いたしました。また、水道料金の2か月分の免除措置や商工会を通して50%のプレミアムのついた商品券の発行や、従来の工事券やおもてなし工事補助制度も継続して行います。

また、観光協会を通して行っている「泊まってくれてありがとうキャンペーン」も好評なことから、継続して支援を行います。そのほかにも、町外に住むコロナ禍でアルバイトもままならなく苦しい生活を送って暮らしている学生などの生活支援も行います。

まだまだ手が届かない支援の方もいると思われそうですが、町としても財政状況を加味しながら、河津町としてできる限り経済対策に知恵を絞り、実行していきたいと考えます。

今回の国や県の交付金を生かした経済対策事業は、総額で事業費約1億3,524万2,000円、プレミアム分の効果を含めた額では2億1,124万2,000円の波及効果が期待をされます。

次に、PCR検査、ワクチンについてでございます。

この件につきましては、賀茂地区の担当者レベルでPCR検査の各市町の対応について検討はしましたが、その時点では特段の必要性はなかったと聞いております。町として、現段階ではPCR検査希望者や事前対策としての検査費用の支援は考えておりません。今後のワクチン接種については、国の方針に従い、対応や準備を進めていきたいと思っております。

お尋ねの検査体制や相談窓口、今後のワクチン接種計画などについては、後ほど担当課長より答弁させます。

それから、3つ目にお尋ねの同報無線の件でございます。

お尋ねの同報無線による広報につきましては、感染者が町内で出た場合には、昨年の対策本部会議で、同報無線を含めて広報することとなっており、それに従い、1月17日の第1号の感染者については、同報無線、防災メール、ホームページで、町民への感染予防や誹謗中

傷禁止について広報を行いました。1月30日の第2号の感染者が出たときにも同じような対応がございました。

2月4日の3例目の感染者が出た場合には、同報無線では広報せずに、防災メールやホームページで広報することとしました。

お尋ねの理由についてでございますが、テレビ等で感染者情報が広く伝えられること、また町内においても、これまで注意喚起をして予防対策が周知されていることなど、また、町民からかえって感染の恐怖や不安をかき立てるなどの声もあり、方法について改めることとしました。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、私のほうから、新型コロナウイルス感染症に伴いますPCR検査の体制の現状と、今後の新型コロナワクチン接種計画について答弁させていただきます。

PCR検査の体制でございますが、かかりつけ医がいる人はかかりつけ医の医療機関へ電話で相談をしていただいて、医療機関を受診、医師が検査の必要を判断した場合、無料になります行政検査を受けていただくこととなります。また、かかりつけ医がない場合は、発熱等受診相談センター、これは各地区にあります保健所にありますけれども、そちらへ電話相談をしていただきまして、受診が必要と認めた場合は、発熱等診療医療機関が紹介をされまして、受診をいたします。そこで医師が検査の必要があると判断した場合、無料による行政検査を受けることができます。

また、陽性者の濃厚接触者と保健所で判断された場合についても、無料での行政検査を受けることとなります。よって、医師や保健所が必要と認めた者の検査については、無料で行政検査を受けることができることとなります。本人の希望により検査を受ける場合の助成制度につきましては、職種、年齢等関係なく、町は現在行っておりません。

以前、国の助成がある高齢者等を対象とする検査希望者への検査費用助成制度の導入について、賀茂地区内の市町担当課長並びに首長で協議を行いましたが、賀茂地区内で希望検査を受けている医療機関が1日2件しか受け付けていないことや、既に実施している市町の利用状況が少数だったこともあり、現在、下田市以外は見送った経緯がございます。現在は、民間の商品で安価で宅配等のやり取りで受診できるPCR検査も出てきておりまして、現時点の助成制度の創設については考えていないところでございます。

なお、町内で市中感染が増えるなど状況が変化した場合は、その時点で検討していきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種計画でございますが、町内の医療従事者等の優先接種につきましては、対象者367人に対しまして、町内2医療機関で行うことでした承を得られており、現在接種者の選定、日程の調整等、県と町で協力をして行っているところでございます。早期の接種に努めてまいりたいと思っております。

次に、65歳以上の高齢者につきましては、対象者約3,100人、2回接種を行いますので、そのうち接種率が70%と見込んで、約4,340回の接種を予定しているところでございます。当初は保健福祉センターで行う集団接種と施設入所者への施設主治医によります施設内接種を計画しております。集団接種は医師2名によります接種を、1日3時間で120回接種、週3日程度を計画しております。完全予約制によります接種で、ワクチンの入荷状況にもよりますが、4月上旬にクーポン券等案内を送付いたしまして、4月中、下旬に予約の開始、5月上旬からの接種開始を目指しております。

高齢者の優先接種終了後、その他一般町民の接種が開始されることとなります。今後、集団接種の実施状況を検証した上で、個別接種等の実施について検討してまいりたいと考えております。

町内医療機関の協力を得ながら、県等関係機関と協議し、接種をスムーズに行えるよう進めてまいります。情報につきましては、随時提供していきたいと考えておりますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） コロナ対策につきましては、やはり今、例えばそういう介護老人ホーム施設だとか医療関係者とか、もろもろの本当に感染したら要はみんなに広がっちゃうようなそういう関係、あとは公的な学校の先生だとか幼稚園の先生だとか保育園の先生だとか、そういう方たちは基本的には大丈夫だと思うんですけども、そこで発生したときにやはり大きな災害につながっていく、町の中での災害につながっていくおそれがあるので、PCRの検査はどうでしょうかというお伺いをさせていただきましたら、今のところはまだ考えていないということでございました。

ただ、そこら辺もその検査ありきでなくて、要は、これをいかに抑えるかということが一番大事だと思いますので、要は、何とかできることはやっていきたいと。せつかく国から1

億5,000万円ぐらいですか、PCRに対する補助金も出ていますので、その使い方についても、もちろんもう予算計上されていますけれども、また何らかの形で取り組んでいただければありがたいなというふうに思います。

あと、民間のPCR検査が安くできるという部分もあるというお話がありますので、そこら辺も踏まえて、今後の取組につなげていただきたいというふうに思いました。

それと、あと一番大事なのが、町民の例えば事業をしている人とかそういう人たちは、やはりちゃんとした形で国からの補助だとか支援だとかそういうのがあるんですけども、実際問題としては、パートで働いている人、またアルバイトで行っている人、こういう人たちが所得がなくなっていく、ご飯も食べられないような不安に陥っていく、そういう人たちをやはり河津町としてはそのまま目をつむって見ていていいのか。じゃ、どのような窓口をつくって、どのような支援をしていこうとか、そういうコロナウイルスに対する支援策というのが、本来ちょっと必要ではないかなというふうに思います。ぜひご協力いただきたいと思いますけれども、次の質問で、商工会においては、収入減の対策として、国・県補助事業を活用して、事業継続給付金、家賃補助制度などに取り組んでおります。しかし、お客様が来ない、動かない、お客さんがいない、そのような状況では、町においても給付金及び補助事業の支援が欲しいと、もっと欲しいと考えている人がおります。町としての対応は何かできるでしょうか。

また、商工会として、今後の対策として、キャッシュレス化の事業に推進も図りたいというような考えがあるようです。町としては、そのような事業に対して支援は考えられるのか。西伊豆町では、町の事業としてサンセットコイン事業、これはキャッシュレスの事業ですけども、そのような事業を使って、国のマイナンバー制度とのかみ合わせを使った中で、補助金を利用していないような、そういう事業も取り組んでいるようです。町としては、どのようなことが考えられますか。お伺いをしたいと思います。

あと、観光協会として、観光業全てが影響を受けております。旅館組合など組織を持っているところは、町に要望を出したと伺いました。しかし、民宿だとかペンションだとか、個人事業者は、要望の対応が非常に難しいと。要はどこに個人として話をしたらいいのか、なかなか難しいと、そのようなことを伺いました。町として意見を聞く場所、要望を出す場所、そのような設置が考えられないでしょうか、お伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの来年度を含めた対策の件だと思いますが、お尋ねにお答え

したいと思います。

2月18日の臨時議会で補正予算により前倒しして対策を行うことによって、何回も申しておりますが、繰越明許も考えて早めに取り組むこと、あるいは時期を見て取り組む事業など、ある程度幅を持たせて予算が執行しやすいように配慮をしました。

お尋ねの商工会へのコロナ対策補助事業も補正予算で対応を行い、できるだけ早い時期での対応をお願いする予定です。

お尋ねのキャッシュレス化事業についても考えられますが、今回は見送りとなりました。

旅館組合から要望もいただきましたが、今回の全体事業の中で、ある程度要望には対応できているものと考えております。

また、民宿、ペンションなどの個人事業者への支援についても、十分とは言えないまでも、今回の事業で配慮はできているものと思います。

また、意見を聞く場所の設置などについては、個人個人で聞く状況では対応が難しく、また確定額の通知や申告期限が短く、町としても事業推進のために全力を尽くして検討している事業を組んでいる状況でもあります。とにかく申請等の時間がない中で、できれば団体等で早い時期に意見がまとまりますと、内容にもよりますが、対応できるケースが考えられるかもしれません。経済的な影響はそれぞれ違いますので、個々の意見を聞く場所の設置については、かえって混乱を招き、全ての対応が遅れる可能性がありますので、現状では考えておりません。

来年度のコロナ感染症対策の体制強化については、現状の対策本部会議の中で対応していきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） やはりこのコロナは、基本的には災害だと思います。だから、今までの行政の中で、要は面倒だからできないということではなくて、要は町民のために町として災害のためにやるべきことをやると、そのような姿勢がほしいなというふうに思います。

感染の予防、施設の状況、税の減免、行事の状況、暮らしの支援、事業者の支援などの情報を、回覧板、また町のホームページによりいただいております。しかし、目で見える情報は見なければ分からないというようなことが考えられます。小さな町なので、みんなに分かるような声が届く情報を伝えることは、必要ではないでしょうか。同報無線の放送は、水道工事、PTAの放送、大事ですけれども、コロナの注意喚起も大変大事だと思います。なぜ活

用ができないのか、不思議でなりません。

コロナウイルスの感染対策本部において、町内の観光及び介護施設等の利用制限は、ガイドラインに基づくとあります。町内施設の観光施設について、営業にばらつきがあるように思います。ガイドラインの指導は、町内の事業者、団体等にできているのでしょうか。桜まつりの中止の中で、バガテル公園、温泉会館の営業がされました。悪いとは言いません。町長をはじめ実行委員会も、桜まつりの期間はご遠慮くださいという中で、なぜ営業したのか伺いたいと思います。

県においては、来年度、コロナウイルスの感染に対して体制の強化を図るということです。町として、コロナに対して来年はどのような対策で臨みますか。同報無線の活用も含めてお話を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、幾つかの質問があったと思いますので、順を追って答えたいと思います。

まず、ガイドラインによる町内の観光施設等の利用制限につきましては、対策本部で状況確認の上、ガイドラインに沿って対応しております。これについては、県の情報等を加味した中で町民の命を守るという観点から対応をしております。

同報無線の関係につきましては、先ほども答弁したとおり、いろんなご意見があるわけですが、当然知らせることも大事だということで2回ほど知らせましたけれども、3回目から、先ほど言ったような事情の中で、対策本部の中では防災メール、ホームページ等で知らせるということで、同報無線では知らせないということで対応をさせていただきました。

それから、来年度の対応でございますけれども、今、一番力を入れているのがワクチンの接種体制でございます。そのことによって大きな変化がもたらされると思いますので、当然対策も並行してやりますけれども、対策については先ほど答弁したように、来年度予算を前倒しして対策をしているということでございます。そういうことの中で、現状としては、ワクチンの接種体制を今後いかにして町民の方に早く打ってもらうか、そのことが一番大事であると考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 次の質問に移る前に、町として、コロナ対策の来年のそのような予定があれば、ぜひ伺っておきたいなというふうに思います。

桜まつりの中止のときの話は、また後でちょっとお話をさせていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

河津桜まつり中止についてお伺いをいたします。

この桜まつり中止は、非常に苦渋の選択の中で中止を決めたんだというふうに、やはり思っております。その中止につきまして、中止を決めたのは実行委員会でしょうか。また、実行委員会の会議を非公開で行った、秘密にして会議をしたという報道がされました。これ町長の姿勢とは若干、情報開示とはちょっと違うかなという、何で秘密でやらなければならなかったのか、理由を教えていただければありがたいというふうに思います。桜まつりを中止にした理由ということをちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜まつりの中止についての件について答弁します。

若干、私の認識と違うところがあるかと思っておりますので、まず1点目の会議の非公開ということでございます。その前に、誰が決めたのかということ、まずお答えします。

実行委員会の対応マニュアルに従いまして、県のレベルが4から5に引き上げたことから、2月18日に実行委員会で協議の上、第31回河津桜まつりの中止を決定しました。会議の非公開という言い方が合っているかどうか分かりませんが、会議の非公開としたのは、それぞれ団体長の意見を述べやすくするためであろうかと思っております。ただ、決定後には、実行委員会の委員全体で共同記者会見に臨み、対応しましたので、全面非公開と決めたものではありませんので、私は非公開とは思っておりません。

中止を決めた理由は、まず中止にして来訪者に自粛遠慮をしてもらうことにより、町民の安全安心が担保されるとの思いから、協議の上、意見がまとまって中止を決めたものだと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。

やはり町の大きな事業の部分で、報道に、秘密に行ったとかそういう報道がなされたわけですよ、伊豆新聞等にも。資料、今持っていないですけども、新聞に載っていますので、見てもらえば分かります。だから、そういうことがやはり秘密にしなければならない理由がよく分からないので、それをちょっと聞かせていただきました。

次に、中止になった対策と対応。

中止の決定を受けまして、出店予定の露店61店舗、民間駐車場25店、その方たちに出店協賛金を返還し、営業の自粛をお願いしたということでございます。出店予定者で自粛の要望に協力してくれた地主、駐車場業者、町内出店者、そのような方たちは減収となります。協力者に対して協力金か支援金の給付は考えておりませんか、お伺いします。

営業自粛のお願いに協力しなかった事業者、そのような方たちに対してどのような対処を考えていらっしゃるでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 営業自粛者への支援ということでございます。

まず、考え方の問題があるかと思えます。お尋ねのとおり、中止を決めた上で協賛金を返還して、出店者には出店取りやめや自粛をお願いしました。しかし、個別法により営業が可能なこともあり、個人的に営業する方には理解が得られませんでしたので、秩序を守るように、実行委員会では誓約書の提出をお願いしました。

協力した出店者の営業補償的な支援については、祭りを中止した以上、特に考えておりません。いろいろなお気持ちで出店断念の協力をいただいた出店者には感謝をいたしますが、基本的な考え方はお店もお客さんも取りやめや自粛をお願いし、今回のお祭りには来訪の遠慮をお願いしており、町民の命や秩序を守るための対策であると考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうしますと、要は、営業をした方たち、その方たちはただ単に営業をやり得だったということになるんじゃないですか。本当にそれでいいのかどうなのかよく分かりませんが、要は、桜まつりを運営していく中で、町では露店営業管理条例というのがあるわけですね。その管理条例の中に、町長が届出済証の交付をするわけですね、実行委員会から上がってきたものを。町長が、それにより、届出をして許可をするということですね。今、協力してくれた人、自粛をしなかった人に対しての、来年度はどのように対応できるのか。例えばの話、これ例え話じゃまずいけれども、今年そうやって自粛をした人たちに対しては、要は来年度は無料で出店させるとか、今年出店をした人は来年はしっかりと営業料をいただくとか、そのような対策が公平に行われる事業ではないかなというふうに思います。そこら辺も含めて、ちょっと町長とは考え方が違うかもしれないけれども、お話をいただければ。

それともう一つ、先ほど、桜まつりの期間中、期間中は営業を自粛してくださいと、町長

のほうも報道に出しておりました。そのときに、町の重要施設でありますバガテル公園とか温泉会館とか、営業したわけですよ。要は外来者に来ないでくださいと言っているのに、営業体制を取っていくというのが、ちょっと矛盾があるんじゃないかと思って、そこら辺も、できればちょっとお話をいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、考え方の問題ですけれども、桜まつりを中止をしたということでございます。そういうことでガイドラインに沿って、その点も含めて決めたということでございます。

それから、先ほどから出店者の関係が出ておりますけれども、出店者の考え方も若干違うと思います。私どもは、あくまでも出店については町民の命や秩序を守るための対策であるということで、営業を認めているわけではないんですけれども、個別法によってその方たちはやっている。あくまでも対策については、町民の命や秩序を守るための対策であると。来遊客のための対策ではありませんので、そのことを念頭に置いて対策を行いました。

そういうことで、出店者については特に対応は、町民のことを考えて対応したということでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 納得できない部分がありますけれども、町の考え方としてはそういう考え方ということで、お伺いをいたしました。

次に、まちづくり事業説明会が町の主催で行われました。2月1日に、令和2年度町政懇談会として、まちづくり事業説明が開催されました。主な事業として、子育て支援施設、小学校の統合が、まだほかにもありますけれども、説明をされました。子育て施設の実施設設計建設概算工事費総事業費、恐らく3億9,000万というような説明があったと思います。財源では、国の補助金、次世代育成支援対策事業、県の補助金、地震津波対策事業、森林環境整備促進基金、あと町債として、国普通交付税支援ありというやつと、町債で国普通交付税支援なしという町債もありました。公共施設整備基金、これを財源として事業を行うということございました。

この説明の中で、国の補助金から町債までで約50%、あと公共施設整備基金で50%、それで賄うよというようなお話でございました。それにつきまして、補助金の額、例えば国の補助金が何%で幾ら、そのようなお話がちょっと聞ければありがたいなというふうに思います。

それと、営業形態の実施事業の内容、子育て支援施設はどのような事業をして、町民の子育て支援をしていくのか、それを伺いたいと思います。

あと、その事業に対して、年間の利用人員の予測は何人ぐらいでしょうかというような質問も出ていましたけれども、そこら辺をちょっとお伺いできれば、よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、まちづくり説明会の、子育て施設の関係のご質問にお答えします。

2月1日に、昼と夜の2回に分けて、来年度主要事業や事業報告を町民対象に行い、約40人の方が出席をされました。この内容については、広報3月号でも特集をしておりますので、ご覧いただけたらと思っております。

この事業につきましては、できるだけ町の負担を減らすために、いろいろな補助金を活用して計画をしております。それも昨年のちょうど同じような時期にも説明会をやって、今年も実施設計中ですが、説明を行いました。そういう中で、現在のいろんな状況の中でお答えするしかできませんけれども、担当課長のほうからその辺については答弁させますので、よろしく願いします。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、子育て支援施設の現在の計画の事業費の財源、それと、子育て支援施設の運営形態、あと各事業の年間利用人数についてお答えをしたいと思います。

まず、子育て支援施設の事業費の財源内訳ということでございますけれども、令和3年度の施設整備事業費につきましては、当初予算ベースでは、説明会では3億9,000万ということですが、予算ベースでいきますと、3億9,250万円でございます。財源につきましては、国の次世代育成支援対策事業補助金です。こちらが1,700万円ということで、約事業費の約4%となっております。あと、県地震津波対策事業補助金です。こちらが2,600万円、約7%、森林環境整備促進基金が約1,000万円、約3%、緊急防災対策事業債、これが町債のうち国の普通交付税の支援がある起債でございますけれども、こちらが約1,400万円、約4%、それで社会福祉施設事業債、こちらが国の普通交付税支援がないものですが、これが1億2,500万円ということで、約32%となります。そのほか公共施設整備基金を含む

一般財源が2,050万円ということで約50%というふうになってございます。

続きまして、営業形態でございますが、現在、子ども・子育て会議で検討をしているところでございます。運営する事業で、ございますが、地域子育て支援拠点事業、あと児童館事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業の、この4事業を実施する予定でございます。開館予定につきましては、週6日間としまして、休業日は毎週火曜日、祝日、年末年始を予定をしているところでございます。午前9時から午後4時までの開館というようなことで、今考えております。職員につきましては、常勤職員4人とサポートメンバーの非常勤職員で運営できればというふうに考えております。運営費につきましては、人件費、施設経費等合わせまして、約1,500万円程度かかるのではないかとというふうに予想をしております。これにつきましては、国の補助金と利用者の負担金等で約420万円の財源があるかなというふうに考えております。

また、各事業の年間利用人数でございますけれども、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定する際に各事業のニーズ調査を行い、各事業の量の見込みを計画してございます。その中の地域子ども・子育て支援拠点事業につきましては、年間4,000人程度の量の見込みが予想されております。また、一時預かり事業につきましては、年間1,900人程度の量の見込みがされております。月20日の運営というふうに仮に考えますと、1日平均24人程度の利用があるのではないかと見込んでおります。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） もう一度、ちょっと補助金のところでお伺いだけしておきたいと思えます。

国の補助金とかそういう部分で、全部足すと幾らぐらいなのか。国とかいろんなところの補助金が出たやつが、全部足すと幾らぐらいで何%になるのか。あと、純粹に町の持ち出し金額というのが幾らで何%ぐらいになるのか。それだけちょっと教えてください。

あと、この子育て事業の中に一時預かり事業というのがあるんですけども、一時預かり事業が、運営時間が9時から4時というお話でございました。一時預かりの場合は、4時に閉められて、それが一時預かりとして妥当な時間なのかどうなのか。これ運営上の問題の中で少し吟味していただければありがたいなというふうに思いますけれども、そこら辺もちょっと質問をさせていただきます。

次の質問に入っていきます。一緒に答えてください。

子育て施設整備事業の総事業費については、建設事業に駐車場の移転、駐車場の整備事業が実際問題、入っておりません。この駐車場の整備の金額は幾らでしょうか。それを合わせて、子育て施設と駐車場を合わせた事業が、本来の子育て施設の事業ではないかなというふうに思います。合わせて幾らぐらいの事業になるのか教えていただきたいといます。これが子育て関連の事業でございます。

次に、小学校の統合についての説明会がございました。その中で、学校形態は小中一貫校の方向かと思います。教育課程について学校運営協議会、先生方による新たな協議組織にて協議をするとございました。静岡県としては、小中一貫校の承認は可能な状況なんでしょうか、お伺いいたします。

それと、校名の募集がありました。アンケートにより決めるとしました。しかし、アンケートの数が多くても、教育会議で決めるとしました。アンケートの意味はなくなるのではないですか。それとも、これだけの、この名前の校名の応募が何件ありましたというような情報を開示するのでしょうか、教えてください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、後ほど、子育て支援施設の関係については担当課長より答弁させます。それから、お尋ねの小学校統合による学校形態のアンケートの関係についても、その後、教育委員会より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 渡邊議員の答弁をする前に、先ほど私、子育て支援施設総事業費の財源内訳で、ちょっと間違えた答弁させてもらったんで、すみません、訂正をさせていただきます。

公共施設整備基金を含む一般財源でございますが、私、2,050万円と答弁したようで、申し訳ないですが訂正させていただきます。2億5000万円と約50%ということでございます。

1つ目に質問のありました特定財源がまとめてお幾らぐらいになるのかということですが、特定財源で申しますと、町債まで含めると1億9,200万円ということでございます。一般財源は先ほど申しました2億5000万円ということでございます。ただ、こちらの特定財源のほうには、社会福祉施設事業債ということで普通交付税の対象にならないものも含まれておりますので、その分は、行く行くは町が町単独の費用で返していくような起債になると思っておりますので、それはご承知おきいただければと思います。

2つ目に質問のありました一時預かり事業の時間的な問題というところですが、今現在、一時預かり事業につきましては、営業時間内を計画しております。その中で、私も含めて職員的にはそういった一時預かり業務につきましては素人になりますので、例えば家庭的保育を行っている方とかそういった方に意見を求めまして、その辺はそういった事前に行っている方の意見を聴きながら決めていきたいというふうに考えております。

あと、3つ目の駐車場整備を含めた総事業費の関係でございます。

現在、駐車場の整備を行っているわけですが、こちらが測量設計と土地の購入費、あと工事費を含めまして約8,172万円ほど事業費がかかってございます。それを含めた総事業費でございます。工事等も発注がされていないので見込みでございますけれども、総事業費につきましては、4億9,700万円ほどの総事業費となっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 渡邊議員から、県教委から小中一貫校として認められるのかというご質問がありました。お答えしたいと思います。

現在進めているのは、3小学校を1つに統合する事業です。特に承認には問題ないと思っています。小中一貫校というのは、小中一貫教育を施す小中学校をいいます。実施の教育内容の特質上の分類です。学校教育法では、義務教育段階の学校として、小学校、中学校、義務教育学校が規定されており、小中一貫校という校種はありません。

河津町教育委員会では、新しい小学校がよりよいものとなるよう、静岡県教育委員会とも情報を共有しながら、統合の事業を現在進めています。小学校の安定的な運営や学校経営の充実を図りたいと考えています。その後、河津中学校付近への移転計画と並行して、小中一貫教育を具体化し、承認にも支障のないように準備したいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、校名の募集の関係で、アンケート数が多くても教育会議でなぜ決めるのかといったようなご質問がございましたので、その点について説明をさせていただきたいと思います。

まず、校名については、統合準備委員会からも多くの方々から意見を求め、校名を決めていただきたい旨の答申をいただいております。先ほど町長からの行政報告にもありましたが、2月1日から3月1日までの応募期間で、応募総数は326件ございました。河津町の子供た

ちの健やかな成長を願い、新たな学校に対する思いのこもった校名の応募をいただき、大変ありがたく思っております。

現在は、応募いただいたものを集計、分析をしている段階でございます。基本的には、最多得票のものを校名候補とすることになろうかと思いますが、応募いただいた内容で、例えば同じ読みの校名でも平仮名表記、漢字表記等、様々なものがございます。これらの応募理由等を加味して最終的な判断をしたいということで、最終的な総合教育会議で決めるといった形にしております。

それから、どのような開示をするのかといったことの質問がございましたが、校名の応募いただいた数、100件近くのものでございます。まだまとめている段階なものですから、最終的に具体的な内容といったことの報告はできませんが、例えばどこまで報告するのかといったことについては、今後、総合教育会議の中で話し合いながら決めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） これ、アンケートを取るということは、アンケートに委ねる部分もあったりするので、ないがしろにしないようにお考えいただければいいなというふうに思います。

それとあと、小中一貫校という形で進んでいく中で、私、一度ちょっとお話し申し上げた部分があるんですけども、中学と小学校が一緒になった校名というんですか、小学校を統合するから小学校の校名、だけれども、何年か後には、要は小中の名前が合体するよということになると、認識が変わると、新たにまた小中一貫校の名前をつけなければいけないのか、そこら辺もちょっと不安の材料があるので、そこら辺も議論していただければありがたいなというふうに思いますので、そこら辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあと、説明会の参加者が、私の勘定だと、昼間が19人で、夜が14人でしたけれども、40人ぐらいですね。そんな説明会になったと。町民の数からすると、この40人という人数、説明会にお集まりいただいた人数というのが、これで説明になったのかなというようなこともちょっと考えられました。今後の町政懇談会の在り方にも、要は考え方、どういうふうにしてやっていくのかということが出てくると思ひますが、そこら辺は町長のお考えとしては、どんな感じで感じたんでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの説明会の参加者の関係でございますけれども、どう思うかということでございます。

これまでも私の政治姿勢として、あらゆる機会を通して説明している状況がありまして、昨年と同じような、先ほども申しましたが、基本設計の段階でも説明しておりますので、町民の皆さんもある程度理解していると考えられますし、事業実施についても基本的に賛成しているからかもしれません。今年はまたコロナウイルスの感染の心配がありまして、感染予防のために出席を辞退した人があったかもしれませんが、本当のところはよく分かりません。

内容については、農協テレビさんでも放映をしていただき、また先ほど申しましたけれども、3月号の広報でも、子育て支援の施設計画と一緒に、町政懇談会の説明会の部分も特集で組んでおりますので、そういうことでご覧いただけたらなと思っております。

これからも、できるだけ町民の皆さんや議会にも丁寧に計画などの過程も含めて、その時々いろいろな手段でお知らせするように努力したいと思っております。来年度に向けても工夫をして行いたいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） やはり町長の姿勢からすると、いろんな情報は議会にも町民にも流すと、町民の意見も聞くということが大きな町長の方向性でございますので、ぜひもう少し説明会にしても何にしても、決まったからやるんじゃなくして、こういうことを事業として考えているんだけど、どうだろうと、そういうような懇談会的な部分も取り入れていただければ、もっと違う行政報告会とか懇談会になるんじゃないかなというようなことも考えましたので、質問をさせていただきました。どうも失礼いたします。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました3番、渡邊昌昭議員、2番、桑原猛議員の一般質問は、明日10日に行います。

◎散会の宣告

○議長（上村和正君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

3 月 10 日（水曜日）

令和3年河津町議会第1回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年3月10日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分の報告について(法第180条の専決処分)(車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 3 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第 2号 河津町保健福祉センター目的外使用に伴う使用料徴収条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 河津町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 河津町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8号 河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11号 河津町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13号 河津町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14号 笹原コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 15号 田中多目的集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 16号 沢田ねはん堂売店の指定管理者の指定について

- 日程第19 議案第17号 逆川集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第18号 下峰集会施設兼集出荷所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第19号 豊泉園地観光施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第20号 谷津コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第21号 谷津温泉立ち寄り湯の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第22号 河津平安の仏像展示館の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第23号 河津町見高浜多目的広場の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第24号 見高多目的集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第25号 泉奥原集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第26号 泉奥原飲雑用水施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第27号 川横婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第28号 大鍋多目的集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第29号 下佐ヶ野コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第30号 筏場婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第31号 基幹集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第32号 東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託の廃止について
- 日程第35 議案第33号 東河環境センターと河津町の間の上尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託について
- 日程第36 議案第34号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第37 議案第35号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第38 議案第36号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）

出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	後藤幹樹君
企画調整課長	木村吉弘君	町民生活課長	土屋典子君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	村串信二君
建設課長	山本博雄君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局長	川尻一仁君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長	飯田吉光	書記	大川知寛
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、渡邊昌昭議員、2番、桑原猛議員。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（上村和正君） それでは、3番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

3番、渡邊昌昭議員。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭です。おはようございます。

令和3年第1回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。

私の質問は、1件目、伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域振興計画について、2件目、統合後の西小学校の有効活用について、3件目、窓口サービスの充実について、以上の3点です。

なお、1件目の伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域振興計画についてと、2件目の統合後の西小学校の有効活用については、河津インターチェンジ周辺の振興計画に関連していますので、それぞれに質問させていただきます。町長、副町長、教育長、関係課長の回答をお願いいたします。

1点目、伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域振興計画について。

昨年、令和2年3月に、伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域振興計画が発表されました。これまでは、縦貫自動車道の整備についての要望を実施してきましたが、日に日に工事が進み、河津・下田道路の全貌が現実に目に見えるようになり、実感が湧いてきています。

そのまちづくりの具体的計画内容が、この伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺振興計画です。これまで、日本大学国際関係学部の学生にも参加していただき、ワークショップを数回開催し、地元の住民には分からなかった、若者から見た魅力を幾つか発見することができ、その魅力を発信し、周辺地域の振興を目指し、取りまとめられた計画です。この計画によれば、魅力ある、わくわくするような計画がなされています。発表されてまだ1年しかたっていないんですけども、開通はもう目の前です。もうすぐです。

昨年の第1回定例会中の予算審査特別委員会の意見の3に、「伊豆縦貫自動車道河津・下田道路の工事も順調に進んでいるが、天城峠道路の工事に着手すると膨大な発生土が予想される。今後のまちづくりに生かすべく、利活用を早期に検討されたい」としています。

昨年、地域の活性化と町並みづくりの視察に郡上八幡市や高山市に行かせていただきました。行政が主体となって事業を進めても、一時的な事業となってしまいます。住民の参加意

識などが盛り上がらなければ、継続的な地域活性事業にはつながらないことが分かりました。地域住民の参加意識をいかに盛り上げるか、行動に移させるかは、積極的な広報とアピールが必要であると考えます。

この計画が発表された昨年3月頃からは、いまだに続くコロナ禍の中、計画推進のための体制づくりの説明会や会合を開くことは難しいのが現状ですが、私たちの早期完成の要望に応えるため、工事は昼夜を問わず行われています。この計画の広報状況やそれに関する意見の進捗状況は、どのようになっているのでしょうか。

さらに、推進のための体制づくりの町としてのイメージは、ある程度固まっているのでしょうか。

河津町のインターチェンジ周辺の一部地域の振興と捉えるのか、河津町のみならず、地域全体、伊豆半島全体の振興と捉えるかによって、国・県の考える整備事業と合致する部分が多くあると思われませんが、町の考え方について説明をお願いします。

そして、この計画は、多岐にわたっていますが、骨格となる計画はまとまっているのですか。それに伴う、国・県の事業はあるのですか。

以上、進捗状況と、計画の骨格となる地域振興の考え方についてお答え願います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域振興計画についてお尋ねですので、答弁いたします。

まず、説明会等の進捗状況のお話をさせていただきます。

伊豆縦貫自動車道路インターチェンジ周辺地域振興計画は、伊豆縦貫道の整備促進に合わせて、地域住民と行政が一体となりまして地域振興計画に取り組んだものであります。これまで、（仮称）河津インターチェンジ周辺の湯ケ野、小鍋、大鍋、川横、梨本の5地区と、（仮称）逆川インターチェンジの逆川地区の方々と計画づくりに取り組み、先ほど議員から紹介がありました、日本大学の国際関係学部の大学生による町歩きによるワークショップなどと、併せて進めてまいりました。お尋ねのとおり、令和2年3月に作成をいたしました。

予定では、今年度はそれぞれの計画をより具体的に進めるべく、まず推進方策のための組織体制づくりを進める予定でございました。しかし、春先よりコロナウイルスの感染拡大によりまして会合の開催がままならず、町の町政懇談会や各種会合も中止になるなど、関係地区の皆様との打合せ会が開くことができない、そんなような状況であります。このような状況

でありましたので、ある程度感染拡大が収まった段階で、改めて各地区の意向や計画について会合を持ちたいと考えております。

なお、現状ですとか今後の対応につきましては、後ほど担当課長より答弁させます。

それから、2つ目の町としてのイメージということでお尋ねです。

基本的には、地区の現状や要望などを踏まえて方向性を示すことができましたので、今後は、具体的な事業を進めるためにも、地区の皆様の意向を確かめて、一緒に進める必要があります。これは、先ほど議員お尋ねのとおり、地区と一緒にやるということでございます。

その上で、必要な会合などを踏まえて、9つのプロジェクトがあるわけですが、プロジェクトについて地区ごとの計画や優先順位が決まってくると考えております。現状では、基本的な計画だけで、具体的な推進計画までは至っておりませんが、今後の取組の中で固まってくるとものと考えております。

それから、来年度以降の対応でございますが、先ほど申しましたが、コロナ感染状況がどうなるか、それによって大きく左右されると思いますが、特に先ほど申しましたが、地区との話合い、整合が大事でありまして、その上で、推進体制ですとかプロジェクトの具体的な個々の内容になってくると思います。現状では、来年度どのような状況になるか想像ができませんが、地区の皆さんとの話合いを、まず行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 私のほうから、説明会等の進捗状況ということで、現状とこれからどのような形で考えているかということ、答弁させていただきたいと思っております。

町長も申しましたが、令和2年度当初に伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺計画については、いろいろ説明会を開催するということで計画をしておりました。しかし、コロナ禍により開催を見送ってきたというところでございます。また、計画書ができたときには、関係各地区には計画書の配布は行わせていただいております。遅ればせながら、今月中の開催も検討したところですが、各地区の総会も、公民館等での開催が見送られることや役員交代などもあり、断念をせざるを得ない状況であります。

コロナウイルス感染症の状況を見ながら、新年度、4月以降に説明会を開催させていただいて、体制のほうを構築していきたいなど、そのように考えております。地域の皆様と地域振興計画を基にしながら、話合いの中で実現可能な計画をつくっていききたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 本年度、新型コロナウイルスの感染ということがありまして、事業がほとんどできなかった、こういうことですが、この事業計画がなされた時点では早かったかという、決して早いものではなかったと。もう日に日に工事が進んでおります。このコロナが収まるのを待って、早急にその会合、説明会等を実施して、これが現実になるようにしていただきたいと思いますが、縦貫道河津インターチェンジと循環道路ということで考えれば、隣接する東伊豆町や下田市の白浜地区及び稲梓地区などとの協力が絶対に必要かと思えます。

以前に町長は、東伊豆町も期成同盟会に加わってくれたということでありましたけれども、その後、町長間の中で話し合い等がなされているのか。

また、町長も以前、稲梓地区での農産物の販売所、これについても検討するんだよということはおっしゃっていましたが、町長と市長の間での話し合い、これらが現実になされているのか。

また、こちらでいう産業振興課、産振の係と下田市などとの話し合い、これが具体的とまではいかなくても、大まかでも結構ですので、ある程度話し合い等、これらのものがもう始まっているのか、この辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、隣接市町との計画のすり合わせにつきまして、答弁いたします。

具体的には、まだしておりません。隣接の市町との話し合いは、まだ現状では考えておりません。先ほど言ったように、計画はある程度、地区との要望等もすり合わせをしなければならぬものですから、その上で、隣接市町との関係があるものについては、必要ならばお話し合いを持ち、それぞれ考えを聞くのが、私は先決だと思っております。

先ほど議員がおっしゃったように、東伊豆町が期成同盟会に入ったということで、東伊豆町の議会の中でも、この縦貫道の重要さというのを質問したこともあるように町長から聞いております。そういう中で、東伊豆町も大変関心を示しているのかな、そんな思いもあります。

それから、逆川地区のインターチェンジの関係でございますけれども、これはハーフインターということで、逆川インターと須原インターが近くにできて、お互いに半分ずつの役割

を持つようになりますので、特に須原インターとの関係が大事になってくるのかなと思っております。

ご存じのように、この振興計画の中でもプロジェクトの一つとして、そういう下田市側との協力ということも入っているものですから、その辺も含めて逆川地区の方たちもいろいろな取組をしておりますし、私のイメージでは、逆川地区の皆さんの考えた中には、逆川地区をウォーキングというか、歩いてもらったりして、その地区の魅力だとか、あとは都市と農村の交流事業的なものを中心として地域振興を図りたいというような、そんなイメージだと思っております。

それから、河津インターにつきましては、湯ヶ野中心の、議員が後ほどお尋ねの学校施設の活用の施設整備ですとか、あるいは七滝地区ですと、もう一度、魅力発見の磨きプロジェクトといいますか、そんなことを中心として七滝地区は考えていると、これがこの地域振興計画の骨子だと思いますので、その辺を地区の皆さんとすり合わせをしながら、隣接市町と関係あるものについては今後取り組んでいきたいなど、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） この振興計画が企画調整課により発表された同時期の昨年3月、同じ時期ですね、河津桜まちづくり計画、これが産業振興課によって発表されました。その中にも、やはりインターチェンジ整備に期待することとして、渋滞対策としてのパーク・アンド・ライドや道の駅、さらに、インターチェンジ周辺への河津桜の植栽や、それ以外の人を呼べる植物を植栽する旨もうたわれています。じゃ、その植栽を誰がするのですか。ですから、地元の間人がやるのか、それとも町が主体となってやってくれるのか。この辺も、まだはっきり煮詰まっていないのが現状ではないでしょうか。

今後、完成を目指す防災公園との連携や、近くにありますがガテル公園との連携についてはどのように考えているのか。両方の2つの間でその辺の話は調整ができているのですか、回答を願いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのお尋ねの河津桜まちづくり計画との連携等のことについてお答えいたします。

河津桜まちづくり計画の中に、インターチェンジ周辺の河津桜による景観形成など、今後取り組む必要があるというような、そんなことも言っておりますので、大変大事なことだと

思っております。

具体的には、七滝地区ですとか、逆川地区ですとか、いろいろなことが想定されるわけですが、まず現状では、地区の皆さんと一緒に進んでいくこと、あるいはまた縦貫道の関係で民間団体の「花木の里」づくりプロジェクトというのがございますので、それとも連携を持って、河津桜を生かした景観形成等のものも考えていきたいなと思っております。

それと、今、大鍋地区で、直接この事業とは関係ないんですけれども、桜の切り枝の商品化の中で、大鍋地区で200本ほど圃場を作って植えてくれている方もおりますので、その辺も併せて、ぜひ河津桜を有効に生かした中で、このインターチェンジ周辺の活性化といえますか、そういうものを生かしていきたいなと思っております。

逆川地区につきましては、特に河津バガテル公園と近いということもあります。先ほど議員お尋ねのように、逆川インター周辺は、河津インターチェンジ周辺と比べて土地が広く、活用できる面がありますし、このプロジェクトの中でも、例えば物流拠点なんていう話も出ておりますし、あるいは先ほど議員がおっしゃったように、駐車場的な扱い方で、桜まつりのときのパーク・アンド・ライドみたいな形の使い方、その中で、やはりバガテル公園と併せた中で有効に活用していくことが必要なのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 本当に工事はどんどん進んで間に合わなくなってまいりますので、丁寧に、早く、確実な方法で整備をお願いしたいと思います。

2問目の質問に移ります。

統合後の西小学校の有効活用についてです。

これについて、令和5年度には河津町の3小学校が統合されます。伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺の振興計画の中では、地域振興プロジェクトというのが記載されています。その中で、河津インターチェンジ周辺ということで地域振興施設建設プロジェクトという、ちょっと目的だけ読ませていただきます。

目的、小学校の統廃合により、廃校となる予定の学校施設（西小学校）の有効活用として、地域振興施設を整備するプロジェクトです。来訪者が情報を入手したり、飲食や休憩をしたりするだけでなく、地域の住民が日常的に利用し、子育て世代の交流や高齢者の健康づくりなど、様々な活動の拠点となるようにします。廃校施設は、地方公共団体にとって貴重な財

産であることから、地域の実情やニーズにより、有効活用することが求められています。廃校施設の広大な敷地や教室の間仕切りなどを生かして、社会教育施設や福祉施設、体験交流施設などに活用したり、さらには雇用促進を見込んで企業がオフィスを備えたりするなど、地域の実情やニーズに合わせた活用が求められています。伊豆縦貫自動車道の整備に合わせ、道の駅として整備できれば、よりよい効果が期待できます。

そして、備えるべき機能として、地域の物産販売、地域情報の提供、トイレ、キャンプ場の併設（国民宿舎跡地）、宿泊機能、レストラン、温泉、このように書かれています。さらに、整備・運営については、公設民営型が望まれるとされています。まさに、令和元年第2回定例会での町長の答弁の「道の駅も選択肢の一つである」とのことで、道の駅構想です。

先日、旧南中学校の跡地の活用について、公共施設整備計画推進委員会から「にぎわいの創出を条件とした開発を目指し、民間の力を活用することが望ましい」との答申を受けました。小学校の跡地も同様に、にぎわいの場の創出の中心となれる施設になっていただきたいと思えます。

小学校統合準備委員会での施設の、小学校の跡地ですけれども、どのような方向性であるのですか。今後は公共施設整備推進委員会などを設置して、早急に検討していただきたいと思えます。

廃校になった校舎を活用しての道の駅としているところは、幾つかあります。小学校の校舎は教室が幾つもあり、各部屋にはいろいろな機能を持たせることができます。さらに、教室にはエアコンも装備されていますし、Wi-Fi環境も整備されました。振興計画作成時にはありませんでしたが、ワーケーション施設を備えた道の駅になることもできます。

実際に、校舎の耐用年数があとどのくらいあって、敷地面積は道の駅になり得る広さがあるのか。にぎわいの場所を創出するために民間の力を得て開発するのであれば、積極的に情報を公開すべきだと思います。令和5年4月、すなわち2年後には西小学校はなくなります。しかし、施設は残ります。この施設をどうするつもりですか。いつ頃その内容を発表する予定でいるのか、お答え願いたいと思えます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の統合後の西小学校の活用についてお尋ねですので、お答えします。

まず、方向性といえますか、西小学校の活用について、統合準備委員会では、統合後の活用については諮問をしておきませんので、町サイドで今後、検討していくようになるかと思

っております。町サイドについては、正式に決まっているわけではありませんが、小学校の跡地活用については、公共施設整備計画推進委員会において方向を決めていただけたらと考えております。

仮定の諮問案、私の考えとなりますが、例えば、基本的な方向性を決めてもらうことが大事だと思いますので、それぞれの3小学校の跡地や建物について、町が所有をしたまま活用するのか、あるいは民間に売るとか貸すとか、そのような方向でいくのか、基本的な方向を決めていただき、その後に内容を検討すべきであると、現在は考えております。

議員がお尋ねの、先ほどのインターチェンジとの関係で道の駅ということで、私も以前、質問に対して一つの選択肢であるということをお答えしました。これは、議員が先ほどお尋ねのように、プロジェクトの一つとして西小学校の跡地の活用について、プロジェクトの中で含まれております。

インターチェンジ周辺の地域計画では、河津インターチェンジ周辺については七滝地区、湯ケ野地区が中心となるということで、主に湯ケ野地区の計画も加わるわけでございます。そういう中で、先ほど申したように、地元の方たちとのお話し合いも重要になってくるかと思えますし、その中で、今後どのような方針で決めていくのかなというのが一つの課題になるかと思っております。

特に西小の活用については、基本的な方向性が今後決まってからの話になると思えますけれども、特にアクセス、道路の問題が大きいのかなと思っております。その辺の問題、これは東小学校も同じようなことだと思いますけれども、小学校跡地の活用について、そのアクセスの問題も大きな問題があるかと思っております。

それから、西小学校については、財産区有地との関係とか、そういう関係もあるものですから、湯ケ野地区については、その地域の方々とその辺も含めて今後、話し合いを持って、そういうことで小学校跡地についても、先ほど言った選択肢も含めて検討したいなと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 私のほうからは、町長の答弁にもありましたとおり、公共施設整備計画推進委員会のほうのことをお答えさせていただきたいと思えます。

小学校の跡地の活用問題については、先ほど町長が申したように、公共施設整備検討推進委員会のほうへ諮問をしていただくような形で、その中で検討をしていく予定で考えており

ます。

西小学校、東小学校が令和5年度で廃校となるわけですので、そちらのほうが先行して検討する課題になろうかと思いますが、その西小学校、東小学校の地元の方も交えた中で委員を選出しまして、それぞれの学校区で部会を構成して課題を整理しまして、全体の委員会で答申案を決定していくというような組織体制で考えているところでございます。統合までに2年となりましたので、スピード感を持って対応していきたいと、このように考えております。

それから、質問の中に、西小学校の建物の耐用年数というような話がございましたので、こちらのほうをお答えさせていただきます。

西小学校の耐用年数ですが、60年ということでございます。昭和58年3月に竣工しておりますので、現在、築38年ということで、残りは22年ということになります。

それから、道の駅についてですが、道の駅は、24時間利用可能な一定の駐車スペース、それからトイレ、24時間可能な電話、それから情報提供施設を備えた施設であるということが条件となっております。

西小学校の施設面積ですが、校舎のほうは2,782平米、グラウンドのほうは4,741平米ということで、かなり広い面積を有しておりますので、十分な敷地面積を確保できるものと考えております。

付随する施設や進入路などの整備は少なからず必要であると思われませんが、道の駅としての整備は十分可能であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） この振興計画には、先ほど言った公設民営型ということで話が出ているんですけども、その中で具体的に指定管理者となり得る団体、これについては載っていますので、JAさん、商工会、観光協会、金融機関などと具体的に関係機関の名前が載っているんですけども、それらの機関との話合い、説明会の計画、これもまだ、先ほど言った整備推進委員会の中で回答がないと言えないということなのか。それとも、それらの話と並行してどんどん進めていくのか。そして、手を挙げる企業などを公募する計画、これはあるのですか、回答をお願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの指定管理者の関係、この計画の中には具体的に地元の産業

団体等の例として、指定管理者の案が出ているわけでございます。先ほど言ったように、方向性が決まっていない段階ですので、具体的な打診や調整をすることはまだ行っておりませんし、今の段階ではできないと思っております。

今後、ある程度方向性が決まってきた段階で、いろいろなやり方があるかと思えます。具体的には、よく聞かれるのが、千葉県の鋸南町の道の駅の話ですとか、これは町長さんから直接聞いたことがありますけれども、学校施設を活用した鋸南町で、道の駅としても大変にぎわっているという話も聞いております。

もう一つ運営方法としては、月ヶ瀬インターの道の駅の関係なんかですと、東京宝さんが開通する前から一緒になって調整をしながら、施設整備を行ったというような話もありますので、そうやって、方向さえ決まれば具体的ないろいろな進め方があると思えますので、その辺も参考にしながら、仮に道の駅として整備をすることになるようでしたら、そんな方法もあるのかなと、私の中ではそんなことを思っております。どちらにしても、今後の方向性がある程度決まっていかなないと、この辺の話は具体的に詰まっていかなれないと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） インターチェンジ周辺、上河津地区のインターチェンジ周辺には、川端康成先生の伊豆の踊子、これの資料もいっぱいありますし、国民宿舎の跡地のところでは温泉もいっぱい出ております。そして、さらには七滝のほうに行っていれば、あの付近の七滝という観光地もある。こう考えれば、あの辺は本当に観光地の資源がいっぱいあるのかな、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年、地元選出の国会議員の先生が河津・下田道路の工事を視察した際に、皆さんの要望でこの縦貫道を造っていると、この道を生かすのは皆さんの力ですとおっしゃられておりました。縦貫道が開通すれば、何もしなければ、観光客は川横から下田へ向かってしまいます。早急な対応をよろしくお願ひしたいと思ひまして、この質問を閉じたいと思ひます。

3番目に、窓口サービスの充実についてということで質問させていただきます。

春は転入・転出が集中する季節であります。転入・転出においては、特に転入は河津町民となる最初の行動ですが、その対応が河津町の第一印象をつくってしまうのではないのでしょうか。人口減少の中、移住・帰省を進めている中で、町民生活課、健康福祉課、水道温泉課、さらには教育委員会といった、各課に細かな届出が必要となります。また、死亡届に関連する多くの届出や申請が、特に複雑となっております。

まず、3月、4月に行われる転入者の負担軽減のための方策ということで質問させていただきます。

転入届を提出するには町民生活課に届出をして、健康保険などの関係で庁舎内を移動して健康福祉課に行って手続をする、さらに水道温泉課に戻るんですか。お子さんのいる世帯では、その後、文化の家の教育委員会まで足を運ぶ必要もあります。

平成31年では、転入のうち119世帯、214人となっていますが、子供のいる世帯は、そんなに多くないのではないのでしょうか。特に子供のいる世帯の転入受付をワンストップでできる場所を、予約制でもいいのでできないのでしょうか。窓口の1か所に対応して、担当の係の職員がそれぞれその場に来て、来訪者はその場所で手続が終わるようにはできないのでしょうか。

また、転入受付時に、ごみ出しの方法とか生活に必要な当町でのルールを知らせるチラシなどがあって、それを一緒に渡し、お知らせしているようですが、それだけではなく、各種の補助制度の一覧があれば、転入者にも分かりやすいと思います。そのような案内はあるのですか。転入者にとっての役場の窓口は河津町の第一印象です。その辺について回答をお願いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、窓口サービスの充実についてお尋ねですので、お答えします。

私は、日頃から、住民に寄り添ったような形で住民サービス、特に窓口については対応するようにということで指示をしております。そういう中でお褒めの言葉をいただいたこともありますし、逆に苦情をいただくこともございます。そういう中で、日頃そういう気持ちで接するという気持ちは、職員には言ってあるつもりです。

今もそこで申告等の受付等もやっておりますし、その中でも、先日、お手紙を頂いて、大変丁寧な対応をしたということで感謝のお手紙もいただいていることもあるものですから、そういうことで職員も少し分かってくれているのかなと、そんな思いもあります。ただ、一方では苦情もあることもありますので、今後の対応については、十分その辺も寄り添いながら対応していきたいなと思っております。

お尋ねの転入者の負担軽減ということでございます。

窓口事務の転出入届出の現状ですとか、今後、件数なども考慮を入れまして、特にこの時期は転出入が多いわけでございますけれども、検討すべきであると、私も思っております。

ただ、現状では、担当課でも資料等も添えたりとか、いろいろな工夫をして丁寧に対応しておりますので、さらにお尋ねのような事務改善が必要か検証し、必要ならばどこまでできるかなど、今後検討したいと思っております。

これについては、転入・転出だけではなくて、いろいろな届出のサービス等も関係あると思いますので、その辺も含めて、今後検討したいと思っております。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 私が聞いている範囲では、いろいろ新しいお渡しする書類等もあるようですけれども、これからも分かりやすく、これは常に考えなければいけないことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、一番煩雑になってくるのは、死亡届の提出の際の負担軽減ということになります。

先日、亡くなられたときの手続についてのご案内、これを頂きました。家族の死亡に際しては、遺族は各種届出や申請、葬儀といった一連のセレモニーによって、多くの負担があります。近年、他の市町村では、お悔やみコーナーといったものや、遺族支援コーナーといった各種の届出を一括にできるところがあると聞いております。葬儀に関する届出やその後、年金、健康保険に関する多くの届出がありますが、一括して行う方法はないのですか。

この亡くなられたときの手続についてのご案内、これを読んでも、受付窓口、町民生活課（税務係）、町民生活課（徴収係）、この裏に健康福祉課（保険年金係）、健康福祉課（福祉介護係）、水道温泉課（業務係）、これだけ載っております。このほかにもいろいろな細かい届出等が必要になるのかなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一括して行うということになれば、担当課、さらに係が多くなることから、多くの書類が必要となります。遺族の中には、他市町村に居住して、この届出のためだけに休暇を取って訪れる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。1か所で済めば、これは楽になるのかな、負担軽減になるのかなと思ひますし、書類が足りないと、また後日、出てこなければならなくなる、このようなことにもなってしまいます。

町民生活課の税務係、徴収係、それから健康福祉課の年金係、福祉介護係、水道温泉課、多くの届出が必要となりますが、予約制にして、来訪者がいるところで職員担当が入れ替わって対応するなどの方法はできないのでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの死亡届の提出の際の件でお答えします。

前問と同様の答弁になりますが、内部で検討して判断したいと思っております。

今、担当課でいろいろ工夫して行っている点もありますので、これは担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 死亡届の提出の際の負担軽減についてでございます。

ただいま死亡届の場合は、現在は葬儀社の方が届出書を持参して、一旦お帰りになって、その日か翌日に再度、また葬儀社の方が火葬許可証を受け取りに来るということがほとんどでございます。

この火葬許可証の交付と同時に、先ほどの亡くなられたときの手続についてのご案内ということで、手続の内容とか窓口の連絡先とか必要書類とかを一覧にしたものをお渡ししています。必要となる手続は、亡くなられた方によって様々ですので、その方の場合、どの手続が必要かというのを、その死亡届が出されてから火葬許可証を交付するまでの時間に、各担当課でそれぞれ判断しまして、一覧表に記載して個々のケースに合った案内をしているところでございます。

お尋ねの町外の方の死亡届の提出の際の負担軽減については、今後また検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 今後、町外の方がいらっしゃる場合も検討してくれるということですので、さらなる検討をよろしくお願ひしたいと思えます。

各種届出というのには、今、転入届、それから死亡届のことを言いましたけれども、役場の窓口では、本当にいっぱいいろいろな受付、届出とか書類の提出とかあると思えます。これまで、本当に多くあるわけですけれども、来られた方が、その人が何を欲しがっているのか、分かりやすくするためのマニュアル、これなんかは常にアップデートしていかなければいけないと考えています。

また、知っている方は知っているんですけども、窓口に来たら、窓口の人はみんな分かってくると、来た人は思っています。隣に税務担当の関係の職員がいたら、その人も来てくれた方は役場の職員だと思っていますので、対応してくれないのかなというふうに考えます。あの近くにいる方が、皆さんが通常の届出に関して分かるような研修とかマニュアル、これなんかは整備されているのでしょうか、伺いたたいと思えます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまお尋ねの届出等のマニュアル化の話でございます。

これも、前問と同様の答弁になりますが、現状で申請書類について分かりやすく表示をしたり、例えば窓口でも、丁寧に直接対応したり、あるいは時間のかかる方については、座って相対で届出等の関係も対応したりとか、そんなことも工夫をしてやっていることもございます。

お尋ねの点については、内部で検討して、今後、判断できるものは判断したいと思いますし、工夫できるものは工夫したいと思っております。

また、マニュアルについては、担当課長に答弁させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 窓口の対応でございますが、住民基本台帳関係届出のうち、転入・転出・転居の届出については、住民向けとして記載台のほうに記載例を表示してございます。また、戸籍関係届出のうち、出生・死亡・婚姻・離婚といったよくある届出について、各種届出用紙や、その記載例を必要に応じて提示、お渡しできるように、窓口を用意してございます。

また、職員用として、添付書類の確認方法とか各システムの操作方法等まとめて、マニュアルを窓口にも備え付けてありまして、担当係員誰でもが手続を受け付けることができるように、また、ご案内ができるようにというふうになってございます。これについては、適宜見直して、より使いやすく、お客様に分かりやすいようにと、随時更新しているところでございます。このマニュアルに沿って進めていくと、当日の手続に必要な担当課のほうに漏れなくご案内できるようになっています。

先ほどありました転入の届出のときなどでございますけれども、例えば小・中学生と後期高齢者がいる世帯の転入届を受け付けた際には、住民登録が済み次第、健康福祉課と教育委員会につなげる、こども医療費や児童手当、後期高齢の医療保険の加入手続とか、小・中学校への転入手続など、窓口で発行する異動票に次の手続と担当課のほうを記載した小さな紙を貼り付けて、一応効率的に手続が進められるようにという、小さいことですが、工夫はしてございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 現在でもマニュアル化して、いろいろなことをやってくれているというのを聞いて、よかったなとは思いますが、届出の簡略化、間違いのないようにす

ること、これについては永遠の課題であるかと思えます。行き着くところはないのかな、このように思いますが、常に担当課の皆さんで話し合っていて、少しでも簡略化、来訪者が楽に書類の届出・申請ができるような形で対応ができればいいかと思えますので、常に検討をよろしく願いして、私の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（上村和正君） それでは、2番、桑原猛議員の一般質問を許します。

2番、桑原猛議員。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原猛です。

令和3年第1回定例会が開催されるに当たり一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答で質問いたします。

今回の私の質問は、1件目、移住定住について。

2件目、公共施設整備計画推進委員会の今後の展開について。

3件目、企画調整課の役割について。

以上、3件です。

町長及び関連課長の答弁を求めます。

まず、1件目、移住定住についてです。

令和2年6月定例会で新型コロナウイルスの影響で、都市部の若者の間で地方に移住、転職したいという意識が広がっていると町の産業を継続し、発展していくために、若者が地元

に根づくような補助体制の樹立が必要と、Iターン、Uターンについての質問をいたしました。

すみません、眼鏡が曇るのでマスクを外させてください。

答弁として、これからの働き方の方法として、情報機器を使えば河津で仕事ができ、暮らすことも可能であり、新型コロナウイルスの感染のリスクも軽減され、命も守れ、健康にもよいとなれば大いに推進すべきだと思っており、当面は移住相談などで新型コロナウイルス感染症対策ができる町として発信し、出身者に関わらず幅広く移住を希望する人にPRすべきと考えている、との答弁をいただきました。

コロナ禍の中、ピンチをチャンスにすべく早急な対応を望んでいましたが、Iターン、Uターン推進の進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、Iターン、Uターン対象者への事業の引継ぎ等についての質問に対して、新しい生活様式に対応した事業展開ができるよう、地元ほか商工会等も含め持続可能な事業継承ができる仕組みづくりを検討し、地域産業に寄り添う伴走型支援を考えているとの答弁をいただきました。河津出身者の若者の多くが、仕事さえあれば地元で働きたい思いがあるということは、共通の認識だと思います。地域産業に寄り添う伴走型支援はどういう形で行われているかも、お伺いしたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、移住定住について、Iターン、Uターンの推進の進捗状況についてお尋ねですので、お答えします。

先ほど議員お尋ねのように、令和3年度のこれまでの私の答弁の中でいろいろお答えしておりますので、それについて来年度以降のお話をさせていただきたいと思っております。

令和3年度の予算の中で、新たに新規事業などを計画している人を対象に、駅前の店舗を借りて、チャレンジショップを予定しております。移住や定住希望者に向けて、新たな起業も含めて支援をすることを考えております。また、Iターン、Uターン者を含めて、ワンケーションスペースの活用も予定しておりますので、帰ってくることを前提にいろいろな挑戦ができる土壌が広がるものと期待しております。また、先ほど議員お尋ねの、町内で商売など行っている事業者との事業を引き継ぐ形の移住、定住による事業継承についても、さきの議会で私が答弁しております。このような持続可能な事業継承ができるケースが、町にとっても住民にとってもよい形だと思いますし、商工会等も併せまして伴走型支援として支援することによって、事業者同士が合意が得られる場面を念頭に置いて、今回の事業の中でも進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 今後、ワーケーション拠点整備を行うということ、また、それに併せて移住定住、あと、伴走型の産業の維持の取組を進めていっていただくということですので、それについては推進して行っていただきたいと思います。

そして、今後、ワーケーション拠点施設整備を行うということではありますが、移住定住を考えている方にとっても、とても効果的なアプローチだと思います。まず、河津を知ってもらうことから始めて、行く行くは住んでみたいなと感じていただけるような施設にしていきたい。また、チャレンジショップでは、対象が高校生からということも含まれるということでしたが、とても重要なことだと思います。ある町ではチャレンジショップを利用し、高校生に地元の産業従事、または企業を目指した学びを手助けすることで、高校卒業後、専門知識を身につけるための進学をし、地元の産業従事者、また起業家となって帰ってくる仕組みをつくっているところもあります。他の自治体の動きも参考にした運用も、視野に入れていただきたいです。また、Iターン、Uターン者にとっても、お試的な感覚で利用していただける施設になってもらえたらと思います。また、外部からの感覚なども入ることにより、地域産業の掘り起こしにも役立てていただきたいと思います。

そこで質問ですが、このワーケーション拠点施設を利用する方々の宿泊はどうするのでしょうか。短期滞在では町の宿泊施設を利用してもらえる仕組みができるのでしょうか。また、長期滞在の利用者に対しては、移住も視野に入れた建物のあっせん等のお考えがあるのでしょうか。お伺いしたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまお尋ねの、ワーケーション利用者の宿泊や移住希望者等についてあっせん等についてお答えします。

ワーケーションの取組については、他の議員の質問にも答えておりますので繰り返しますが、答弁いたします。

来年度から本格的な活用を図るための当初予算を計上しております。活用の趣旨としては、コロナ禍で注目の新しい働き方、ワーケーションで地域に人を呼び込もうと、公共施設で空き店舗になっている河津バガテル公園、旧レストラン棟を活用したテレワークやワーケーションの拠点として再生するものでございます。バガテル公園のすばらしい環境の下で仕事の合間にバラの鑑賞や散歩できる環境なども、すばらしいと考えております。

運用については町がWi-Fiなどの無線LANの通信設備を行いまして、運営委託を考えております。こちらについては人的な支援として、委託を一人して、その後に地域おこし協力隊を一人今、採用すべきことで進めていきたいなど、そんなふうに考えております。また、賀茂地区全体でワーケーションを先進エリアとして整備しようと、昨年12月に伊豆ライフスタイルを立ち上げまして、協議をしております。最終的には、各市町の施設を巡回しながら仕事と休暇を充実できる南伊豆スタイルを目指しております。また、県の補助事業として採択されれば、資金的にも助成を確保できますので、今後の移住定住をさらに進めていく大きな財源となると思いますので、今後さらに進めていきたいなと思っております。また、定住を進めるための空き家バンクの活用の支援補助金を新たに新年度に創設をして、対応したいと考えております。

お尋ねの支援内容ですとか、ワーケーションのそういう人たちのための連結した住居の関係、宿泊等の対策については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、ワーケーション利用者の宿泊や移住定住者の住居のあっせんについてお答えさせていただきます。

ワーケーション利用者は、基本的には短期間での利用というふうなことで考えております。こうした場合は、議員もおっしゃっていましたが、民間の宿泊施設でワーケーションプランといったお得なプランを用意、創設してもらいまして、それが経済対策としても効果が出てくるものと期待をしているところでございます。また、移住定住希望者と併せて、移住お試し体験施設なごみの里かわづの利用も検討していきたいと思っております。また、移住定住を希望する方は、空き家バンクがございますので、そちらのほうの活用を推進していただければというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 短期滞在では、ワーケーションプランなどを創設していただいて、民間の施設のほうにそういうプランをつくっていただいて対応していきたいと、また、長期滞在には、なごみの里を利用する等、あと、空き家バンクです、そういうのを活用していきたいというお話でした。

まさに私もそう思いまして、こういうときこそ空き家バンクの活用が活発化されるのがいいのではないかと考えます。しかし、利用されていない空き家が全て対象物件となっている

わけではありません。登録に際し、ハードルが高くなっているのではないのでしょうか。例えば、未登記物件は取扱いの対象外とのことです。若者世代ではリフォームやリノベーションをして田舎暮らしをしたいという傾向が増えてきています。未登記物件は大半が古い民家だと思います。それこそが若者のニーズに見合っていると考えます。未登記物件でも、空き家バンクに登録している市町もあります。その市町では、申請者が空き家を管理し、所有していることを証明するものがあれば登録ができるというものです。登記をしていなくても固定資産税は払っているはずですので、その証明は簡単にできるはずです。まず、登録数を増やすことが大事だと考えます。

ここで質問ですが、なぜ未登記物件は空き家バンクに登録できないのか、お伺いしたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、空き家バンクの関係の未登記物件の取扱いについてお答えします。

一般的には、権利関係がはっきりしないと、後で問題が起きる可能性があるために、取扱いができないのではないのかなと想像はしております。実際の取扱い状況と考え方については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、なぜ空き家バンクには未登記物件が登録できないのかというこの質問に、お答えさせていただきたいと思います。

基本的に、不動産については、不動産登記法という法律によりまして、登記の義務があるものというふうに考えております。建物については物理的現況を明らかにする登記、これを建物表題登記というそうですが、こちらのほうは新築とか取得した時点から1か月以内に行うということが、法律上義務づけられているということでございます。その後、所有権保存登記ということで、その建物が誰のものかという証明となります所有権登記をするということになるそうですが、こちらのほうは法的には義務がないというふうに聞いております。しかし、不動産を取得してから1か月以内に登記をすることが義務づけられておりますので、相続等が発生している物件については、相続を原因とする所有でございますので、所有権移転登記の義務があると、私としては認識しています。

また、市町村がどのような考えをして空き家バンクに登録をしているか分かりませんが、当町としては、町長の答弁にもありましたように、登記がしっかりしており、後々問題が起

きないよう考慮することが必要であるというふうに考えております。令和3年度から空き家対策に対する補助事業も検討していることから、基本的には登記は義務という考え方が行政が支援する事業であるものについては、その義務を履行してあることが支援対象条件というふうに考えております。また、仮に売買が決まったが、登記や相続等の問題で長期間かかるなどの障害が発生してご破算になることがないようにしていきたいという考えもございます。さらに、国では、相続登記の義務化も検討しているという話もございます。こうしたことから、未登記物件については対象外として取り扱うこととして考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁ありがとうございます。

国でも、今、相続の問題でこの登記の問題は取上げられ、今検討されているところだと課長からも話がありましたが、そういうことは私も把握はしておりました。そこで、今ある未登記物件などは昔、家を建てる時には現金一括で支払うことが一般的でありましたが、一般的であったため、建物登記を条件とする住宅ローンを組む必要もありませんでした。また、登記をするには費用と手間がかかるため、未登記のままの建物ばかりだったのです。先ほど、建物が建って1か月以内に登記をするということは、あくまでも義務なので、罰則規定が特にありません。そういうことで、それを逃れていた方々が多くいらっしゃったのが現状だと思います。

先ほど課長も言いましたが、売買契約時には登記が必要であります。未登記物件の不動産の取扱いが前例がないことではないため、仲介に不動産業者が入り、多少費用がかかりますが、安全な取引ができるのではないのでしょうか。発想を変えて未登記物件を空き家バンクに登録することで、登記の推進が図れるのではないのでしょうか。様々な工夫をして、空き家バンクを利活用して、賃貸でも、ワーケーション拠点施設利用者に住宅をあっせんできる仕組みを広げていただけたらと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

2件目の質問は、公共施設整備計画推進委員会の今後の展開についてです。

先日、南中学校跡地の取扱いについて、公共施設整備推進委員会で答申が出ました。この委員会では、あらゆる公共施設の在り方を検討していく場と認識しております。先ほど同僚議員からの質問にもありましたが、伊豆縦貫自動車道開通に向け、インターチェンジ周辺の

施設整備、持続可能な公共施設の整備なども、検討対象になるのではと考えます。以前にも質問しましたが、統合後の2小学校校舎の在り方も、この委員会で審議をすると認識しております。統合まで2年と迫った中、今後の公共施設整備計画推進委員会で取り扱うとさきの同僚議員の質問の答弁でありましたが、令和5年4月からの2校舎の運用ができるようなスケジュールを組んでいただきたい。また、2小学校の取扱い以外に、この委員会に諮問する案件があるのか、あるのであれば、いつ始めていつまでに答申を受けたいなどスケジュールがあれば、お伺いしたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の公共施設整備推進委員会の今後の展開についてお答えします。

議員がお尋ねのように、さきに旧南中跡地については、当委員会より、土地活用についてはにぎわいの創出を条件とした開発を目指し、民間の力を活用することが望ましいとの答申を出されました。

議員がお尋ねの今後の小学校の活用、跡地の活用あるいは建物の活用については、先ほど他の議員の質問にも答えておりますが、具体的なスケジュール等は決まっておりますが、できるだけ早い時期に検討を進める予定でおります。また、先ほど課長の答弁がありましたけれども、早急に取り組むというような課長の答弁のとおりでございますが、私が諮問するわけでございますけれども、さきの他の議員の質問にも答えておりますが、仮に私が諮問するといった案等ありますが、例えば3小学校の跡地や建物について、町が所有したまま活用するのか、あるいは民間に貸すのかあるいは売るのか、そういう方向だけでも基本的なものはまず早急に決めていくことが大事ではないのかなと思って、その上で、具体的な検討、地域も含めてその中で進めていくことが大事ではないのかなと、現在はそのように思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 旧朝日幼稚園は、閉園して15年たっております。特別な利用の実態もないままで、以前の質問で、町施設の売却なども視野に入れ検討していくとの回答をいただいております。先ほどの答弁でも、広い視野を持って早急に方向を決めていくというお話をいただきました。

人口が減っていく中、各地区に指定管理委託している集会場などの施設も、現状の管理体

制が維持するのは難しくなっていくと思います。第5次総合計画に盛り込み、計画的に公共施設整備を行うことでとのことでありましたが、最終的に町の形態、例えばコンパクトシティ化地域分散コミュニティ化等、向かう先が明確でないと、計画を立てるにしても、その場しのぎ的なものになってしまうかと、懸念されます。現状の維持が難しくなっていく将来を考えると、今後の公共施設の在り方の方向性を示していく必要があると思いますが、今後の公共施設の維持について、具体的な考えをお伺いしたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまお尋ねの公共施設の維持についてということでございます。

これについては、全ての公共施設については、今、維持補修の関係あるいは延命化等の大変大きな課題があります。基本的なものは当然やらなければならないわけですがけれども、どこまで町として、その維持のための費用が出せるかという、現在の人口減少ですとかそういうことを思うと、なかなか思うようにいかないわけですがけれども、その辺はやはり選択といいますか基本的なものを考えてやっていくしかないのかなど。将来のことを考えたときに、維持補修を断念しなければならないことも、場合によってはあるかもしれません。そのぐらい、今ちょうど維持補修の費用がかかっていると。その中で何を優先的にやって何を残していくのかということが、大きな今後の課題になってきておると思います。

ただ、大きいほう、これは中では、先ほど議員がおっしゃったように、コンパクトシティ的なことも、大きいまちづくりの関係では考えられるわけですがけれども、ただ、河津の実情を考えたときに、これは地区がそれぞれ分散をして一か所にまとめられるかとかという、それが一番効率がいいわけですがけれども、それがなかなか難しいような状況があるかと思えます。ただ、私としてはこの中学校跡地の問題も含めて、やはり駅前周辺にその商業的なものを集中した中で利便性を確保するとか、そういうことについては、にぎわいを創出するような形で、そういう利便性を図っていきながらこの町を将来に向かって、コンパクトシティではありませんけれども、そういうまちづくりをしたいなと思っております。併せて、河津だけではなくて、近隣の市町から、河津は住みやすい、あるいは子育てしやすいという、そういう町にすることによって、この町が将来に向かって維持できる、そんなふうなことも考えながらイメージとしては持っております。そんなことで、今後まちづくりを進めていきたいなと思っております。

それから、公共施設の関係でございますけれども、朝日幼稚園については後ほど担当課長より答弁をさせます。それから、地区の集会所の維持補修につきましては、町として補助事

業を設けておりました、昨年度は7地区で190万3,000円の補助金を出して、地区の補助に対しても町として協力できることはしておるつもりでございます。

それでは、旧朝日幼稚園の現状については、担当課長より答弁します。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、旧朝日幼稚園について現状のほう、報告させていただきたいと思います。

今、静岡県東京事務所と伊豆急行株式会社、東急株式会社、こちらのほうは、昨年2月に企業研修の誘致による地方創生に関する協定書という協定を結んでおります。その協定書に基づきまして、ドローン操作技術研修、それからR&D、これは研究開発になりますが、そういった先進技術の拠点施設を伊豆地域に誘致するというところで、その取組を進めているところでございます。その中で、その研修の研修所としての誘致を今、諮っているところでございます。今月の25日には、静岡県東京事務所及び伊豆東海岸の2市2町、伊東から下田までの2市2町と関連企業等による事業推進に向けての連携協定を締結する予定で、準備を進めているところでございます。こうしたことから、旧朝日幼稚園については、何らかの研修所施設として活用をしていければというふうに期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 大変うれしい情報をいただきました。

我々、私は見高ですが、本当に朝日幼稚園の利用をどうしたらいいかというふうに今まで考えておりました、でも、こういう、まさにM a a sの関係の会社がこぞっての事業だと思います。それでまた、静岡県の点群データを利用したドローンの運用の研修ということになると思いますので、すごい将来に向けて明るい情報をいただいたと思います。

それでは、3件目の質問に入ります。

3件目は、企画調整課の役割についてです。

昨日同僚議員からの質問で、防災課の新設について多くの質問が出ていました。課が増えることにより業務の明確化が図れ、特化することは大事だと思います。しかし、その逆に、多岐にわたる範囲の事業を行っている企画調整課の役割について質問いたします。

業務内容的には、各課に振り分けることができる事業が多いと感じております。例えば、バガテル公園再生事業は産業振興の分野ではないか、移住定住は町民生活課の分野ではないかと思っておりました。また、先ほどの同僚議員からの指摘のあった地域振興の計画でも、

2つの課が別々で計画を立てている現状があります。企画調整とは、読んで字のごとく、企画を調整する場だと思っております。各課から上がった企画に対し、情報提供や立案を手助けし、また自ら時代に沿った企画を立案して担当課に依頼する等、持続可能な地域経営を進めるための特化した課になるべきかと思っております。時代の流れはとてつもなく早く進んでおります。インターネットの普及で、国はおろか、世界の情報もこの田舎でも入手できる時代となっております。この課の編成が変わるタイミングで、企画調整課の役割について見直す必要があると思っておりますが、考えをお伺いしたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 企画調整課の役割についてということでお尋ねです。

役場全体の仕事を考えてみますと、特に昨年から今年にかけては、コロナウイルスの関係で、その対応に追われたということもございます。そういう中で、皆さん町民のことを考えますと、やはり対策もそうなんですけれども、やはり地域経済が疲弊しているという中で、いち早く国のあるいは県の補助金を使って、町民の皆さんの生活を少しでも楽にするようなことができればということで、全職員一丸となって対策を進めてきたつもりでございます。そういうことでは、私は職員全体が大変一生懸命取り組んでいるなど。課によっては、当然コロナ対策についても忙しい課とそうでない課があるわけなんですけれども、ただ、総合的に町民のことを思い、いろいろなメニューを考えた中でいち早く届けようというのが町の方針ですので、そういう中では、今回の補正予算もそうなんですけれども、短い時間の中で大変、こう職員が一生懸命やってくれているというのが、私の今の感想でございます。

お尋ねの企画調整課のことですけれども、それぞれ役所の中には事務分掌というのが決められております、仕事の中で。お尋ねの企画調整課については、従来の業務を引き継いだものと、新たに創設された国や県の総合的な事業なども加わりまして、また、私の特命事項ですとか、あるいは先駆的な事業もありますので、多岐にわたっている事務であることは、議員がおっしゃるように確かであると思っております。特に近年は、国などの事業で、町として総合的な計画事業などが大変多くありまして、業務全体の調整を行う仕事が大変多くなっております。そのような中で、それぞれ新規の業務や担当課の判断が難しいものなどについては、副町長を交えて総合的に担当課を決めて対処をしております。また、それぞれの課の事業についても、例えば建設に関わるものであれば、建設課の技術職員の協力を得たり、また、総務課以外の防災関連事業についてなども、協力し合って負担をお互いに軽減しながら対応するようにしております。また、今、来年度に向けて、人事異動の関係のことを行った

わけですけれども、その中でも、やはり主要事業の中でどうしても業務が過多になるところについては、それなりに人事の中で配慮をしながら、なるべく職員の負担が軽くなるような工夫もしながら対応している、そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） まず、先ほど答弁いただきまして、継続していた事業の取組もそのまま引き継いでいると。もともとの課のまちづくり推進課でやっていた事業を引き継いでいたりということも話がありました。でも、今町長が答弁いただいた、町長の特命の案件または国や県からの案件に対して、企画調整課が、その案件をもってその対応をしているというところで、そこが私は特化していただきたいというところだと思います。やはり、そういうフリーで受け付ける場というんですか、自分で事業を持たずに、本当に頭だけというんですかね、そこで動いていただくような課になってもらいたいなという思いはあります。

そこで、その持続可能な地域経営をする中で、デジタルトランスフォーメーション、略してDXとありますが、令和2年12月に、総務省よりデジタルトランスフォーメーション推進計画が出されております。この取組は、デジタルの活用により、1人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化が示されており、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいとされています。インターネットを介してネットワークをつくり、情報共有をし、つながりの中でチャレンジを増やしていく動きであります。この取組をすることで役場の業務内容の簡素化に結びつき、町民に対して有意義な行政サービスが提供されると考えますが、町の今後の取組に対する考えをお伺いしたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員がお尋ねのDXの取組について、デジタルトランスフォーメーションについてお答えします。

その前に、先ほど企画調整課等の話ですけれども、特に特命事項等もあつたりするわけですけれども、実際現実的には、従来の仕事をやりながらというのが、今の町の人員体制の中ではなかなか、専門的なものが人員が取れないというのが現状だと思っております。ただ、その中でも私は今後考えたいのは、やはり職員の意見を取り上げて、例えばプロジェクトチームをつくってやっていくとか、そういう工夫も必要なのかなと。特に先ほど言った窓口の

改善なんかも一つも課ではなくて、全体を見直した中で職員の提案を受けの中で、例えばプロジェクトができるものがあれば、プロジェクトの中で対応していくとか、当然企画の中でもそういう一つの課だけではなくて、プロジェクトチームをつくってやることもありますし、当然全職員が町の将来について考える大事なことですので、その職員の考えも聞きながら、町全体、職員全体で取り組むことが私は今後も大事ではないのかなと、それが一つのオール課の形でもあるのかなと思いますし、職員も含めた中で、みんなで一緒になってまちづくりをしていくというのが、基本的な考え方ではないのかなと、そんな取組を今後考えてみたいなど、そんなふうに思っております。

それでは、ただいまご質問のデジタルトランスフォーメーションの関係でございますけれども、これは昨年の12月25日に、自治体デジタル推進計画ということで、総務省のほうで推進計画が策定をされております。その中でデジタルトランスフォーメーション推進計画ということで言われているものでございます。町としてどう取り組むかということでございます。これは皆さん、新聞、テレビ等で聞いているかと思っておりますけれども、昨年秋に、菅政権の大臣の肝煎りでデジタル化ですとか脱炭素化が叫ばれまして、新年度からデジタル庁が発足しまして、デジタル化の推進を目指しております。

まだ、具体的な国や県からの指示等はありませんが、私が思うのには、ただ単にデジタルを機械的に入れるのではなくて、それをいかに活用していろいろな可能性や省力化につながるかが、大事であると思っております。今後デジタル化の波は学校をはじめあらゆる場面で活用されると思います。特に住民サービスへの活用や行政事務の効率化などに期待をして、取り組んでいきたいと思っております。また、学校のGIGAスクール構想も、1人一台ということでパソコンが支給されるわけでございますけれども、これについても、やはり時代に沿って新しい形のスクール構想になると思いますので、これを有効に使った中で、特に指導者の問題あるいは活用の問題が大きいと思いますので、これも機械が入っただけではなくて、いかにして活用するかというのが、これから、このデジタル化に向かって大事なことであり、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） まさに私がいただきたい答弁をいただきました。

あくまでも町民に対して有意義な行政サービスが提供されることがメインであり、役所のデジタル化がゴールではない。その先にある持続可能な経営をするための手段と捉えていた

だきたいです。また、DXを推進するに当たり、今までの縦割りの行政の仕組みが横の広がりを持ち、各課の共通案件など情報の共有ができ、業務の簡略化ができ、また、さきの同僚議員の窓口サービスの充実についての質問がありましたが、これもデジタルトランスフォーメーションを利用して、共通の認識で、例えばその方の名前を入れれば各課に情報がすぐ飛んで、そういう事務の簡略化もできるのではないかと思います。さらにインターネットを活用することで、他の自治体との共通案件などがあれば連携、提携なども可能となっていくのではないのでしょうか。まさに水道温泉課で今行っている松崎町との連携なども、こういうことでつながっていければ、そういうもくろみでつながっているのではないかと感じます。

そこで、前段で質問しましたが、企画調整の役割として、各課の情報共有の仲立ちとして業務の調整を図っていただきたい。また、国・県の情報も一括で配信することで、各課独自で情報収集していたところの業務が省けるはずで、業務が簡略化すれば職員の研修、企画の立案等に時間が使え、そこでも横展開をし、役場内のスキルアップが行われ、研修会などで他市町との交流があれば刺激にもなり、その先の持続可能な町の経営に生かされると思います。先ほど町長の答弁、いただきましたが、これからDXを利用するに当たり、町の未来が開けていくような政策を取っていただければと感じます。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩とします。

その前に、これをもって今定例会の通告のありました全員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（上村和正君） 日程第2、報告第1号 専決処分の報告について（法第180条の専決処分）（車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて）を、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） それでは、次のページをお願いいたします。

河津町告示第9号。

専決処分書。

車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第2号。

1、事故発生日時、令和2年11月27日金曜日、午後5時30分頃。

2、事故発生場所、賀茂郡河津町笹原78番地の4。

3、被害者、賀茂郡南伊豆町大瀬467番地。

菊池智。

4、事故の概要、上記の日時、場所において、教育委員会事務局職員が運転する公用車が、文化の家駐車場に駐車してあった被害者車両に接触し、左前方バンパーを破損させた。

5、損害賠償額、12万971円。対物賠償共済金支払いでございます。

令和3年2月19日。

河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

以上をもって報告第1号 専決処分の報告について（法第180条の専決処分）（車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて）の報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第3、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町川津筏場412番地。

氏名、相馬松里。

昭和28年12月7日生まれ。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

相馬松里氏につきましては、平成27年3月13日に就任いただきまして、現在2期目でございます。相馬氏は、公正な判断力と品行方正な人柄から固定資産評価審査委員会委員としての適任でありまして、継続して3期目の委員をお願いしたいと思います。同意いただければ、令和3年3月13日から令和6年3月12日までの3年間の任期となります。どうかよろしくご審議をお願いします。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第4、議案第2号 河津町保健福祉センター目的外使用に伴う使用料徴収条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第2号 河津町保健福祉センター目的外使用に伴う使用料徴収条例の制定について。

河津町保健福祉センター目的外使用に伴う使用料徴収条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第2号 河津町保健福祉センター目的外使用に伴う使用料徴収条例の制定について、説明をさせていただきます。

この条例制定は、保健福祉センター設置及び管理に関する条例に規定する目的以外に施設を使用する際の施設使用料を徴収することとし、受益者による応分の負担を求め、町財政が厳しい折、施設経費の財源を確保することを目的に制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町保健福祉センター目的外使用に伴う使用料徴収条例。

まず、第1条に、趣旨を記載してございます。こちらに載っています河津町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第3条に規定する事業目的としましては、まず1つ目に、高齢者保健福祉の実施に関する事、デイサービスの実施に関する事、生活相談、福祉相談及びその他の相談に関する事、予防接種及び健康診査の実施に関する事、保健衛生の向上普及に関する事、健康相談及び健康増進に関する事、全各号に定めるほか、町長が必要と認める福祉事項となっております。

次に、使用料として、第2条に規定してございます。金額につきましては、以下にあります別表のとおりでございます。

第3条としまして、減免措置をする条件を記載してございます。

第4条として、使用料の不還付に関する条項を記載してございます。

第5条として、委任をする旨、条項を記載しております。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第2号 河津町保健福祉センター目的外使用に伴う使用料徴収条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号及び議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第5、議案第3号 河津町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について及び日程第6、議案第4号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第3号 河津町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第4号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、それぞれ担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、議案第3号及び議案第4号を一括上程されましたので、説明をさせていただきます。

まず、議案第3号 河津町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症拡大により、あらゆる業種でのリモートワークが推進されています。直近のNPO法人ふるさと回帰支援センターのアンケート調査では、移住したい都道府県ランキングで、初めて静岡県が1位となったということでございます。

こうした中で、ワーケーション等を推進する拠点施設を整備することにより、拡大される需要に対応するため、拠点施設の設置及び管理に関する条例制定を行うものでございます。

ページをめくっていただきまして、条例第 号。

河津町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例です。

定例会資料のほうで説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。

交流拠点施設は、チャレンジショップとコワーキングスペースを設置し、チャレンジショップによる起業機会の提供とコワーキングスペースによる町民や都市住民のリモートにする仕事空間の提供及びそれぞれの交流や協働の機会を提供することにより、関係人口の増加を図り、移住を促進するための交流拠点として設置・管理するために制定いたします。

チャレンジショップとしましては、河津駅前プラザにあります空き店舗を活用して、町内に移住し、起業を考えている者にその場所と機会を与えて、移住定住の手助けをする施設として利用する予定でございます。また、町民で企業に向けチャレンジしたい方、高校生等も含まれますが、も対象とし、町外への人口流出を防ぐ施策ともしたいということでございます。

2番、コワーキングスペースにおいては、河津バガテル公園の遊休施設であるレストラン棟を活用し、都市住民の作業場（仕事空間）の提供と町民との交流や協働を促進する施設として利用することを考えてございます。

条例に戻っていただきまして、第1条は、目的でございます。先ほど説明した内容でございます。

第2条は、名称及び位置ということで、チャレンジショップとコワーキングスペース、それぞれを記載してございます。

第3条はそれぞれの施設で行う事業の内容、第4条は施設の管理及び運営、第5条は使用許可、第6条は使用許可の制限、第7条は使用料、第8条は使用許可の取消し、第9条は設備の変更等、第10条は原状回復とチャレンジショップの使用に関する規定でございます。

第11条は利用料、第12条は利用料金の収納ということで、コワーキングスペースの利用に

関する規定となっております。

第13条は損害賠償、第14条は委任ということで、共通の規定としております。

別表につきましては、チャレンジショップの使用料及びコワーキングスペースの利用料を規定したものでございます。チャレンジショップは、起業を考えている方に貸し出すために使用料とし、コワーキングスペースは町で管理を委託して、一般の方々に利用していただくものとして利用料を頂くということで考えております。

最後に、附則ですが、この条例は令和3年4月1日から施行するとしています。

続きまして、議案第4号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由につきましては、河津バガテル公園内のレストラン棟を新たにコワーキングスペースとして活用するために、設置及び管理条例を制定することに伴い、河津バガテル公園の設置及び管理条例からこのレストラン棟を外すことと、河津バガテル公園も令和3年度で20周年を迎えることから、来場者に評判が悪かった夏季の入場料をフラワーシーズンと区別して設定をして、来場者の増加につなげていきたいということで改正をするものでございます。

ページをめくっていただきまして、条例第 号。

河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということでございます。

資料の1ページの半分から下を見ていただきたいと思います。

1番としまして、レストラン棟の除外は、先ほど申したとおりで、新しくコワーキングスペースとして設置するものですから、除外するという事です。

それから、料金、使用料金の変更ですが、そちらも夏季シーズンということで、新設するサマーシーズンをフラワーシーズンの半額ということで、料金を設定をするものでございます。

条例案に戻っていただきまして、第3条4号中の「飲食兼特産物展示棟」の次に「(レストラン棟を除く。)」を加えます。

それから、別表を次のように改めるということで、フラワーシーズン、サマーシーズン、その他の期間ということで、日にちを設定しまして、フラワーシーズンは従来どおり、サマーシーズンはその半額と、その他の期間については従来どおりということで料金を設定してございます。

それから、備考欄でフラワーシーズンの規定をしておりましたが、種別の期間の区分の中

に期間を指定しましたので、その部分は削除しております。

議案の最後ですが、附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するという
こととございます。

また、資料の3ページにバガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の新旧対照表を添付、失礼しました、2ページに新旧対照表を添付しておりますので、参照
していただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

チャレンジショップということで、非常に面白い試みであるなど、私自身も思っておりま
して、なおかつ、将来的に町内に残って、勤めるだけという視野ではなく、高校生で若くて
も起業をすることによって地元に残ることをできる、そういった可能性にも一つチャレンジ
する機会をつくらうということで、こういった取組をされたと思うんですね。非常にいい取
組だと思うんですけども、高校側ですね、在校してくださっている高校側といろいろやり
取りをしながら、ただ、非常に残念と言っていいのかどうなのか、高校サイドとしては、子
供たちをやはり管理をしたがると言ったらちょっと言葉に語弊があるかもしれないんですが、
アルバイト一つするのにもいろいろ弊害があって、ちゃんと学校側とやり取りをしながらア
ルバイトしなさいとか、いろいろ規約があって、狭められている中で、こういった起業する
ことみたいなチャレンジというのを高校、現在ある高校、どの範囲まで告知しているのか分
からないんですが、どの範囲までの高校にこういったことを許可しますみたいなアナウンス
をしているか分からないんですが、その辺もついでにお聞かせ願いたいんですけども、そ
の辺、高校との十分なやり取りができているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） まだ、条例も制定している前なものですから、告知のほうは
現在いたしていないところが、現状でございます。

ただ、範囲としましては、一応賀茂地区内の高校生ということで、当然地元の高校生を優
先というような形では考えております。また、当然チャレンジショップのほうの入っていた

だく方々には、ホームページとかいろいろなもの、それから高校に対しても、こういったことができるよというような形の中で、郡内の高校のほうには連絡をさせていただきまして、その辺のやり方とかも調整をさせていただいて、起業する意欲のある高校生については、ぜひ参加して使用していただきたいなど、利用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

大変面白い試みだと思いますんで、大人の対応でやはり高校生ともなると、子供なりの大人の目線から見ると、そんなに甘くないよと思えるようなチャレンジであっても、大きな気持ちで前向きにぜひともチャレンジさせてあげてほしいなと思いますのでよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第3号 河津町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について及び議案第4号 河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、2件を一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第7、議案第5号 河津町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第5号 河津町課設置条例の一部を改正する条例について。

河津町課設置条例（平成9年河津町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第5号 河津町課設置条例の一部を改正する条例についてをご説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

防災・減災対策につきまして、関係事業の充実、専門強化を図るため、総務課から防災係を独立させて防災課を新設し、充実・強化を図るため、改正条例の提案をするものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町課設置条例の一部を改正する条例。

河津町課設置条例（平成9年河津町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建設課」を

「建設課

防災課」に改める。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行するでございます。

なお、定例会資料の3ページをお開き願いたいと思います。

本条例の新旧対照表となっております。左側が改正後、右側が改正前となっております。
第2条の建設課の次に防災課を加えるというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） これで防災課が新たに設置されるということが確定した中で、せんだっての静岡新聞の記事にも出ているんですけども、防災課が設置をされていない自治体が多い中で、新規で設置がされた。だけれども、その防災のジャンルというのは、専門性が特別高いジャンルというようなことが指摘されている中で、その課に所属になった職員、担当の課長を含めて専門的知識を改めて得ていかなければならない、なかなかそこが難しいというような話が静岡新聞のほうでも指摘がされておりました。私も、そのように感じます。せっかく設置された課ですので、その担当の課長を含めて職員の方々に、そういった専門的知識を得ていくような機会を積極的につくっていただけたらよりよいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今の遠藤議員がお尋ねの件でございます。

私は、静岡新聞の記事を読ませていただきました。特に公務員といいますか、民間もそうでしょうけれども、やっぱり異動というものがあって、防災課というのは専門性の中では本当は異動がないほうがいいわけですけども、どうしてもやっぱり職員のことを考えると、町としても異動を考えなければならないということがあります。

そういう中で、いかにしてみんなが共通の意思を持つかということが特に大事だと思いますし、そういう中で兼務事例等の中で共通意識を持ったりとか、情報を共有したりすることが、私は大事じゃないのかなと思っております。どうしてもやっぱり異動というのは避けられないということがありますので、それも含めて対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 遠藤議員のご質問の中では、防災の専門的な知識ということでございます。河津町の中、役場職員全般について言えることなんですが、職員のそういう資格

取得あるいは専門的な知識の向上のために研さんをするための補助制度等もありまして、職員にそういう意識が、意欲がある職員は、そういうものを申し出て資格取得に行ったりしております。

また、これは防災課に限らず、どこの課の職員もその分野で専門的な知識が必要でございますので、そういうような同じ並びの中で、職員みんな頑張っていると思います。

もう一つ、防災にこれも限らないんですが、例えば私も防災の防災監として1年間かかわってきたんですが、やはり県のほうもいろんなレベルに合わせて、例えば防災担当職員の何ていうんですか、初任者というわけじゃないんですけれども、ある程度初級的な、そういうような研修会を県で行ったり、ある程度もう少しレベルの上の研修といいますか、研修というより担当者会議的の名目で来るんですが、そういうものの中でやったりしておりますので、その中で県のほうからも最新の情報は適宜取得してくるわけでございますので、そういうことで既に対応は一応しておりますので、引き続き、防災課になれば、さらにブラッシュアップしながらできるというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。新設の課ですので、よりよい形で動くことを期待しております。

終わります。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第5号 河津町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第8、議案第6号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第6号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

河津町議会委員会条例（昭和63年河津町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第6号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例につい
てを、説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

令和3年度より、防災課設置に伴いまして本条例の改正を提案するものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町議会委員会条例の一部を改正する条例。

河津町議会委員会条例（昭和63年河津町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「健康福祉課」の次に「、防災課」を加える。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

定例会資料の4ページを、恐れ入りますが、お願いいたします。

本条例の新旧対照表となっております。左側が改正後、右側が改正前となっております。

第2条に規定します第1常任委員会に属し、健康福祉課の次に防災課を加えるものでございます。これまで総務課に防災係が所掌されていたこと、災害対策等では特に当該委員会に属する各課と密接な連携を図る必要があるということから、第1常任委員会とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第6号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第9、議案第7号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第7号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の育児休業等に関する条例（平成4年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第7号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを、ご説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

会計年度任用職員制度が令和2年4月1日より施行されたことに伴い、会計年度任用職員も含む非常勤職員が育児休業を取得するために必要となる所要の改正を遡及して行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、定例会資料の5ページをお願いいたします。

河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1つ目に、育児休業でございます。育児のための休業ということで、①でございます。非常勤職員を育児休業の取得ができる対象に含め、そのうち対象とならない非常勤職員の範囲を指定するものでございます。引き続き在職した期間が1年未満の非常勤職員。養育する子が1歳6か月に達する日までに任期满了または引き続き雇用がない非常勤職員。出勤日が少ない非常勤職員。引き続き1年以上勤務した場合、基本的に育児休業は取得できますが、上記の場合については、育児休業が取得をできないというような内容でございます。

②でございます。非常勤職員が育児休業を取得する場合、その期間を定めるというものでございます。基本的に、養育する子の1歳到達日までとなっております。養育する子が1歳2か月到達、1歳6か月到達、2歳到達までに認める条件をまた定めるものでございます。

大きい2、2つ目になります。部分休業でございます。勤務時間の始め、または終わりに取得できる休暇を指しております。

①で部分休業の対象とならない非常勤職員の範囲を指定するものでございます。引き続き在職した期間が1年未満の非常勤職員。出勤日、勤務時間が少ない非常勤職員。これは引き続き1年以上勤務した場合、基本的に部分休業は取得できるというものでございます。

②としまして、非常勤職員が部分休業を取得する場合、その時間を定めるものでございます。1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲としております。

この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定めるものとしております。

この改正は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するという事で適用させていただきますと思います。

それでは、議案にお戻りいただきしたいと思います。議案の最後のページをお願いいたします。

附則でございます。

再三になりますが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第7号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第10、議案第8号 河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第8号 河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第8号 河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを、説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

河津町の特別職の職員で非常勤の者のうち、環境美化推進委員報酬について改定することに伴い、条例の一部の改正を提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年河津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表環境美化推進員の項中「30,000」を「24,000」に改める。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

恐れ入りますが、定例会資料の12ページをお願いいたします。

本条例の改正の概要でございます。

町長が委嘱します河津町環境美化推進員、任期は2年でございますが、業務の内容の見直しに伴い、年報酬の金額を改正するものでございます。

現在、河津町環境美化推進員には、不法投棄の通報やごみステーション等担当地区内の巡回等の業務を委嘱し、毎月書面での実施報告を求めているところでございます。特に問題がないというような報告が多いということから、業務の簡素化を図り、実態に沿ったものとするため、令和3年4月からは案件が発生した場合に報告していただくこととしまして、毎月のように書面での報告を廃止するものでございます。

つきましては、その変更に伴い、年報酬を1人3万円から1人2万4,000円に改めるものでございます。

定例会資料、次の13ページをお願いいたします。

本条例の改正に関わります新旧対照表でございます。ご参考としていただければと思います。

附則でございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第8号 河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第11、議案第9号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第9号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年河津町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） それでは、議案第9号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを、説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

河津町会計年度任用職員の運用に当たり、必要となる所要の改正を遡及して行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料14ページをお願いいたします。

本改正条例の概要でございます。

①となります。会計年度任用職員の報酬単価は、現在、正規職員と同様の行政職給料表に基づいて算定をしていますが、職務の特殊性や専門性等により適当でない者について、別途報酬の額を定めることができる規定を追加するものでございます。

この後は、また予算審議で審議をしていただくようになりますが、令和3年度、小学校におきまして、複式学級を解消するための複式解消のための講師の予算を計上しております。このようなものがこれに該当するものでございます。

次に、②でございます。職員の給与の支払いについて。河津町は、地域手当加算の対象外であります。パートタイム会計年度任用職員の報酬月額において、地域手当に相当する額（100分の3を乗じて得た額）を加算する記載があるために、これを削除するものでございます。

③でございます。費用弁償の支払い根拠となります給与条例との条ずれがあったことによりまして改正でございます。

会計年度任用職員制度が開始された令和2年4月1日に遡及して改正をしたいというものでございます。これによりまして、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するというふうにさせていただきたいと思っております。

議案にお戻りいただきたいと思っております。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第9号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第12、議案第10号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第10号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険税条例（昭和37年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第10号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

本改正提案理由は、平成30年度の税制改正により所得の計算に用いる控除額が改正されたことに伴い、国民健康保険税納税者が不利益とならないよう、国民健康保険税の軽減判定基準の算定方法を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、内容につきましては定例会資料で説明させていただきます。

資料の16ページをお開きください。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

平成30年度の税制改正により給与所得控除、公的年金控除の10万円の引下げ、また基礎控除の10万円の引上げが行われたことに伴い、所得情報を用いて課税している国民健康保険税の負担水準に意図せざる影響や不利益が及ばないように、所要の見直しを行うものでございます。

国民健康保険税では、低所得世帯の負担を軽減するために、世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額が一定額以下の場合、保険税のうち世帯ごとに係る平等割と被保険者ごとに係る均等割について軽減する措置を講じているところです。

令和3年度課税に用いる所得を算出するための控除額が改正になったことにより、令和2年中の所得が前年と全く同じ内容、金額であったとしても、世帯によっては総所得額が軽減判定基準額を超えてしまい、軽減対象となくなってしまう場合があります。こうした意図せざる不利益を回避するため、この表にあるように、軽減判定基準額の算定方法を改正するものでございます。

なお、本改正は町の国保運営協議会へ諮問し、適当であるとの答申をいただいております。

17、18ページに新旧対照表を添付してございますので、ご参考にしてください。

議案に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(適用区分)

第2項、改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第10号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第13、議案第11号 河津町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第11号 河津町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和57年河津町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、議案第11号について説明をさせていただきます。

まず、提案理由ですが、令和3年度の予算編成方針におきまして、使用料、手数料について無料で貸し出している施設については、有料化を図ることにより、有料化を検討した結果により、使用者に応分の負担をお願いすることとしまして、改正を行うものであります。

定例会の資料と併せて説明をさせていただきます。

資料のほうの19ページをお開きください。

位置の訂正としまして、河津町浜162番地の2としておりましたが、地番が間違っていたということで、そちらのほうの地番を、河津町浜159番地1とさせていただきますものでございます。

2つ目としまして、公共施設の有料化によります使用料の徴収規定の追加ということで、使用料としまして第7条、使用料の減免としまして第8条、使用料の不還付としまして第9条、別表としまして使用料金表を加えているところでございます。

3番としまして、使用施設に関する規定の追加ということで、使用料を徴収することによりまして使用施設に関する規定の追加でございます。設備の変更等の禁止、第10条、利用目的の変更等の禁止、第11条、原状回復の義務、第12条、事故及び責任、第13条を追加しております。

第15条といたしまして、本条例に必要な事項は町長が別に定めるといたしておりまして、使用申請に関することや使用料の減免の詳細については、規則で定めるということで考えております。

議案に戻っていただきまして、ページをめくっていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するということでございます。

また、定例会資料の20ページに、河津町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を添付してございますので、参照していただきたいと思っております。

説明は以上です。

すみません、ちょっと条が違いましたので、再度説明を訂正をさせていただきます。

第12条が、原状回復の義務が第12条、損害賠償が第13条、事故及び責任が第14条で、委任

が第15条ということでございます。失礼いたしました。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊です。

2条の位置これについて今、浜159番地1という表示になっていますけれども、前のときには162番地の2ということで、「の」というのが入っていたんですけれども、今度その「の」が抜けて、番地が違っているということだったんですけれども、それについての説明をお願いします。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） この位置の表示につきましては、通常土地の地番というのは、住所表示でいくと何番地の何というふうに表示をされているものなんですけれども、位置としますと、その土地の表示は「の」が抜ける表示となっております。ですので、159番地1という形の表記という形で、そこも併せて訂正させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ちょっと運営について、管理者は町ということでよろしいのかということと、あと、お金の支払いと、その使用の、利用の許可というか、使用をするのにどこに行って、どのようにするのか。それと、要は、使用についての使用のチェックですね、誰がどのようにしてチェックをしていくのか、そこら辺をちょっと、運用の面でちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） まず、コミュニティセンターの管理については、町ということで所有者は町になっておりますので、町のほうが管理をするというような形になります。運営に関しては、また新年度予算のほうでも説明させていただきますが、今度、商工会さんのほうに使用等のものについては委託をして、手続を取ってもらうようなことで考えており

ます。ですので、基本的に商工会館ですので、河津町商工会に一連の建物として使用の申請並びに管理のほうを、施設自体の掃除とかそういったものは委託として管理をお任せするという形で考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 商工会で、一応そうすると全部窓口で、要は申込みから料金の支払いまで全部チェックするということですよ。そうすると、基本的に商工会の営業時間というのがあるわけですが、例えば使用する部分が、そうすると、事前に申請をして、例えば何月何日、例えば当日申請はできないよとか、そういうようなくくりが出てくるのか。それとあと、商工会の営業時間がやっぱり5時頃とか決まってくるので、それ以降の鍵の使用だとかそういうのは、商工会のほうでチェックしながら貸し出していただくような形になるんでしょうか。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 使用申請等のものについては、今、町で行っておりますけれども、そちらも町のほうとしても営業時間といいますか、開庁時間は決まっていますので、その中でやっていただいておりますので、その辺はお昼の期間というのは変わらないというふうに考えております。

ですから、その時点で使用申請をして、お金もそのときに払っていただくというような形で考えております。

それから、鍵については、商工会さんのほうで管理等が昼間でしたらできますけれども、夜については当然不在になりますので、そちらは今までどおり役場のほうの宿直室に鍵を預けておりますので、そちらのほうで借りていただいて、また返却していただくようなことを考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

極力、今度お金を取るということになりますので、お金を取るということは、やはりそれなりの取るなりの責任が発生するという部分もございましょうし、やはりより使いやすいそのコミュニティセンターを、要は運営していただきたいと。だから、またまた多分いろんな形で苦情などがそういうのが出てくると思うんですが、そこら辺はまた情報開示をしていた

できればありがたいというふうに、よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 使用者のほうに対して苦情等が出てきましたら、こちらのほうも委託するのが初めてでございますので、その要望については柔軟に対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 以上をもって討論を終結します。

これより議案第11号 河津町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

14時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○議長（上村和正君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第14、議案第12号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第12号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例について。

河津町介護保険条例（平成12年河津町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第12号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例は、令和3年度からの3か年の介護保険料の決定、市町村特別給付（介護手当）の追加、関係法令の改正に伴います介護保険条例の一部改正でございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町介護保険条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料23ページをご覧ください。条例改正の概要を添付してございます。

条例改正の概要でございます。

まず、1としまして、提案理由を記載してございます。令和3年度から令和5年度の3か年に見込まれます介護保険給付費に基づき必要となる保険料額の算出によりまして、保険料率を第1号被保険者の区分に応じて、年額の保険料額を定めるため並びに市町村特別給付（介護手当）の追加、関係法令の改正に伴います河津町介護保険条例の一部を改正する必要があるため、提案をいたします。

次に、2としまして、令和3年度から5年度の介護保険料額を定める条例改正の概要を載せてございます。

(1)としまして、介護保険料額算出までの流れということで、サービス見込量の推計としまして、①の人口の推計、②の認定者数の推計、③の利用サービス量の推計を図ってござい

ます。

また、④から、④としまして給付費の推計、⑤としまして介護保険料負担分の推計、⑥としまして保険料基準額の算定、⑦としまして保険料基準額の調整という流れで算出をしてございます。

次のページをお願いします。

(2)としまして介護保険料の算出でございます。

まず、①としまして、介護保険サービス総事業費の財源構成ということで表に示してございます。第1号被保険者の保険料ということで、標準給付額の保険料のうち、23%ということで計算をしてございます。

②としまして、介護サービス総費用の見込みということで、アとしまして介護予防サービス給付費の推計、イとしまして介護サービス給付費の推計、ウとしまして標準給付費の推計ということで、標準給付費の見込額を3か年で29億1,566万1,000円と推計をしたところでございます。エとしまして地域支援事業費の推計ということで、地域支援事業費につきまして1億4,327万9,000円の推計をしたところでございます。

次のページをお願いします。

保険料収納必要額の算定ということで、そちらに書いてあります数式によりまして算定をしてございます。先ほど、見込額を算定しました標準給付費の見込額、あと地域支援事業費の見込額を入れまして、第1号被保険者の負担割合23%を掛けてございます。そこに調整交付金の相当額ということで、国の定めている相当額5%をプラスしまして、実際に入ってくる調整額につきましては、高齢者人口とか人口等により変わってきます。その推計としまして、交付割合を約6.54%ということで見込んでおります。その金額を差し引いてございます。それから、財政安定化基金、市町村特別給付を足しまして、準備基金の取崩し額を420万を差し引きまして、保険料収納必要額を算出してございます。

④としまして、所得段階別の加入割合の補正後の被保険者数ということで、被保険者数の推計を出しまして、それに所得段階の別の加入割合を掛けまして、補正後の被保険者数を算出しております。3か年で8,531人ということで見込んでございます。

その後、⑤としまして、第1号被保険者の保険料ということで、そちらの数式に当てはめまして保険料基準年額を7万8,000円とさせていただきます。月額としまして6,500円、第7期の保険料月額と同額ということで算定をさせていただきます。

次のページをお願いします。

⑥としまして、所得段階別保険料の設定ということで、第1段階から第9段階までの保険料につきまして、年額を表記してございます。また、先ほども申しましたとおり、今回は、前回の保険料と同額ということになりましたので、当該年度の条文改正のみを行うということでお願いをしたいと思います。

次のページをお願いします。

次に、市町村特別給付介護手当実施条文の追加でございます。第1条の2の追加でございます。

こちら、在宅ねたきり高齢者等の介護手当支給につきましては、介護保険制度の地域支援事業で行ってまいりましたが、国の指摘によりまして、法律上の市町村特別給付の位置づけとなっております。ということで、町単独事業となりました。事業の継続を図るため、市町村特別給付を行う場合は、介護保険条例内に市町村特別給付を実施する旨、明記する必要がある、必要条文の追加を行うものでございます。

続きまして、関係法令の改正に伴います関係条文の改正ということで、第5条改正分でございます。所得税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第8号において、租税特別措置法（昭和32年法律第26条）に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が規定されたことに伴いまして、関係条例の改正を行うものでございます。

それでは、議案条例、改正条例に戻っていただきたいと思えます。

附則でございます。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

次のページをお願いします。

（経過措置）

第2項、改正後の河津町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

なお、定例会資料、28ページから新旧対照表を添付してございますので、参考にしてください。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第12号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第15、議案第13号 河津町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第13号 河津町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例について。

河津町浄化槽法施行条例（平成2年河津町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第13号 河津町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本改正提案理由は、河津町内の浄化槽から東河環境センター衛生プラントへのし尿の搬入状況を詳細に確認できるようにするため、河津町浄化槽法施行条例に定められた報告様式の記載内容を改正するものでございます。

議案の次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例。

河津町浄化槽法施行条例（平成2年河津町条例第20号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中、次のページをご覧ください。

浄化槽清掃業者業務報告書の様式を、その次のページの様式に改めるというものでございます。下の表の部分が、今回の改正部分となります。

恐れ入りますが、定例会資料の30ページをお開きください。

河津町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例の概要でございます。

河津町と東伊豆町で構成する東河環境センター衛生プラントに搬入される浄化槽汚泥の報告については、浄化槽許可業者から毎月、様式第6号で報告されていますが、現行の様式第6号は、1か月分の搬入汚泥を合算して記載するものとなっているため、これを改め、清掃業務の実施日や、誰の浄化槽を清掃したか等の実施状況を確認できる様式にするものでございます。

次のページ、31ページに新旧対照表をおつけしてありますので、ご参考にしていただきたいと思います。

議案に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第13号 河津町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号～議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第16、議案第14号 笹原コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について、日程第17、議案第15号 田中多目的集会施設の指定管理者の指定について、日程第18、議案第16号 沢田ねはん堂売店の指定管理者の指定について、日程第19、議案第17号 逆川集会施設の指定管理者の指定について、日程第20、議案第18号 下峰集会施設兼集出荷所の指定管理者の指定について、日程第21、議案第19号 豊泉園地観光施設の指定管理者の指定について、日程第22、議案第20号 谷津コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について、日程第23、議案第21号 谷津温泉立ち寄り湯の指定管理者の指定について、日程第24、議案第22号 河津平安の仏像展示館の指定管理者の指定について、日程第25、議案第23号 河津町見高浜多目的広場の指定管理者の指定について、日程第26、議案第24号 見高多目的集会施設の指定管理者の指定について、日程第27、議案第25号 泉奥原集会施設の指定管理者の指定について、日程第28、議案第26号 泉奥原飲雑用水施設の指定管理者の指定について、日程第29、議案第27号 川横婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について、日程第30、議案第28号 大鍋多目的集会施設の指定管理者の指定について、日程第31、議案第29号 下佐ヶ野コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について、日程第32、議案第30号 筏場婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について、日程第33、

議案第31号 基幹集落センターの指定管理者の指定について、以上18件は指定管理者の指定についてでありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第31号までの18議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第14号 笹原コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について、議案第15号 田中多目的集会施設の指定管理者の指定について、議案第16号 沢田ねはん堂売店の指定管理者の指定について、議案第17号 逆川集会施設の指定管理者の指定について、議案第18号 下峰集会施設兼集出荷所の指定管理者の指定について、議案第19号 豊泉園地観光施設の指定管理者の指定について、議案第20号 谷津コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について、議案第21号 谷津温泉立ち寄り湯の指定管理者の指定について、議案第22号 河津平安の仏像展示館の指定管理者の指定について、議案第23号 河津町見高浜多目的広場の指定管理者の指定について、議案第24号 見高多目的集会施設の指定管理者の指定について、議案第25号 泉奥原集会施設の指定管理者の指定について、議案第26号 泉奥原飲雑用水施設の指定管理者の指定について、議案第27号 川横婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について、議案第28号 大鍋多目的集会施設の指定管理者の指定について、議案第29号 下佐ヶ野コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について、議案第30号 筏場婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について、議案第31号 基幹集落センターの指定管理者の指定について、以上議案第14号から議案第31号まで、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

説明が長くなるようでしたら、着席して説明してください。

○総務課長（後藤幹樹君） ありがとうございます。

それでは、議案第14号 笹原コミュニティ防災センターの指定管理者の指定についてを説明させていただきます。

笹原コミュニティ防災センターの指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称、笹原コミュニティ防災センター、指定管理者、所在地、河津町笹原1番地、名称、笹原区区長、鈴木浩伸、指定期間、令和3年4月1日より令和8年3月31日まで。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

こちらの指定管理につきましては、指定管理者として所在地は代表者の方の所在地になっております。

続きまして、議案第15号から議案第31号までにつきましては、議案番号と公の施設の名称、指定管理者の所在地及び名称のみとさせていただきます。指定期間につきましては、全議案とも令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございますので、説明は割愛をさせて説明をさせていただきます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第15号 田中多目的集会施設、河津町田中288番地の2、田中区町内会会長、渡邊明道。

次のページをお願いいたします。

議案第16号 沢田ねはん堂売店、河津町沢田68番地、沢田区区长、鈴木清。

次のページをお願いいたします。

議案第17号 逆川集会施設、河津町逆川152番地の2、逆川区区长、彦山和利。

次のページをお願いいたします。

議案第18号 下峰集会施設兼集出荷所、河津町峰466番地の10、下峰区区长、稲葉四郎。

次のページをお願いいたします。

議案第19号 豊泉園地観光施設、河津町峰463番地の1、峰温泉観光協会会長、長田雅彦。

次のページをお願いいたします。

議案第20号 谷津コミュニティ防災センター、河津町谷津28番地、谷津区区长、白井正勉。

次のページをお願いいたします。

議案第21号 谷津温泉立ち寄り湯、河津町谷津28番地、谷津区区长、白井正勉。

次のページをお願いいたします。

議案第22号 河津平安の仏像展示館、河津町谷津28番地、谷津区区长、白井正勉。

次のページをお願いいたします。

議案第23号 河津町見高浜多目的広場、河津町見高591番地、見高浜区区长、嶋崎秀利。

次のページをお願いいたします。

議案第24号 見高多目的集会施設、河津町見高1738番地、見高入谷区区长、遠藤和弥。

次のページをお願いいたします。

議案第25号 泉奥原集会施設、河津町梨本753番地の3、泉奥原区区长、稲葉俊夫。

次のページをお願いいたします。

議案第26号 泉奥原飲雑用水施設、河津町梨本753番地の3、泉奥原簡易水道組合組合長、稲葉俊夫。

次のページをお願いいたします。

議案第27号 川横婦人・若者等活動促進施設、河津町梨本26番地、川横区区长、相馬和男。

次のページをお願いいたします。

議案第28号 大鍋多目的集会施設、河津町梨本151番地の1、大鍋区区长、板垣正春。

次のページをお願いいたします。

議案第29号 下佐ヶ野コミュニティ防災センター、河津町下佐ヶ野61番地の16、下佐ヶ野区区长、山城修。

次のページをお願いします。

議案第30号 筏場婦人・若者等活動促進施設、河津町川津筏場908番地、筏場区区长、相馬克光。

次のページをお願いします。

議案第31号 基幹集落センター、河津町田中212番地の2、上河津財産区管理者、河津町長、岸重宏。

議案の説明は以上でございます。

各施設につきましては、指定管理の期間満了を迎えるに当たりまして、以降の指定手続に関しまして、河津町指定管理者選定委員会を開催し、協議の結果、指定管理を担う意思が確認されたため、公募によらないで、指定管理者として指定管理をお願いするものでございます。

今回の指定管理者の指定に関しましては、町の条例で規定しております指定管理者選定委員会を、令和2年11月9日及び令和3年2月8日の2回開催し、事業実績等を審査した結果、決定したもので、指定に関し、上程をさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより一括質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、以上18議案について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第34、議案第32号 東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第32号 東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託の廃止について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和3年3月31日をもって、東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託を廃止したいので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） それでは、提案理由と本件に至ります経過を含めて説明をさせていただきます。

まず、平成28年第1回町議会定例会で議決をいただいております本事務委託につきまして、令和元年度で当該事業が終了したことによりまして、廃止を提案するというものでございます。

東河環境センターのごみ処理施設の大規模改修につきましては、平成28年から行われたということでございます。河津町で本件につきましては、事務を受託していましたが、令和元年度に事業が終了したことによりまして、本事務の委託の廃止をということで今回の内容になっております。

定例会資料の32ページ、33ページに、当時の規約につきまして掲載をさせていただいておりますが、参考にしていただきたいと思います。

廃止につきましては、令和3年2月16日の東河環境センター議会にて議決をいただきまして、こちらの河津町で本日、議決をいただければ、東伊豆町と協議をしまして、この協議を基に県知事に届出をしまして、初めてこの事務委託の廃止という手続になるわけでございます。今回の規約の廃止について、今回お願いをするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第32号 東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第35、議案第33号 東河環境センターと河津町の間をし尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第33号 東河環境センターと河津町の間をし尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和3年4月1日から、別紙の規約により、東河環境センターし尿処理施設の大規模改修に関する事務の一部を東河環境センターから受託することについて同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3年9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第33号 東河環境センターと河津町の間をし尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託についてを、説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

令和3年度から令和5年度にかけまして3か年の予定で、約9億円の事業によりまして、

東河環境センターし尿処理施設基幹的設備改良事業を実施するに当たりまして、河津町、東伊豆町、両町につきまして、事務を東河環境センターからお願いしたいという内容で、このことに伴い事務の委託を受けるものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

規約第 号。

東河環境センターと河津町の間とし尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託に関する規約でございます。

第1条には、委託事務の範囲ということで掲載をさせていただいております。1号から9号までの内容となります。

第2条では、管理及び執行の方法について。第3条では、経費の負担。第4条では、予算の計上。第5条では、決算の場合の措置。

次のページをお願いいたします。

第6条では、連絡会議。第7条では、補足ということになっております。

東河環境センターし尿処理施設大規模改修に関しまして、先ほど申し上げました項目について、事務を受託するものでございます。受託をしましても、河津町におきましては、技術系職員が手薄というような状況の中で、県の技術職員を河津町に派遣をいただきまして、その職員に、この東河環境センターの事務をやっていただくという内容でございます。

この規約につきましては、さきの令和3年2月16日の東河環境センター議会においても議決をいただいております。こちらの河津町で議決をいただければ、東伊豆町と協議をいたしまして、協議書を県知事に届け出て、初めてこの委託事務が認められることとなります。

今回、この規約についてご承認をいただくというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第33号 東河環境センターと河津町間のし尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

14時50分まで休憩とします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第36、議案第34号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第34号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,349万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,402万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月9日提出。河津町長 岸重宏。

以下、詳細の説明については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

説明が長くなるようでしたら、着席をして説明してください。

○総務課長（後藤幹樹君） ありがとうございます。

それでは、議案第34号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第12号）についてをご説明させていただきます。

提案理由でございます。

提案の主な理由といたしましては、会計年度末におきます事務事業の精算確定及び確定見込み、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、前倒しして予算を確保しまして、円滑に執行するため、繰越して執行すること、このほか事業効果を上げるため、繰越明許費補正などの補正予算案となっているものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

単位は千円でございます。款、項、補正額の順に説明をさせていただきます。

1款町税1,403万1,000円 1項町民税△200万円 2項固定資産税1,153万1,000円 4項町たばこ税450万円。

7款地方消費税交付金△320万5,000円 1項地方消費税交付金、同額でございます。

12款分担金及び負担金△23万8,000円 1項負担金、同額でございます。

13款使用料及び手数料280万円 1項使用料、同額でございます。

14款国庫支出金1,712万7,000円 1項国庫負担金△131万9,000円 2項国庫補助金1,844万

6,000円。

15款県支出金△1,141万9,000円 1項県負担金△141万8,000円 2項県補助金△1,000万1,000円。

17款寄附金△1,244万5,000円 1項寄附金、同額でございます。

18款繰入金△5,169万9,000円 2項基金繰入金、同額でございます。

20款諸収入55万円 5項雑入、同額でございます。

21款町債1,100万円 1項町債、同額でございます。

歳入合計△3,349万8,000円でございます。

次の2ページをお願いいたします。

同様に、歳出でございます。

1款議会費△30万8,000円 1項議会費、同額でございます。

2款総務費△1,295万7,000円 1項総務管理費△1,302万2,000円 3項戸籍住民基本台帳費 6万5,000円。

3款民生費△470万1,000円 1項社会福祉費△442万1,000円 2項児童福祉費△28万円。

4款衛生費1,852万円 1項保健衛生費1,902万4,000円 2項清掃費△50万4,000円。

5款農林水産業費△1,207万1,000円 1項農業費△928万円、2項林業費299万1,000円、3項水産業費20万円。

6款商工費△553万1,000円 1項商工費、同額でございます。

7款土木費△107万7,000円 1項土木管理費89万3,000円、2項道路橋梁費△197万円。

8款消防費△1,632万8,000円 1項消防費、同額でございます。

9款教育費95万5,000円 1項教育総務費40万5,000円 2項小学校費42万2,000円 4項幼稚園費 8万3,000円。

次の3ページお願いいたします。

5項社会教育費 4万5,000円。

歳出合計△3,349万8,000円でございます。

次の4ページ、お願いいたします。

着座して説明させていただきます。

第2表 繰越明許費の補正でございます。追加でございます。

単位は千円でございます。

款、項、事業名、金額の順で説明をさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費、鉄道施設総合安全対策事業83万円、コミュニティセンター耐震対策事業8,117万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム改修事業638万円。

4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルス感染症対策保健衛生事業34万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,714万4,000円。

7款土木費2項道路橋梁費、峰橋撤去に伴う予備検討調査事業530万円。

8款消防費1項消防費、防災公園整備事業1億4,328万9,000円でございます。

次に、変更でございます。

同様に説明をさせていただきます。

3款民生費2項児童福祉費、事業名でございます。(仮称)河津町子育て支援施設建設事業でございます。補正前ですが、2,200万円、補正後につきましては金額の増額となりますが、4,800万円ということになります。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。変更でございます。

単位は千円です。

指定金融機関業務手数料でございます。

金額の変更のみでございます。変更前660万円、変更後616万円でございます。確定によるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございます。追加です。

単位は千円です。

起債の目的、減収補填債、限度額1,100万円。

起債の方法、証書借入。

利率、5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とします。

償還の方法。借入先の融通条件による。ただし財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。

次に、7ページ、8ページの歳入歳出予算補正事項別明細書、1総括、歳入と歳出につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。

同様に、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で朗読説明をさせていただきます。

1 款町税 1 項町民税 2 目法人△200万円 1 節現年課税分△200万円、現年法人税割課税分の確定見込みにより減額となります。

次に、2 項固定資産税 1 目固定資産税1,153万1,000円 1 節現年課税分1,253万1,000円、現年課税分としまして、確定によるものでございます。

次に、2 節滞納繰越分△100万円、滞納繰越分として確定見込みが出たためによりますものでございます。

次に、4 項町たばこ税 1 目町たばこ税450万円 1 節現年課税分450万円、現年課税分として確定したことによるものでございます。

7 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金 1 目地方消費税交付金△320万5,000円 1 節地方消費税交付金△320万5,000円、地方消費税交付金一般財源分としまして△1,937万2,000円、地方消費税交付金社会保障財源分として1,616万7,000円と、両者とも交付の確定によるものでございます。

次に、12 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目民生費負担金△23万8,000円 2 節老人福祉費負担金△23万8,000円、老人ホーム入所者徴収金が確定したことによります減額でございます。

13 款使用料及び手数料 1 項使用料 3 目商工使用料280万円 2 節施設使用料280万円、河津バガテル公園使用料でございます。秋バラのシーズンに入園者数が増加したことによります増額でございます。

次の10ページをお願いいたします。

続きまして、14 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金△131万9,000円 1 節児童福祉費負担金380万4,000円、子どものための教育・保育給付交付金でございます。確定によるものでございます。5 節児童手当負担金△512万3,000円、児童手当負担金国庫分の確定によるものでございます。

次に、2 項国庫補助金 1 目民生費国庫補助金22万円 1 節社会福祉費補助金22万円、地域生活支援事業費補助金の確定によるものでございます。

次に、2 目衛生費国庫補助金2,398万5,000円 1 節衛生費国庫補助金2,398万5,000円、循環型社会形成推進交付金としまして、確定により△27万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金として2,426万1,000円でございます。

5目総務費国庫補助金△467万9,000円 2節特別定額給付金給付事業費等補助金△467万9,000円、特別定額給付金給付事業費の補助金の確定による△80万円、同じく事務費の補助金として、確定によります△387万9,000円でございます。

次に、6目農林水産費国庫補助金△108万円 1節農業費国庫補助金△108万円、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金の確定によります減額でございます。

合計で1,844万6,000円でございます。

次に、15款県支出金 1項県負担金 1目民生費県負担金△141万8,000円 2節重度心身障害者医療費負担金△100万円、重度心身障害者医療費負担金の確定によるものでございます。3節児童福祉費負担金66万3,000円、子ども・子育て支援給付費負担金でございます。9節児童手当負担金△108万1,000円、児童手当負担金確定によります減額でございます。

次の11ページをお願いいたします。

次に、2項県補助金でございます。

1目総務費県補助金です。△53万2,000円 1節総務管理費補助金△53万2,000円、自主運行バス補助金の車両購入の確定によります減額となっております。

2目民生費県補助金66万4,000円 2節児童福祉費補助金66万4,000円、多様な保育推進事業費補助金26万4,000円、児童福祉施設等感染症防止対策事業費補助金40万円、確定によりますものでございます。

3目衛生費県補助金△26万9,000円 2節衛生費補助金△26万9,000円、生活排水改善対策推進事業費補助金の確定によります減額となっております。

4目農林水産業費県補助金△986万4,000円 1節農業費補助金△986万4,000円、地籍調査事業補助金の確定によります減額でございます。

補正額合計で△1,000万1,000円となっております。

次に、17款寄附金 1項寄附金 1目一般寄附金△1,254万5,000円 1節一般寄附金△1,254万4,000円、一般寄附金としまして245万5,000円、4者の方の寄附を頂いております。ふるさと納税寄附金としまして、見込みがついたことによります減額でございます。△1,500万円でございます。

次に、3目教育費寄附金10万円 2節学校教育費寄附金10万円、学校教育振興寄附金でございます。1件の寄附があったことによりますものでございます。

補正額合計で△1,244万5,000円でございます。

18款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金△5,169万9,000円 1節基金繰入金△5,169万

9,000円、財政調整基金繰入金△4,416万8,000円、公共施設整備基金繰入金で△1,400万円、経済変動対策貸付資金利子補給基金繰入金646万9,000円でございます。

次に、20款諸収入5項雑入1目雑入55万円2節雑入55万円、町のホームページバナー広告料としまして17万円の増、公益財団法人静岡県市町村振興協会助成金の補助金として11万円、河津桜カップ切枝販売収入の確定見込みによります△48万円、河津桜切枝試験出荷収入の確定によります△25万円でございます。

次の12ページをお願いいたします。

河津バガテル公園不用品払下収入の確定によります100万円でございます。

補正額合計で55万円となっております。

次に、21款町債1項町債7目総務債1,100万円2節減収補填債1,100万円、減収補填債の計上でございます。

続きまして、13ページ、3、歳出でございます。

歳入と同様の説明をさせていただきます。

1款議会費1項議会費1目議会費△30万8,000円17節備品購入費△30万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策可動式会議システム機器購入の確定によります減額でございます。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費△88万円4節△88万円、共済組合負担金確定によります減額でございます。

2目秘書費△70万円8節旅費△70万円、普通旅費確定によります減額でございます。

3目広報費、補正額についてはゼロでございます。財源更正をしたということで17万円が一般財源でございましたが、その他の財源ということに、ホームページバナー広告による収入を充てたことによります財源更正でございます。

4目財産管理費22万7,000円10節需用費22万7,000円、施設修繕料でございます。旧朝日幼稚園の落書きの消去に伴います修繕費の費用でございます。

5目電算費△215万5,000円13節△66万円、総合行政情報システムソフト使用料確定によります減額でございます。17節備品購入費△149万5,000円新型コロナウイルス感染症対策インターネット接続機器の購入確定によります減額でございます。

6目交通安全対策費2万7,000円18節負担金、補助及び交付金2万7,000円、交通安全指導員負担金確定によります増額でございます。

7目企画費△637万1,000円1節報酬△132万6,000円、会計年度任用職員につきまして、特別給付金の事務を行ってございましたが、確定によります減額でございます。3節△153万

4,000円、時間外勤務手当△131万8,000円、管理職員特別勤務手当△21万6,000円、これも給付金確定によるものの減額でございます。4節共済費△25万3,000円、社会保険料△23万3,000円、労災保険料△6,000円、いずれも同様の理由でございます。

次のページをお願いいたします。

雇用保険料△1万4,000円、同様の理由でございます。8節旅費△10万5,000円、費用弁償でございます。これも同様でございます。10節需用費△46万6,000円、消耗品費△40万1,000円、印刷製本費△6万5,000円。11節役務費△14万2,000円、通信運搬費△10万6,000円、新聞折込手数料△3万6,000円。12節委託料△2万3,000円、電算システム導入処理委託料△2万3,000円。13節使用料及び賃借料△2万2,000円、複写機賃借料△2万2,000円。18節負担金、補助及び交付金△250万円、産業経済活性化連絡協議会事業費補助金の確定によります減額でございます。地域資源活用事業補助金の確定による減額でございます△90万円。特別定額給付金確定によります△80万円、減額でございます。

次に、8目地域づくり推進費△520万円です。7節△100万円、ふるさと納税寄附謝礼でございます。確定見込みによります減額でございます。8節旅費△40万円、費用弁償でございます。地域おこし協力隊の活動の確定見込みによります減額でございます。10節需用費△35万円、事業消耗品費△35万円、同様の理由でございます。11節役務費△145万円、ふるさと納税取扱手数料確定見込みによります減額100万円です。広告料見込みによります△45万円となっております。12節委託料△85万円、ふるさと納税代行業務委託料としてでございます。15節原材料費△80万円、公民館修繕原材料について不用となったことによる減額でございます。

次の15ページをお願いいたします。

18節負担金、補助金及び交付金としまして△35万円、会議等出席者負担金の確定によります減額でございます。

次に、16目諸費でございます250万円、18節負担金、補助及び交付金250万円、自主運行バス等補助金250万円です。自主運行バス乗車人数減によります補助金の増額となっております。

17目町営バス運行費△47万円、17節備品購入費△47万円、自動車購入確定によります△47万円でございます。

補正額合計で△1,302万2,000円でございます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費6万5,000円4節共済費6万5,000

円、共済組合負担金確定によるものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費14万6,000円 4 節共済費14万6,000円、共済組合負担金確定によるものでございます。

2 目老人福祉費△553万円 4 節共済費 6 万8,000円、共済組合負担金の確定によるものでございます。7 節報償費△ 6 万9,000円、新型コロナウイルス感染症関連敬老祝金の事業確定による減額でございます。11 節役務費△18万1,000円、同新型コロナウイルス感染症関連の敬老祝金の郵送料確定による減額でございます。12 節委託料△71万5,000円、高齢者保健福祉計画等策定委託料確定によります減額でございます。

次の16ページをお願いいたします。

19 節扶助費△463万3,000円、老人保護措置費の確定による減額でございます。

3 目障害者福祉費△156万円12 節委託料44万円、障害者自立支援給付費等システム改修委託料でございます。44万円でございます。うち2分の1が国費で補助されます。19 節扶助費△200万円、重度心身障害者医療扶助費でございます。実績による減ということでございます。△200万円ということで、2分の1が県費で賄われております。

5 目国民健康保険費259万6,000円27 節繰出金259万6,000円、国民健康保険特別会計繰出金確定によります増額でございます。

6 目介護保険費△ 7 万3,000円27 節繰出金△ 7 万3,000円、介護保険特別会計繰出金確定によります減額でございます。

補正額合計で△442万1,000円でございます。

次に、2 項児童福祉費 1 目児童福祉費△28万円12 節委託料610万円、保育所委託料220万円、被保育者の増によります増額でございます。地域型保育委託料50万円、施設型保育委託料340万円となっております。17 節備品購入費△ 7 万4,000円、新型コロナウイルス感染症対策の備品購入確定による減額でございます。18 節負担金、補助及び交付金97万9,000円、保育対策強化事業費補助金の57万9,000円、入所者の増に伴います増額となっております。保育対策総合支援事業費補助金40万円となっております。19 節扶助費△728万5,000円、児童手当給付費支払い確定によります減額でございます。

次の17ページをお願いいたします。

1 目保健衛生総務費△144万9,000円 2 節給料△70万円、一般職給の産休によります確定によります減額でございます。10 節需用費△ 9 万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策医療資材として、確定による減額で△ 3 万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業の関

連消耗品の確定によります△6万4,000円でございます。11節役務費△66万円、施設消毒手数料確定によります減額でございます。17節備品購入費△10万4,000円、新型コロナウイルスPCR検査所用の備品購入確定によります減額でございます。18節負担金、補助及び交付金11万1,000円、第二次・小児救急医療運営費負担金確定による増額となっております。

2目予防費2,171万7,000円1節報酬958万9,000円、会計年度任用職員のコロナワクチン接種対応によりますものでございます。958万9,000円でございます。職員手当等420万円、時間外勤務手当でございます。これらも同様でございます。4節共済費129万5,000円、社会保険料122万3,000円、雇用保険料7万2,000円、会計年度任用職員に係るものでございます。

8節旅費42万1,000円、費用弁償42万1,000円、これも同様でございます。10節需用費50万3,000円、事業消耗品21万円、燃料費24万円、印刷製本費△1万7,000円、光熱水費7万円、これにつきましては、ディープフリーザーの電気代として計上しているものでございます。11節役務費16万円、通信運搬費として7万円、国保連合会支払手数料として確定によります9万円でございます。12節委託料342万5,000円、予診票作成委託料、これはウイルスワクチン接種に伴います委託に関わるものでございます。242万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。18ページでございます。

健康管理システム改修委託料としまして100万円でございます。

次に、13節使用料及び賃借料279万3,000円、予約受付システム使用料としまして165万円、自動車リース料として114万3,000円でございます。18節負担金、補助及び交付金73万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策人間ドック受診費用補助金として、事業確定によります減額として△126万2,000円、医療機関予防接種協力補助金として200万円でございます。19節扶助費△140万7,000円、新型コロナウイルス感染症対策こどもインフルエンザ予防接種扶助費でございます。事業確定によります減額となっております。

次に、4目環境衛生費△124万4,000円18節負担金、補助及び交付金△124万4,000円、浄化槽設置整備補助金として、確定によります減額でございます。

補正額合計で1,902万4,000円でございます。

次に、2項清掃費1目清掃総務費△50万4,000円18節負担金、補助及び交付金△50万4,000円、資源ごみ集団回収事業補助金確定によります減額でございます。

次に、5款農林水産業費1項農業費2目農業総務費2万8,000円4節共済費2万8,000円、共済組合負担金確定によるものでございます。

3目農業振興費△930万8,000円12節委託料△822万8,000円、測量業務委託料の確定により

ます減額でございます。地籍調査事業の確定によるもので減額となっております。18節負担金、補助及び交付金△108万円、町有害鳥獣対策協議会負担金△108万円ということで確定によるものでございます。

次の19ページをお願いいたします。

補正額合計で△928万円でございます。

次に、2項林業費1目林業振興費△299万1,000円12節委託料△59万1,000円、松くい虫防除委託料で確定によります△59万1,000円でございます。18節負担金、補助及び交付金△240万円、林業関係事業補助金確定による減額となっております。

次に、3項水産業費2目漁港管理費20万円12節委託料20万円、測量設計等業務委託料20万円でございます。見高地区の海岸護岸のかさ上げ事業の促進のために増額して執行するものでございます。

6款商工費1項商工費1目商工総務費6万9,000円4節共済費6万9,000円、共済組合負担金確定によるものでございます。

2目商工振興費補正額についてはゼロ円でございます。財源更正となっております。経済変動対策の利子補給金事業に伴いまして、確定したことによります財源更正でございます。当初、財調であったものをコロナ対策の地方創生臨時交付金と当該基金よりの繰入れによります財源更正でございます。

3目観光費△157万3,000円12節委託料△157万3,000円、海水浴場管理運営委託料の確定によるものでございます。夏季シーズンの海水浴場開設に伴う今井浜海岸、河津浜海岸の事業確定によるものでございます。

5目花卉園管理運営費△49万5,000円10節需用費△49万5,000円、施設修繕料でございます。カーネーション園の圃場の修繕に関わる事業が確定したことによる減額となっております。

次の20ページをお願いいたします。

6目河津バガテル公園管理費△353万2,000円です。10節需用費△150万円、燃料費△20万円、光熱水費△130万円、確定による減額でございます。11節役務費△30万円、広告料の減額となっております。確定見込みによる減額でございます。12節委託料△112万9,000円、集客イベント委託料△60万円、シャトルバス運行委託料△52万9,000円、事業確定によります減額でございます。17節備品購入費△60万3,000円、新型コロナウイルス感染症対策施設備品としまして、レストラン棟の空調機器購入によります事業確定による減額でございます。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費89万3,000円18節負担金、補助及び交付金89万

3,000円、県単独砂防事業負担金（急傾斜地崩壊対策事業）でございます。谷津地区で行われます事業に対しましての測量等が行われましたが、その負担金として10%の計上でございます。

次に、2項道路橋梁費2目道路新設改良費△197万円18節負担金、補助及び交付金△197万円、県道改良工事負担金の確定によります減額となっております。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費△132万8,000円1節報酬△132万8,000円、出動報酬の確定見込みによります減額でございます。

次の21ページをお願いいたします。

4目防災費△1,500万円16節公有財産購入費△1,400万円、防災公園整備事業土地購入費確定見込みによります減額でございます。18節負担金、補助及び交付金△100万円、避難路等整備原材料支給補助金として、不用によります減額でございます。

補正額合計△1,632万8,000円でございます。

次に、9款教育費1項教育総務費2目事務局費19万円1,000円4節共済費9万1,000円、共済組合負担金確定によるものでございます。24節積立金10万円、教育振興基金積立金、寄附によります積立てでございます。

3目学校教育振興費△44万5,000円1節報酬7万5,000円、会計年度任用職員の確定によります増額でございます。4節共済費1,000円、雇用保険料確定による増額でございます。12節委託料△24万6,000円、情報通信ネットワーク環境施設整備構築委託料確定によります減額でございます。17節備品購入費△27万5,000円、生徒児童用パソコン購入確定によります減額でございます。

4目学校管理費65万9,000円1節報酬105万3,000円、会計年度任用職員3名分でございますが、人件費の確定によります増額でございます。4節共済費24万円3,000円、社会保険料でございます。本件につきましての関わる分の増額となります。12節委託料△63万7,000円、小中学校空調設備設置工事設計業務委託料確定によります減額△60万5,000円、新型コロナウイルス感染症対策小中学校空調設備設置監理委託料△3万2,000円でございます。

補正額合計で40万5,000円です。

次の22ページをお願いいたします。

2項小学校費1目東小学校管理費2万円4節共済費2万円、社会保険料確定によるものでございます。

3目西小学校管理費4万6,000円4節共済費4万6,000円、社会保険料確定によるものでござ

ざいます。

5 目南小学校管理費 35 万 6,000 円 1 節報酬 35 万 6,000 円、会計年度任用職員の単価修正により増額となっております。

補正額合計で 42 万 2,000 円となっております。

4 項幼稚園費 1 目幼稚園費 8 万 3,000 円 4 節共済費 8 万 3,000 円、共済組合負担金確定によるものでございます。

5 項社会教育費 1 目社会教育総務費 4 万 5,000 円 4 節共済費 4 万 5,000 円、共済組合負担金確定によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

4 番、遠藤議員。

○4 番（遠藤嘉規君） 収入の 12 ページで、バガテル公園不用品払下収入というところがあるんですけども、こちらに関しては、せんだってバガテルでやったオークションであったりとか、いろいろ人がいっぱい集まってやっていたイベントがあったかと思うんですけども、これ、そのときのものなんでしょうか。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 12 月末に行いましたもので、そのとおりでございます。

○議長（上村和正君） 4 番、遠藤議員。

○4 番（遠藤嘉規君） 町の財産だったり備品だったりというのは、なかなか今回のような形で広く町民に売り払ったりとかということはあまり聞いたことがないんですけども、大体使わなくなったものというのを倉庫に死蔵させて、駄目にしてしまったり、廃棄物で出してしまうとかというパターンがどうしても多くなりがちなのかなというふうに感じる中で、この取組はものすごい、何ていうんでしょうね、前向きにそういう取組をイベント化してというのは、すごい評価されていい取組なのかなというふうに思うんですけども、今後こういった取組はやっぱり必要だと思うので、今回のこれを何かいい経験に、また今後ともそういったことがあったときには、前向きに取り組んでいただけたらありがたいなというふうに感じます。

以上です。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

7番、仲議員。

○7番（仲 里司君） ちょっと教えてほしいんですけども、16ページの民生費の中に老人保護措置費とありますけれども、この説明をお願いしたいんですけども。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） こちらは、養護老人ホームに入っている方の費用を支払うものでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

○7番（仲 里司君） 了解。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第34号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第12号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第37、議案第35号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第35号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ202万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,623万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出。河津町長 岸重宏。

以下、詳細の説明については担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第35号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症によります保険税減免申請に伴う保険税の減及び国からのその分の補填財源の補正、一般会計からの法定繰入金の決定見込みによります歳入の補正、総合行政システムカスタマイズシステム改修費用の補正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款国民健康保険税△394万8,000円、1 項国民健康保険税、同額でございます。

4 款国庫支出金230万6,000円、1 項国庫補助金、同額でございます。

5 款県支出金205万4,000円、1 項県負担金・補助金、同額でございます。

7 款繰入金△243万円5,000円、1 項他会計繰入金259万6,000円、2 項基金繰入金△503万円1,000円。

歳入合計△202万3,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 7 万 7,000 円、1 項総務管理費、同額でございます。

2 款保険給付費△210万円、4 項出産育児諸費、同額でございます。

歳出合計△202万3,000円でございます。

恐れ入ります。3 ページ、4 ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税△394万8,000円
1 節医療給付費分現年課税分△263万6,000円、特別徴収保険税△28万9,000円、普通徴収保険税△234万7,000円、2 節後期高齢者支援金現年課税分△91万4,000円、特別徴収保険税△10万1,000円、普通徴収保険税△81万3,000円、3 節介護納付金現年課税分△39万8,000円、普通徴収保険税でございます。こちらにつきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症に伴います減免申請があった減免措置分でございます。

続きまして、4 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目災害臨時特例補助金230万6,000円 1 節災害臨時特例補助金230万6,000円、災害臨時特例補助金でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金・補助金 1 目保険給付費等交付金205万4,000円 2 節特別交付金205万4,000円、特別調整交付金でございます。こちら 2 件分につきましては、先ほどの保険税の減免分につきましては、国及び県からの補填分の補助金になります。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金259万6,000円 1 節国保基盤安定繰入金△217万9,000円保険基盤安定繰入金でございます。こちら確定見込みによります減額でございます。3 節出産育児一時金繰入金△140万円、出産育児一時金繰入金の減額でございます。こちら支出見込みによります減額でございます。4 節財政安定化支援事業繰入金617万5,000円、財政安定化支援事業繰入金でございます。これは確定額見込みによります増額でございます。

次のページをお願いします。

2項基金繰入金 1目国民健康保険事業基金繰入金△503万1,000円 1節国民健康保険事業基金繰入金△503万1,000円、国民健康保険事業基金繰入金でございます。本補正の財源調整分でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費 7万7,000円 12節委託料 7万7,000円、総合行政システムカスタマイズ委託料でございます。国保データシステムの改修業務の費用でございます。

2款保険給付費 4項出産育児諸費 1目出産育児一時金△210万円 18節負担金、補助及び交付金△210万円、出産育児一時金でございます。こちらは支出見込みによります減額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第35号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第38、議案第36号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第36号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度河津町介護健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,120万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出。河津町長 岸重宏。

以下、詳細の説明については担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第36号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由ですが、各サービス事業費の支出見込みによります増減の補正並びにその財源の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

3款国庫支出金11万4,000円 1項国庫負担金△10万円 2項国庫補助金21万4,000円。

4款支払基金交付金△15万8,000円 1項支払基金交付金、同額でございます。

5 款県支出金 2 万7,000円 1 項県負担金10万円、2 項県補助金△ 7 万3,000円。

6 款繰入金△ 7 万3,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計△ 9 万円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款保険給付費ゼロ円 1 項介護サービス等諸費100万円、2 項介護予防サービス等諸費△ 100万円。

4 款地域支援事業費△ 58 万3,000円 1 項介護予防・生活支援サービス事業費△ 200 万円、2 項一般介護予防事業費141 万7,000円。

6 款基金積立金49 万3,000円 1 項基金積立金、同額でございます。

歳出合計△ 9 万円でございます。

3 ページ、4 ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金△ 10 万円 1 節現年度分△ 10 万円、介護給付費負担金でございます。こちら、介護施設サービス分につきましては15%相当額、その他サービス分につきましては20%相当額でございます。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金36 万円 1 節現年度分36 万円、特別調整交付金でございます。こちら、新型コロナウイルス感染症によります保険料の減免分の補填分ということで、前回の定例会のときに災害交付金分は上程してございましたけれども、特別調整交付金につきましては確定額が来ましたので、今回補正をさせていただきます。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）△ 14 万6,000円 1 節現年度分△ 14 万6,000円、地域支援事業交付金でございます。介護予防サービス分の25%相当額でございます。

計21 万4,000円。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 2 目地域支援事業交付金△ 15 万8,000円 1 節現年度分△ 15 万8,000円、地域支援事業交付金でございます。介護予防サービス費の27%相当額

でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金10万円 1 節現年度分10万円、介護給付費負担金、介護施設サービス分の12.5%相当額でございます。

2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）△7万3,000円 1 節現年度分△7万3,000円、地域支援事業交付金でございます。介護予防サービス分の12.5%相当額でございます。

次のページをお願いします。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）△7万3,000円 1 節現年度分△7万3,000円、地域支援事業繰入金でございます。介護予防サービス分の12.5%相当額でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費700万円18節負担金、補助及び交付金700万円、居宅介護サービス給付費でございます。

3 目地域密着型介護サービス給付費△500万円18節負担金、補助及び交付金△500万円、地域密着型介護サービス給付費でございます。

5 目施設介護サービス給付費200万円18節負担金、補助及び交付金200万円、施設介護サービス給付費でございます。

9 目居宅介護サービス計画給付費△300万円18節負担金、補助及び交付金△300万円、居宅介護サービス計画給付費でございます。

2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費△100万円18節負担金、補助及び交付金△100万円、介護予防サービス給付費でございます。こちらにつきましては、いずれも支払い見込みによります増減ということでございます。

次のページをお願いします。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1 目介護予防・生活支援サービス事業費（訪問事業）△100万円18節負担金、補助及び交付金△100万円、介護予防・生活支援サービス訪問事業でございます。

2 目介護予防・生活支援サービス事業費（通所事業）△100万円18節負担金、補助及び交付金△100万円、介護予防・生活支援サービス通所事業費でございます。

計△200万円。

2項一般介護予防事業費 1目一般介護予防事業費141万7,000円12節委託料141万7,000円、一般介護予防事業委託料△16万円、行政事務包括業務委託料157万7,000円。これらにつきましても、いずれも支出見込みによります増減ということでございます。

6款基金積立金 1項基金積立金 1目介護給付費準備基金積立金49万3,000円24節積立金49万3,000円、介護給付費準備基金積立金でございます。こちらは歳入歳出差額分の調整をこちらのほうで行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第36号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（上村和正君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

3 月 11 日（木曜日）

令和3年河津町議会第1回定例会会議録

議事日程(第3号)

令和3年3月11日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第37号 令和3年度河津町一般会計予算
議案第38号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
議案第39号 令和3年度河津町土地取得特別会計予算
議案第40号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算
議案第41号 令和3年度河津町介護保険特別会計予算
議案第42号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
議案第43号 令和3年度河津町水道事業会計予算
議案第44号 令和3年度河津町温泉事業会計予算

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 土屋晴弥君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 後藤幹樹君 |
| 企画調整課長 | 木村吉弘君 | 町民生活課長 | 土屋典子君 |
| 健康福祉課長 | 稲葉吉一君 | 産業振興課長 | 村串信二君 |
| 建設課長 | 山本博雄君 | 水道温泉課長 | 中村邦彦君 |

教育委員会
事務局 局長

川 尻 一 仁 君

会計管理者
兼 会計室 長

渡 辺 音 哉 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

飯 田 吉 光

書

記

大 川 知 寛

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長（上村和正君） 議事日程に入る前に、特に町長から発言の申出がありましたので、許可します。

町長。

○町長（岸 重宏君） 発言の許可をいただきまして、ありがとうございます。

実は、定例会の初日の渡邊弘議員の河津桜まつりの中止についての質問に対しまして、中止を決定した日を私は「2月18日」と答弁いたしましたが、「1月18日」の間違いでしたので、おわびして訂正させていただきます。

よろしく申し上げます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第37号～議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（上村和正君） 日程第1、議案第37号 令和3年度河津町一般会計予算、議案第38号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第39号 令和3年度河津町土地取得特別会計予算、議案第40号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第41号 令和3年度河津町介護保険特別会計予算、議案第42号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第43号 令和3年度河津町水道事業会計予算、議案第44号 令和3年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案につきましては同種の令和3年度予算でありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第44号までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第37号 令和3年度河津町一般会計予算、議案第38号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第39号 令和3年度河津町土地取得特別会計予算、議案第40号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第41号 令和3年度河津町介護保険特別会計予算、議案第42号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第43号 令和3年度河津町水道事業会計予算、議案第44号 令和3年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案につきましては、それぞれ担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

説明が長くなるようでしたら、着席にて説明をしてください。

○総務課長（後藤幹樹君） ありがとうございます。

それでは、令和3年度河津町一般・特別企業会計予算書の最初1枚めくっていただきたいと思っております。

令和3年度当初予算案の概要についてご説明を申し上げます。

令和3年度河津町予算総計表及び純計表をご覧いただきたいと思っております。

なお、この予算につきましては、一般会計・特別会計予算、事業会計予算の歳入歳出の予算額を一覧にしたものでございます。

なお、公営企業会計につきましては、歳出で現金支出を伴わない予算を除外して算出をし

ております。単純に各会計を足した総計額は、歳入で69億3,970万8,000円、歳出におきましては68億9,806万7,000円でございます。最下段の純計でございますが、各会計間の繰入金、繰出金の2億6,796万2,000円を総計額から差し引き、歳入66億7,174万6,000円、歳出におきましては66億3,010万5,000円となっております。

それでは、1枚めくっていただきまして、議案のほうにお願いをしたいと思います。

議案第37号 令和3年度河津町一般会計予算。

令和3年度河津町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億8,500万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

着座して説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算。

単位は千円でございます。

歳入でございます。

款、項、金額の順で朗読をさせていただきます。

1 款町税 9 億1,557万9,000円 1 項町民税 2 億8,097万4,000円、2 項固定資産税 5 億4,009万5,000円、3 項軽自動車税費2,591万2,000円、4 項町たばこ税5,607万3,000円、5 項入湯税1,252万5,000円。

2 款地方譲与税4,811万円 1 項自動車重量譲与税3,034万3,000円、2 項地方揮発油譲与税1,016万2,000円、3 項森林環境譲与税760万4,000円、4 項地方道路譲与税1,000円。

3 款利子割交付金62万円 1 項利子割交付金同額でございます。

4 款配当割交付金289万円 1 項配当割交付金同額でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金205万円 1 項株式等譲渡所得割交付金同額でございます。

6 款法人事業税交付金277万円 1 項法人事業税交付金同額でございます。

7 款地方消費税交付金 1 億6,206万円 1 項地方消費税交付金同額でございます。

8 款環境性能割交付金557万円 1 項環境性能割交付金同額でございます。

9 款地方特例交付金606万円 1 項地方特例交付金同額でございます。

10 款地方交付税14億8,334万円。

2 ページお願いいたします。

1 項地方交付税同額でございます。

11 款交通安全対策特別交付金121万円 1 項交通安全対策特別交付金同額でございます。

12 款分担金及び負担金1,372万8,000円 1 項負担金同額でございます。

13 款使用料及び手数料6,955万1,000円 1 項使用料6,572万8,000円、2 項手数料382万3,000円。

14 款国庫支出金 2 億8,090万7,000円 1 項国庫負担金 1 億8,968万3,000円、2 項国庫補助金 7,957万8,000円、3 項委託金1,164万6,000円。

15 款県支出金 2 億8,170万5,000円 1 項県負担金 1 億3,668万7,000円、2 項県補助金 1 億2,155万3,000円、3 項委託金2,346万5,000円。

16 款財産収入1,692万2,000円 1 項財産運用収入1,596万9,000円、2 項財産売払収入95万3,000円。

17 款寄附金 1 億3,510万2,000円 1 項寄附金同額でございます。

18 款繰入金 4 億7,441万4,000円 1 項特別会計繰入金 1 万9,000円、2 項基金繰入金 4 億

7,439万5,000円。

19款繰越金5,000万円 1項繰越金同額でございます。

次のページをお願いします。

20款諸収入5,781万2,000円 1項延滞金139万3,000円、2項預金利子1,000円、3項公営企業貸付金元利収入1,000円、4項受託事業収入15万8,000円、5項雑入5,625万9,000円。

21款町債 2億7,460万円 1項町債同額でございます。

歳入合計42億8,500万円でございます。

次の4ページをお願いいたします。

歳入と同様に説明をさせていただきます。

1款議会費5,833万円 1項議会費同額でございます。

2款総務費 8億7,674万9,000円 1項総務管理費 7億4,102万2,000円、2項徴税费5,748万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費5,168万1,000円、4項選挙費2,468万2,000円、5項統計調査費95万1,000円、6項監査委員費92万9,000円。

3款民生費12億5,437万9,000円 1項社会福祉費 6億5,597万9,000円、2項児童福祉費 5億9,820万円、3項災害援助費20万円。

4款衛生費 5億4,405万円 1項保健衛生費 2億9,482万4,000円、2項清掃費 2億4,922万6,000円。

5款農林水産業費 1億7,047万円 1項農業費9,654万8,000円、2項林業費4,092万3,000円、3項水産業費3,299万9,000円。

6款商工費 2億2,324万2,000円 1項商工費同額でございます。

7款土木費 2億1,917万3,000円 1項土木管理費7,723万3,000円、2項道路橋梁費 1億2,406万6,000円、3項河川費577万2,000円。

次のページをお願いいたします。

4項都市計画費1,016万4,000円、5項住宅費193万8,000円。

8款消防費 2億6,256万1,000円 1項消防費同額でございます。

9款教育費 3億1,376万4,000円 1項教育総務費8,545万2,000円、2項小学校費4,188万6,000円、3項中学校費2,866万7,000円、4項幼稚園費6,846万7,000円、5項社会教育費4,487万3,000円、6項保健体育費4,441万9,000円。

10款災害復旧費6,000円 1項農林水産施設災害復旧費3,000円、2項公共土木施設災害復旧費2,000円、3項その他公共施設・公有施設災害復旧費1,000円でございます。災害復旧費に

つきましては、科目存置となっております。

11款公債費 3 億5,227万6,000円 1 項公債費同額でございます。

12款予備費1,000万円 1 項予備費同額でございます。

歳出合計42億8,500万円でございます。

次の 6 ページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為でございます。

単位は千円でございます。

事項、期間、限度額の順で説明をさせていただきます。

ワーケーション等推進事業複合機器リース料、令和 4 年度から令和 5 年度、80万円。郵便料計器リース料、令和 4 年度から令和 8 年度、368万6,000円。東小学校自動体外式除細動器リース料、令和 4 年度から令和 8 年度、29万8,000円。西小学校自動体外式除細動器リース料、令和 4 年度から令和 8 年度、29万8,000円。南小学校自動体外式除細動器リース料、令和 4 年度から令和 8 年度、31万5,000円。河津中学校自動体外式除細動器リース料、令和 4 年度から令和 8 年度、29万8,000円。さくら幼稚園自動体外式除細動器リース料、令和 4 年度から令和 8 年度、29万8,000円でございます。

次に、7 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債でございます。

単位は千円でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明をさせていただきます。

なお、起債の方法から償還の方法については、全て同様となっております。

社会福祉施設整備事業 1 億2,500万円、証書借入、5 %以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率とします。償還の方法です。借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができるでございます。

次に、道路・橋梁施設等補修事業で2,610万円、これらも同様でございます。

漁港海岸施設整備事業430万円、これも同様でございます。

緊急防災・減災事業1,400万円、これも同様でございます。

学校教育施設等整備事業920万円、これも同様でございます。

臨時財政対策債9,600万円、これも同様でございます。

地方債起債の限度額合計でございますが、2億7,460万円となっております。

次の8ページ、9ページの歳入歳出予算事項別明細書、1総括、歳入歳出は説明を割愛させていただきます。

それでは、説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、議案第38号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

着座にて説明をさせていただきます。

議案第38号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算。

令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ419万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

1ページおめくりください。

第1表 歳入歳出予算の歳入になります。

款、項、金額の順に説明させていただきます。

単位は千円です。

1款使用料及び手数料361万7,000円 1項使用料361万6,000円、2項手数料1,000円。

2款財産収入1,000円 1項財産運用収入同額でございます。

3款繰入金30万円 1項基金繰入金同額でございます。

4款繰越金27万7,000円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計419万5,000円です。

1ページおめくりください。

歳出です。歳入と同様に説明をさせていただきます。

1款総務費419万5,000円 1項総務管理費同額でございます。

歳出合計419万5,000円です。

次ページの歳入歳出予算事項別明細書、1総括の歳入と歳出につきましては、省略をさせ

ていただきます。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） それでは、議案第39号 令和3年度河津町土地取得特別会計予算についてご説明させていただきます。

令和3年度河津町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

単位は千円でございます。

款、項、金額の順に説明をさせていただきます。

1 款財産収入120万7,000円 1 項財産運用収入同額でございます。

2 款繰入金1,000円 1 項一般会計繰入金同額でございます。

3 款繰越金32万9,000円 1 項繰越金同額でございます。

4 款諸収入1,000円 1 項預金利子同額でございます。

歳入合計153万8,000円でございます。

次の2ページをお願いいたします。

歳出でございます。同様に説明をさせていただきます。

1 款諸支出金153万8,000円 1 項土地取得費33万円、2 項繰出金120万8,000円。

歳出合計153万8,000円でございます。

次の3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書については、1 総括については説明を省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第40号について説明をさせていただきます。

議案第40号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度河津町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,985万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1 款国民健康保険税 2億208万1,000円 1 項国民健康保険税同額でございます。

2 款一部負担金2,000円 1 項一部負担金同額でございます。

3 款使用料及び手数料10万4,000円 1 項手数料同額でございます。

4 款国庫支出金1,000円 1 項国庫補助金同額でございます。

5 款県支出金 8億4,974万4,000円 1 項県負担金・補助金 8億4,974万3,000円、2 項財政安定化基金支出金1,000円。

6 款財産収入7,000円 1 項財産運用収入同額でございます。

7 款繰入金8,833万2,000円 1 項他会計繰入金6,618万4,000円、2 項基金繰入金2,214万8,000円。

8 款繰越金2,000円 1 項繰越金同額でございます。

9 款諸収入957万7,000円 1 項延滞金加算金及び過料117万7,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入839万9,000円。

歳入合計11億4,985万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費682万円 1 項総務管理費392万5,000円、2 項徴税費267万4,000円、3 項運営協議会費22万1,000円。

2 款保険給付費 8 億3,003万円 1 項療養諸費 7 億776万7,000円、2 項高額療養費 1 億1,806万1,000円、3 項移送費30万円、4 項出産育児諸費210万2,000円、5 項葬祭諸費125万円、6 項傷病手当諸費55万円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億8,653万9,000円、1 項医療費給付費分 2 億400万9,000円、2 項後期高齢者支援金等分5,987万8,000円、3 項介護納付金分2,265万2,000円。

4 款財政安定化基金拠出金1,000円 1 項財政安定化基金拠出金同額でございます。

5 款保健事業費1,683万4,000円 1 項保健事業費418万8,000円、2 項特定健康診査等事業費1,264万6,000円。

6 款基金積立金7,000円 1 項基金積立金同額でございます。

7 款公債費20万円 1 項公債費同額でございます。

8 款諸支出金911万9,000円 1 項償還金及び還付加算金同額でございます。

次のページをお願いします。

9 款予備費30万円 1 項予備費同額でございます。

歳出合計11億4,985万円。

以上で議案第40号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算の説明を終了します。

引き続きまして、議案第41号について説明をさせていただきます。

議案第41号 令和3年度河津町介護保険特別会計予算。

令和3年度河津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,493万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1款保険料2億2,183万5,000円1項介護保険料同額でございます。

2款手数料5万円1項手数料同額でございます。

3款国庫支出金2億4,624万1,000円1項国庫負担金1億7,118万5,000円、2項国庫補助金7,505万6,000円。

4款支払基金交付金2億6,892万円1項支払基金交付金同額でございます。

5款県支出金1億5,019万円1項県負担金1億4,332万3,000円、2項県補助金686万7,000円。

6款繰入金1億5,299万8,000円1項一般会計繰入金1億5,299万7,000円、2項基金繰入金1,000円。

7款諸収入369万5,000円1項延滞金加算金及び過料1万2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入368万2,000円。

8款財産収入1,000円1項財産運用収入同額でございます。

9款繰越金1,000円1項繰越金同額でございます。

10款分担金及び負担金100万円1項負担金同額でございます。

歳入合計10億4,493万1,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費1,005万3,000円 1 項総務管理費527万9,000円、 2 項徴収費59万1,000円、 3 項介護認定審査会費418万3,000円。

2 款保険給付費 9 億6,775万4,000円 1 項介護サービス等諸費 8 億8,900万5,000円、 2 項介護予防サービス等諸費1,124万2,000円、 3 項その他諸費57万7,000円、 4 項高額介護サービス等費2,741万円、 5 項高額医療合算介護サービス等費265万円、 6 項特定入所者介護サービス等費3,687万円。

3 款財政安定化基金拠出金1,000円 1 項財政安定化基金拠出金同額でございます。

4 款地域支援事業費4,865万円 1 項介護予防・生活支援サービス事業費1,534万8,000円、 2 項一般介護予防事業費1,389万9,000円、 3 項包括的支援事業・任意事業費1,935万3,000円、 4 項その他諸費 5 万円。

5 款公債費1,000円 1 項公債費同額でございます。

6 款基金積立金1,776万7,000円 1 項基金積立金同額でございます。

7 款諸支出金70万5,000円 1 項繰出金1,000円、 2 項償還金及び還付加算金70万4,000円。
歳出合計10億4,493万1,000円でございます。

引き続きまして、議案第42号について説明をさせていただきます。

議案第42号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,082万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料8,288万7,000円 1 項後期高齢者医療保険料同額でございます。

2 款使用料及び手数料 2 万4,000円 1 項手数料同額でございます。

3 款繰入金2,760万4,000円 1 項一般会計繰入金同額でございます。

4 款諸収入30万8,000円 1 項延滞金及び過料2,000円、2 項償還金及び還付加算金30万5,000円、3 項預金利子1,000円。

5 款繰越金1,000円 1 項繰越金同額でございます。

歳入合計 1 億1,082万4,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億1,050万1,000円 1 項後期高齢者医療広域連合納付金同額でございます。

2 款諸支出金32万3,000円 1 項償還金及び還付加算金30万5,000円、2 項繰出金 1 万8,000円。

歳出合計 1 億1,082万4,000円でございます。

以上で議案第42号の説明を終了します。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、議案第43号 令和3年度河津町水道事業会計予算について説明いたします。

議案第43号 令和3年度河津町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和3年度河津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数 3,574戸。

第2号 年間総給水量 133万6,000立方メートル。

第3号 1日平均給水量 3,660立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益 2 億1,184万6,000円第1項営業収益 1 億8,272万4,000円、第2項営業

外収益2,912万1,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用1億9,809万4,000円第1項営業費用1億8,698万円、第2項営業外費用1,061万2,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,170万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,840万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,330万1,000円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的収入2,181万4,000円第1項企業債1,500万円、第8項他会計補助金681万4,000円。

支出。

第1款資本的支出6,352万3,000円第1項建設改良費3,632万2,000円、第2項企業債償還金2,720万1,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、建設改良費、限度額3,000万円、起債の方法、証書借入、利率、政府資金は指定利率、その他については5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、借入先の貸付け条件に従う。ただし企業財政、その他の都合により据置期間及び償還限度額を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借り換えすることができる。なお、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費3,108万8,000円。

第2号 交際費5万円。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計が補助を受ける額は、次のとおりとする。

第1号 水道量水器設置替事業のため681万4,000円。

第2号 水道事業運営強化のため800万円。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は300万円と定める。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

続きまして、温泉事業会計のほうをお願いいたします。

議案第44号 令和3年度河津町温泉事業会計予算。

(総則)

第1条 令和3年度河津町温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給湯戸数 475戸。

第2号 年間総給湯量 57万立方メートル。

第3号 1日平均給湯量 1,562立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款温泉事業収益1億872万円第1項営業収益1億178万2,000円、第2項営業外収益693万7,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款温泉事業費1億74万9,000円第1項営業費用9,652万4,000円、第2項営業外費用372万4,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額669万円は、過年度分損益勘定留保資金599万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額69万8,000円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的収入99万円第9項温泉加入金同額でございます。

支出。

第1款資本的支出768万円第1項建設改良費同額でございます。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費1,592万7,000円。

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

令和3年3月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以上でございます。

○議長(上村和正君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。

なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また歳入歳出とも款の順にお願いします。

議案第37号 令和3年度河津町一般会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 細かいことについては、当然その特別委員会のほうで質問させてもらうんですけども、町長にちょっとお伺いしたいことがありまして、挙手をさせていただきました。

施政方針の中でもいろいろおっしゃっていましたが、町税がとにかく人口減少に伴って年々減少傾向にある。これはもうどうにも止まらない、否めない、これはしょうがないことなのかなとも思うんですけども、やはり町全体を考えていただければならない町長には、その辺も念頭に捉えて予算編成をしてほしいなと思う次第であります。

今回の総括表の予算関連を見たところ、将来のいわゆる税収増につながるような投資的な、特に町長自身が施政方針の中でもおっしゃっている基幹産業である第1次産業、ここに対する投資的経費というのがあまり見受けられなかったのが非常に残念なんですけれども、いろいろワーケーションとか、移住定住関連、こういったことに新規事業として取り組んで、そういったことが定住とか、移住とかにつながれば、当然税収のほうにつながってくるのかなと思うわけなんですけれども、コロナ禍において、観光関連それから商工関連、こういったものには持続化給付金等で支援をしてきたわけなんですけれども、1次産業の方々、特に今回、桜まつりが中止になったということもあって、特にかんきつ系なんかをやっていらっしゃる方というのは、非常にダメージが大きかったと思うんです。

そういったことも踏まえると、今後、補正等でも結構ですので、1次産業関連の従事者の方々にも、そういったちょっとした——ちょっとしたというわけでもないけど——補正でも構わないので、そういった手当を加えていく、下支えしてあげていくという考えがあるかどうかだけ聞かせてください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 第1次産業の関係のコロナの関係ですが、こう大変難しいといいますが、状況自体はこれ十分承知はしております。

ただ、これは産業団体との実は関連もありまして、農協さんですとか、いろいろな段階の補助事業もあるかと思えます。あと国の直接的な事業もあると思えます。

今後、状況によってになりますけれども、国等の助成金の活用については、それも含めて考慮したいなと思っています。

今は観光協会で行っている、ありがとうお泊まりのキャンペーンの中では、第1次産業を

中心とした返礼品として、魚介類ですとか、農産物は利用して、その辺で活用してもらっております。

それから、桜まつりの現状を見てみますと、やっぱり桜まつりに対して、中で露店等あるいはお店等で農産物が売っていたと私も承知をしております、今年はそのような売場がなかったものですから、何か所かやっているところに集中したというふうな話もありますし、確かに見てみますと、農産物の荷が多いなという感じはしております。

ただ、お客さんを見てみますと、やっぱり農産物買われる方も結構多いなという感じもいたしますけれども、ただ、どうしてもパイが小さかったものですから、そんなことで大変だったのかなと思っております。

大変第1次産業のほう、支援は難しい面もありますけれども、国のほうの制度もありますので、そういう中で、町としてどんなことができるか、また今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。

1次産業の方、実際かんきつ系なんかだと、市場のほうで去年とかに比べると、やっぱり流通価格、市場価格がちょっと半分、50%ぐらいだったかんきつ系もかなりありましたので、そうしますと、その1次産業でせつかく一生懸命作っても値段が出ないと、その生産意欲というのが迫害されてしまう可能性もありますので、今後はやっぱり町としても1次産業を重要視しているということであれば、その辺を十分考慮した上で継続的に考えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第38号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第39号 令和3年度河津町土地取得特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第40号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第41号 令和3年度河津町介護保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第42号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第43号 令和3年度河津町水道事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第44号 令和3年度河津町温泉事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第37号から議案第44号の8議案を会議規則第39条第1項の規定により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第44号までの8議案を予算審査特別委員会へ付託することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

副議長に予算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、19日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（上村和正君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまより19日午後4時30分までを休会とし、特別委員会の予算審査をお願いします。

19日は午後4時30分から議会を再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 4 日

3 月 19 日（金曜日）

令和3年河津町議会第1回定例会会議録

議事日程(第4号)

令和3年3月19日(金曜日)午後4時30分開議

- 日程第 1 議案第37号 令和3年度河津町一般会計予算
議案第38号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
議案第39号 令和3年度河津町土地取得特別会計予算
議案第40号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算
議案第41号 令和3年度河津町介護保険特別会計予算
議案第42号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
議案第43号 令和3年度河津町水道事業会計予算
議案第44号 令和3年度河津町温泉事業会計予算
- 日程第 2 議員派遣の件
- 日程第 3 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件
- 追加日程第 1 議案第45号 土地の取得について
- 追加日程第 2 議案第46号 土地の取得について
- 追加日程第 3 議案第47号 令和3年度河津町一般会計補正予算(第1号)

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	後藤幹樹君
企画調整課長	木村吉弘君	町民生活課長	土屋典子君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	村串信二君
建設課長	山本博雄君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 教務局長	川尻一仁君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長	飯田吉光	書記	大川知寛
------	------	----	------

開議 午後 4時30分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第37号～議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第1、議案第37号 令和3年度河津町一般会計予算、議案第38号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第39号 令和3年度河津町土地取得特別会計予算、議案第40号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第41号 令和3年度河津町介護保険特別会計予算、議案第42号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第43号 令和3年度河津町水道事業会計予算、議案第44号 令和3年度河津町温泉事業会計予算についてを議題とします。

本8議案につきましては、去る11日に議員全員で構成する予算審査特別委員会に付託してあります。また、これに関して委員長より審査報告書が提出されております。これより本案について、審査委員長の審査報告を求めます。

4番、遠藤議員。

〔予算審査特別委員会委員長 遠藤嘉規君登壇〕

○**予算審査特別委員会委員長（遠藤嘉規君）** それでは、委員会審査報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

令和3年3月19日。

河津町議会議長、上村和正様。

河津町議会予算審査特別委員会委員長、遠藤嘉規。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

審査件名、事件の番号、件名、審査結果の順に朗読いたします。

議案第37号 令和3年度河津町一般会計予算 原案可決

議案第38号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算 原案可決

議案第39号 令和3年度河津町土地取得特別会計予算 原案可決

議案第40号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算 原案可決

議案第41号 令和3年度河津町介護保険特別会計予算 原案可決

議案第42号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決

議案第43号 令和3年度河津町水道事業会計予算 原案可決

議案第44号 令和3年度河津町温泉事業会計予算 原案可決

意見です。

1) 国土強靱化計画策定に当たり、各課連携し町民の生命と財産を守ることを最優先に、強靱な地域づくりを推進されたい。

2) マイナンバーカードの普及は、国の政策で推進されている。町民の利便性向上と業務効率化を図るべく促進されたい。

口頭意見です。

河津バガテル公園及び踊り子温泉会館などの収支を明確にし、議会に報告されたい。

以上です。

○**議長（上村和正君）** 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（上村和正君）** 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより議案第37号 令和3年度河津町一般会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第37号 令和3年度河津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第38号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第38号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第39号 令和3年度河津町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第39号 令和3年度河津町土地取得特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第40号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第40号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第41号 令和3年度河津町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第41号 令和3年度河津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第42号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第43号 令和3年度河津町水道事業会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第43号 令和3年度河津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第44号 令和3年度河津町温泉事業会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第44号 令和3年度河津町温泉事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（上村和正君） 日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思いをします。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いをしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（上村和正君） 日程第3、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（上村和正君） 先ほど、町長から、議案第45号 土地の取得について、議案第46号 土地の取得について及び議案第47号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第1号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題にしたいと思えます。

これにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、議案第46号及び議案第47号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定しました。

暫時休憩とします。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時45分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、議事の途中であります、会議時間も切迫しております。

つきましては、本日の会議時間を会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長いたします。

◎議案第45号及び議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 追加日程第1、議案第45号 土地の取得について及び追加日程第2、議案第46号 土地の取得について、以上2件は関連がありますので一括議題としたいと思います。

これにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号及び議案第46号の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第45号 土地の取得について。

議案第46号 土地の取得について。

それぞれ、担当課長より詳細については説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） それでは、議案第45号 土地の取得についてをご説明いたします。

提案理由でございます。

峰地区に計画をしています防災公園整備事業に伴う事業用地を収用することに当たり、当該地権者と当該売買仮契約を令和3年3月2日に締結しましたので、その契約について町議会の議決を求めるものでございます。

議案のほうであります。議案第45号 土地の取得について。

令和2年度防災公園整備事業用地として下記のとおり土地を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河津町条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 地番 河津町峰字中山951番10 ほか6筆。

（別紙のとおり）

2 地目 畑、原野、雑種地。

3 地籍 8,192.00平方メートル。

4 契約の方法 売買契約。

5 取得予定価格 34,720,000円。

6 契約の相手方 静岡県賀茂郡河津町谷津246番地。

飯田元一。

令和3年3月19日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。別紙でございます。

取得する土地の一覧となっております。

表中左側の欄より、購入する土地の地番、その地目、購入面積となっております。表中の説明は、割愛をさせていただきます。

続きまして、議案第46号 土地の取得についてをご説明申し上げます。

提案理由でございます。

議案第45号と同様に、当該地権者と土地売買仮契約を令和3年3月5日に締結しましたので、その契約について議会の議決を求めるものでございます。

議案のほうで、説明をさせていただきます。

議案第46号 土地の取得について。

令和2年度防災公園整備事業用地として下記のとおり土地を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河津町条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 地番 河津町峰字中山951番13 ほか9筆。

(別紙のとおり)

2 地目 畑、田、原野。

3 地籍 5,615.55平方メートル。

4 契約の方法 売買契約。

5 取得予定価格 23,772,275円。

6 契約の相手方 静岡県賀茂郡河津町峰63番地。

正木敏弘。

令和3年3月19日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

別紙でございます。

先ほどと同様の内容でございますので、説明は、割愛をさせていただきます。

なお、当該防災公園用地につきましては、事業面積となります全体面積は3万1,331.08平方メートル。8名の地権者と各々の土地売買契約を締結し、そのうち2名の地権者1万3,807.55平方メートルが、仮契約となっているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 議会の議決に定める条件として、お伺いをいたしました。一応、平米数が5,000平米以上、また、金額として1,000万以上ということでございます。

このほかに、今、6名の方がいらっしゃるという説明を受けました。それにつきまして、3月2日に、この2名の件について仮契約がなされたということでございます。あと6名の方が、同時に仮契約がなされたのか、なされなかったのか。もし、なされないのであれば、どういう理由でなされなかったのか、そこら辺のお話をいただければいいなど。それで、もし、この6名の方たちは同意をされているというお話を伺いましたんで、一応、そこら辺の確認もよろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） まず、6名の方の契約の状況でございます。先ほど、議案でご説明申し上げました2名の方につきましては、条例に基づきまして仮契約書という内容にさせていただいて、今回の上程に至っております。残りの6名の方につきましては、通常土地売買契約書ということで、契約をしております。

なお、この8名の方、全員の条件としまして、この議会の議決が当然ではございますが、全員の方につきましては、令和元年7月29日付で提出をされております、この8名の地権者からの町へ対しての、この土地の活用についての要望等でございます。そのことに基づきまして、全員のご了解がいただけないと、町としては事業を行わないということで、今回の件を進めさせていただきまして、今回の8名の方の契約の締結に至ったということでございます。ですから、契約の体系については2つの方法になってございますが、本日の議会の議決をいただくということであれば、その結果、8名の方の契約、全員が成立するということになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 了解をいたしました。

今、測量設計等入っていると思うんですけども、後々の話になってくると思うんですが、この土地の埋立ての件とか、そういうのは、また後の話になると思うんですが、一応、国のほうからの、要はその補助の関係とか、町からの、要はどれだけの資金が必要だとか、そういうような部分で、概算的な部分というか、そういう条件というのが分かれば、少し教えていただければありがたいなど。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 全体の事業費につきましては、まだ算定をされておられません。新年度、令和3年度の、先ほど可決をいただきましたが、その中で、土木費のほうに実施設計費を今回計上させていただいております。来年度、実施設計を行うことによって、具体的な工事の方法につながる設計ができますので、それを受けまして、開発行為の手続を行っていくわけですが、並行して国土交通省のほうと、当然、実施設計の段階から役割分担、設計は町がやるんですが、実際の工事の役割分担等については、当然協議、調整をしながら行っていくということになります。そのようなことで、完成形については、既に基本設計の中で一つの形としてはお示しをさせていただいておりますが、今後の工期、工期というよりは事業の期間、あるいは全体の金額については、まだ未定であるということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 了解をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第45号 土地の取得について及び議案第46号 土地の取得についての2件を一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 追加日程第3、議案第47号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第47号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算は、次に、定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,277万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億777万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月19日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については、総務課長並びに健康福祉課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第47号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第1号）についてをご説明させていただきます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業におきまして、ワクチン接種が開始されることに伴いまして、その接種に係る経費について令和3年度予算にて補正予算を計上し、当該事業を円滑に執行するものでございます。

それでは、1ページの第1表からのご説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

単位は千円です。款、項、補正額の順で朗読、説明させていただきます。

14款国庫支出金2,277万円 1項国庫負担金同額でございます。

歳入合計2,277万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

同様に説明をさせていただきます。

4款衛生費2,277万円 1項保健衛生費同額でございます。

歳出合計2,277万円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括は割愛をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

14款国庫支出金 1項国庫負担金。

単位は千円でございます。

2目衛生費国庫負担金2,277万円 1節衛生費負担金2,277万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金でございます。これは今回の補正の財源となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

歳入と同様に説明させていただきます。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目予防費2,277万円 7節報償費1,768万8,000円、医師謝礼804万円、集団接種に伴います医師2名体制の67日分の費用となっております。

次に、看護師等謝礼964万8,000円、これも医師と同様でございます。

10節需用費52万8,000円、事業消耗品52万8,000円、これはワクチン接種に係る事業消耗品でございます。

12節委託料455万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種委託料でございます。個別接種に伴います委託料ということでございます。

私のほうからは、説明は以上でございますが、健康福祉課長のほうから。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、私のほうから、今現時点での新型コロナウイルスワクチン接種についてご説明をさせていただきます。

議案第47号の関係資料ということで、別冊に、お配りしている資料をご覧いただきたいと

思います。

令和3年3月15日現在ということで、まず、高齢者等の新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

高齢者等対象者につきましては、以前お示ししましたとおり、一応65歳以上、3,100人を予定をしております。

想定接種回数につきましては4,340回でございます。

想定接種方法でございます。まず、集団接種でございますが、役場保健福祉センターふれあいホールにて行う予定です。賀茂医師会の医師及び伊豆今井浜病院の医師による集団接種を、予定をしております。接種予定日数は週3日間程度ということで、1日の接種可能人員が120人、4月中旬頃、クーポンを配付いたしまして、70歳以上につきましては5月10日から、65歳以上につきましては5月17日からの接種開始を、予定をしております。

続きまして、施設接種になりますけれども、うちの町につきましては、高齢者施設が2か所ございます。サンシニア河津につきましては、主治医であります伊豆今井浜病院の医師によって接種予定でございます。おもと苑につきましては、河津浜病院の医師によります接種予定をしております。

それで、国のほうから、一応、初回入荷分ということで、12アンプル、60回分につきまして、4月中下旬頃、町のほうに入ってくるという連絡が来てございます。そちらのほうの接種につきましては、おもと苑さんとお話をさせていただきまして、4月中下旬頃、接種を開始していきたいというふうに考えております。

続きまして、個別接種につきましては、賀茂医師会のほうで、ファイザー製のワクチンにつきましては、実施を予定しないというような見解が出ておりますので、そちらにつきましては、医師会とまた相談をしながら、個別接種が実施できる段階になりましたら、随時接種を始めていきたいというふうに考えております。

続きまして、財政計画につきましてはそちらに書いてあるとおりでございますけれども、今回計上してある費用につきましては、接種費用ということで1回当たり2,070円、これ、税抜きになりますけれども、2,070円のものでございます。その他、ワクチン、注射器等につきましては、国から支給がでございます。

その他としまして、ディープフリーザーにつきましては、もう国から支給済みということで、保健福祉センターへ設置済みでございます。

送迎につきましては、上地区・下地区の臨時送迎バス等の運行を考えてございます。

次のページをお願いします。

医療従事者の新型コロナウイルスワクチン接種についてということで、当初、医療従事者につきましては、1番目の優先接種者ということで、3月からの接種を予定しているんですけども、ワクチンの供給が遅れているということで、うちの町としましては、4月中旬から5月頃になるのではないかというふうに考えております。

医療従事者の対象者につきましては367人です。

想定接種回数は734回でございます。

接種方法ですけれども、伊豆今井浜病院によります病院職員の接種時に、その他の対象者を接種いただけるということで、了承をいただいております。河津浜病院の職員につきましては、自分の病院で接種をするというような状況でございます。

接種調整ということで、一応、県が担当ということになっておりまして、ただいま、本日両病院に説明会の実施をしているところでございます。

接種体制については、今、現時点、そういった形になっております。

今回予算を上げさせていただいたものですが、一応、高齢者のみではなくて、全町民の接種分を、計上をさせていただいております。約7,100人を想定をしております、7割の方が接種すると想定をして約4,970人、回数にしまして9,940回の接種を想定をしております。

予算的には集団接種につきましては、医師謝礼と看護師等の謝礼で集団接種にて4,000人分、8,000回分につきましては想定をしております。1回120回の接種と計算しまして、67日分ということで計算をしております。

また、医師会につきましては1時間2万円、看護師につきましては1時間4,000円ということで、これは賀茂医師会のほうでの了承を得られた単価ということで計算をしております。また、委託料ですけれども、個別接種委託料ということで1,000人分、2,000回分を想定して、国の指定単価であります2,070円の消費税分ということで計上をしております。

あと、需用費ということで、ファイザー製のワクチンを取り扱います専用グローブとか、アルコール綿、シリンジ等の購入費用と、あと、歳入との費用が、ちょっと差が出るものですから費用調整ということで、需用費のほうで調整をさせていただいております。歳入につきましては、1万回分の国指定単価2,070円の消費税を加えた額ということで計算をしております。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

接種が予定よりも随分遅れているなという気がするわけですがけれども、関係資料のほうに、ちょうど真ん中辺に、個別接種（医師会ファイザー製ワクチンは実施無）という書かれ方がしているわけですがけれども、当面も何も、ファイザー製しか認可されていないというわけではなく。それから、何でこんなこと聞くかという、アストラゼネカ、モデルナ、どちらだったか忘れましたがけれども、何か血栓がとかといううわさが、真実かどうか分かりませんが、そういった話もあって、多少なりとも不安を感じていらっしゃる方々もいるので、その辺の話をちょっと詳しくお願いしたいです。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 今現時点で、国の方で認可されているのは、ファイザー製ということでございます。医師会のほうでも、まず、ファイザー製のワクチンについては集団接種を行って、それで、医師2名体制で行って、不測の事態が起きても対応できるようにということで、当初は、ファイザー製のワクチンにつきましては、個別接種は行わないという方針を決めているようでございます。集団接種が進む中で、医師会、また県と協議をしながら、その辺は、個別接種の実施時期等は協議していきたいというふうに考えております。

塩田議員が申しましたワクチンで血栓がというのは、アストラゼネカ社製のワクチンと聞いております。ヨーロッパのほうでは、何か国か、接種停止を行っているわけですが、一応WHOのほうでは、そういった事実はないまでは言っていないですが、関係性は認められないというようなことを言っておりますので、順次、アストラゼネカ社製、モデルナ社製が認可されていくのではないかなというふうに思っております。

ファイザー社製につきましては、ディープフリーザーのマイナス75度以下ということで、取扱いがなかなか難しいもので、その冷凍庫がないと保管ができないということで、今現時点では、その冷凍庫があるところに配送して、その職員が各医療機関に配送するというような計画になっております。

通常で行いますと、問屋さんがワクチンを配送するんですが、それができないということで、できればそういったアストラゼネカ社とかモデルナ社製が入ってくれば、それができるということで、そういった段階での個別接種なんかも、医師会としてはちょっと考え

ているというような話も聞いております。そういった状況でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

丁寧な説明をありがとうございます。

要はこの時点で、ファイザー製ワクチンは、個別接種はしませんよということはある程度、明記しておくということは、要はワクチン接種を希望するのが強いあまりに、各医師会なり、個別の病院に問い合わせとかが殺到しないようにということも含めた上で言ってらっしゃるんだと思いますし。

あと、今、アストラゼネカの血栓の話も出ましたけれども、もちろん我々のような末端自治体において判断ができるような裁量もなければ、何もないわけで、国が認可するしない、それに全てかかってくるんだろうと思いますんで、とにかく行政サイドとしては、冷静に対応していただければ、町民の皆さんも、常に冷静さを保って行動してくれると。この新型コロナの今回の、当初、風評被害とかは非常に恐れたわけですが、そういったこともなく、非常に落ち着いた対応を見せてくれる町民ですので、当局も冷静に対応を続けていただきたいなと思います。

質問を終わります。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。

1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 1番、大川です。

関係資料の6番目の送迎の部分なんですけれども、送迎、たしか国庫補助金で全て見てくれるみたいな形の話だったと思うんですけれども、町としては、どの辺まで自分で来れない方をフォローしていく予定なのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 現時点では、上河津、下河津併せて、一応路線バスのバス停ごとのところまでは、送迎バスを、委託をしまして、それでお願いしていこうかなというふうに思っております。ただ、やはり高齢者なんで、個別事情等もあろうかと思っておりますので、まず一は、ご家族とか、そういった方にご協力を願うところなんですけれども、どうしてもやっぱり高齢者同士の世帯とか、ところもありますので、そういったところは個別的に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 基本的には、じゃバス停までは誰か乗ってきてくださいというか、そういう形で、そこから先は乗り合いバスで来てもらって、そこをフォローしますよという形でよろしいですか。ということは、これ、予算見る限りですと、その1人当たり2,070円に対して、送迎代って入っていないように思うんですけども、その部分はどうなんですか。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） この予算につきましては、接種する費用のみということで、以前、令和2年度の補正予算で計上させていただきました接種体制確保事業のほうに、費用は入っておりますので、一応、令和3年度に繰越明許として繰越しをさせていただいて、対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 理解できました。すみません。ありがとうございました。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 先ほどの塩田議員の、個別接種の医師会のファイザー製ワクチンの実施はなしということなんですけども、これは、基本的には国からの支給品を、要は接種していくという考え方でいいんですよね。もし、例えばそれが医師会によって、このワクチンを接種したいよ、こちらのワクチンを接種したいよという、そういうやり方が承認されるのかどうなのか。医師会が受入れないと、ファイザー製のワクチンはしないよということなのか。そこら辺はどんな感じなのかということと、あと、先ほど、接種の期間が4月中旬ぐらいからという、ずれ込んでいるみたいなお話をいただいたんですけども、そこら辺はどんな感じなんですか。何でずれ込むのか。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） まず、医師会によってワクチンの種類という、ファイザー社製とかモデルナとかそういった……

〔「実施はないよと医師会が言っちゃうということが」と言う人あり〕

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 接種につきましては、賀茂医師会の先生にお願いしていくようになると思います。そういった中で、医師会としては、まず集団接種でやっていこうというような方針が出ていまして、医師会の中で、ここの市町は個別でやるよとか、こちらの市町はやらないとか、そういうものではなくて、賀茂医師会として、特別な事情がない限りは

もう集団接種で行うというような方針が理事会でなされているようです。それを受けて、町としても当初につきましては、集団接種で行って行って、また集団接種の状況を見ながら、接種をした先生方の意見も聞きながら、医師会とも協議して、個別接種については進めていこうというような状況です。

それと、もう1点が、ずれ込んだ理由はもう単純にワクチンが届かないからということで遅れております。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ファイザー社製ワクチンは実施がなし、これは個別接種がなしという解釈をするのか、だから、集団接種だから、個別接種だから、ただファイザー社のワクチンをしないと、どのワクチンをするとかというのは、ちょっと理解に苦しみます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） すみません、私の説明が、ちょっと悪かったのか分からないんですけども、集団接種は当然行ってもらいます。ファイザー社製でも、それは行います。ただ、個別接種については、まずは、最初の接種になりますので、一応ファイザー社製のワクチンについては、町にディープフリーザーが届きますので、それをそこへ、町の職員が配送していくんですね。通常ですと、認可をもらった卸の業者さんがワクチンを医療機関に届けて、それで接種するんですけども、今回は結構特殊な配送とか、そういったものになっているので、やはり最初から個別をとというのも、なかなか医師会のほうでは難しいんじゃないかというような話も出ているみたいです。やはり接種をしてもらうのは、医師会の先生にお願いするしかないものですから、医師会のほうで、個別接種についてはファイザー社製のワクチンは、当初は見合わせるということなので、そこら辺は、最初からは、個別接種はちょっと難しいというような状況です。ですから、集団接種については、当然ファイザー社製のワクチンで行ってもらいます。

以上です。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、担当課長が説明しましたけれども、ファイザー社製が駄目だと言っているんじゃないんですよ。方法論の問題なんです。取りあえず医師会としては、集団接種でお願いしますよということなんです。その中で、今後個別接種については、医師会のほうで検討していただけたと思いますけれども、当面は、接種方法として集団接種でお願いしますよということが方向として決まっているということだけですので、薬がいいとか、悪い

とかという話じゃなくて、方法論として集団接種で医師会としてはお願いをしたいと、そういうことだそうです。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。

4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） これ、順番的には、2ページ目の医療従事者対象の方をやって、その後、順次高齢者の方へ移行するというような流れだと思うんですけども、例えば、福祉施設とか、そういったところの関係の方というのは、これよりもさらに、またずっと後になっていくということなんですか。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 福祉施設の従業員につきましては、高齢者等の優先接種と同時に接種ができるというような位置づけになっております。一応、ご存じのとおり、医療従事者が第1番目で次が高齢者になりますので、その高齢者を打つ段階で、同時接種も認められるというような形になっております。

〔「じゃ、その人数は把握されていてその人数は入っている」と言う人あり〕

○健康福祉課長（稲葉吉一君） その辺が非常に難しいものですから、何しろ国からワクチンが入ってこない、入ってくる日が、どのぐらい入ってくるかというのが分からないと、その接種日程も計画できない。それについても、どれだけ量が入ってくるというのが分からないと、どれだけの人数をこの日に接種計画をしていいかというのも、なかなか決められないということで、その辺がなかなか、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。

8番、土屋議員。

○8番（土屋 貴君） 大体、概略は分かってきたということだと思うんですけども、走りながら、考えてやっていかないと、これは難しいのかな。本当は、当初予定していたのは、100人分来る予定だったんです。それが、ケースによっては80人しか来なかったよとか、そういう想定が、今後、日ごとによって変わっていくわけという理解をしていかなきゃいけないということですよ。ですから、先ほど来のからみの中にクーポン券を4月中に、70歳以上の方には配付し、5月10日以降、接種していきましょうという予定でご説明されましたけれども、そこらの分がそれこそ、その様子によって全然変わってしまうと。あるいは、年齢をこうやっていたけれども、福祉施設、例えばサンシニアだとか、おもと苑なんかの場合に

は、その従事者も含めて一緒にやったほうがコロナに感染するリスクを下げられるというふうに判断すれば、当初予定外でも動くというような理解をしていけばいいんでしょうか。ちょっとその辺だけ教えてください。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 今現時点で言われているのは、4月中に1箱分、大体900回分ぐらいの接種のワクチンが入ってくるというような話は聞いているんですけども、それ以降の話が全然、ちょっとないということで、それを見越して、一応5月10日からということで、1日120人分ぐらいの接種を行っていこうというふうに計算をしております。その後、順次ワクチンが入ってくるというような予測で動いております。それで、入ってこなかったらどうするのかというのは、もうそのとき、そのときに判断していくしかないのかなというふうに思っております。

あと、介護施設につきましても、供給されるワクチンの数と、それと主治医の先生の日程とか、各施設に入っている方の病院の状況とか、そういったものも関係してくるので、施設、あと主治医の方、それと、あと町と協議しながら、接種日程を決めて、それでワクチンの供給を要望していくというような形になるのかなと。いろいろな、本当に想定がされていて、僕もちょっと頭が回らないところがあるんですけども。

例えば、今、1アンプル5回分接種ができるというんですけども、もうすぐたつと、6回分取れる注射器が来るよとか、例えば、その日に打つ予定だった人が熱が出て打てなくなっちゃったからワクチンが無駄になってしまうよとか、本当にいろいろな想定をちょっと考えて、そのときには、だから従事者を打たせるとか、本当にいろいろな想定を考えていかなきゃならないので、その辺は本当に施設とか、医師とか、そういった方と協議しながら、進めていかなきゃならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 8番、土屋議員。

○8番（土屋 貴君） 了解しました。

いろいろ大変だろうということだけ想像がつかます。そういうことでは、臨機応変に、ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第47号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（上村和正君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日、これをもって令和3年河津町議会第1回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年河津町議会第1回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 5時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和3年第1回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第1号	専決処分の報告について（法第180条の専決処分）（車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて）	3. 3. 10	
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同意 相馬松里
議案第2号	河津町保健福祉センター目的外使用に伴う使用料徴収条例の制定について	〃	原案可決
議案第3号	河津町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について	〃	〃
議案第4号	河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第5号	河津町課設置条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第6号	河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第7号	河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第8号	河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第9号	河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第10号	河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第11号	河津町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3. 3. 10	原案可決
議案第12号	河津町介護保険条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第13号	河津町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第14号	笹原コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について	〃	〃
議案第15号	田中多目的集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第16号	沢田ねはん堂売店の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第17号	逆川集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第18号	下峰集会施設兼集出荷所の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第19号	豊泉園地観光施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第20号	谷津コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について	〃	〃
議案第21号	谷津温泉立ち寄り湯の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第22号	河津平安の仏像展示館の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第23号	河津町見高浜多目的広場の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第24号	見高多目的集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第25号	泉奥原集会施設の指定管理者の指定について	3. 3. 10	原案可決
議案第26号	泉奥原飲雑用水施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第27号	川横婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第28号	大鍋多目的集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第29号	下佐ヶ野コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について	〃	〃
議案第30号	筏場婦人・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第31号	基幹集落センターの指定管理者の指定について	〃	〃
議案第32号	東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託の廃止について	〃	〃
議案第33号	東河環境センターと河津町の間の上尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託について	〃	〃
議案第34号	令和2年度河津町一般会計補正予算(第12号)	〃	〃
議案第35号	令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	〃	〃
議案第36号	令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算(第4号)	〃	〃
議案第37号	令和3年度河津町一般会計予算	3. 3. 19	〃
議案第38号	令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計予算	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第39号	令和3年度河津町土地取得特別会計予算	3. 3. 19	原案可決
議案第40号	令和3年度河津町国民健康保険特別会計予算	〃	〃
議案第41号	令和3年度河津町介護保険特別会計予算	〃	〃
議案第42号	令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
議案第43号	令和3年度河津町水道事業会計予算	〃	〃
議案第44号	令和3年度河津町温泉事業会計予算	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決定
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	〃
議案第45号	土地の取得について	〃	原案可決
議案第46号	土地の取得について	〃	〃
議案第47号	令和3年度河津町一般会計補正予算(第1号)	〃	〃